

会期日程表（第4回 能登町議会定例会）

平成18年12月

会期	日	曜	開議時刻	摘要
第1日	7	木	午前10時00分	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願・陳情上程 趣旨説明・委員会付託
第2日	8	金		休会（常任委員会）
第3日	9	土		休会
第4日	10	日		休会
第5日	11	月		休会
第6日	12	火	午前10時00分	一般質問
第7日	13	水	午前10時00分	一般質問
第8日	14	木	午前10時00分	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開 会（午前10時00分）

開 会・開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまから、平成18年第4回能登町議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

会議録署名議員の指名

議長（新平悠紀夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番河田信彰君、4番南正晴君を指名します。

会期の決定

議長（新平悠紀夫）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの8日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（新平悠紀夫）

日程第3「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布いたしましたのでご了承いただきたくお願いいたします。

す。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案20件が提出されております。また、監査委員から、平成18年度8月分、9月分、10月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

議案第110号～議案第129号

議長（新平悠紀夫）

日程第4 議案第110号「平成18年度能登町一般会計補正予算」から、
日程第23 議案第129号「能登町公平委員会委員の選任について」までの
20件を一括議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日ここに、平成18年第4回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控え何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

12月に入りまして、今年も残すところあと僅かとなりました。

能登町が誕生してから、1年9箇月余りたち、2年目の今年は、自立した町づくりを目指し、町民の皆様のご協力を得ながら各般にわたり一歩ずつではありますが着実に前進していると思っています。

しかし、効率的な行財政システムの構築という面では、誠に厳しい財政環境もあって、未だに諸課題が山積している現状であります。

一気呵成に解決できるものではありませんが、時間がかかっても一歩ずつ着実な成果が得られるよう努力を傾注していく所存ですので、議員各位のご理解とご協力をお願いするものでございます。

さて、今年1年を顧みますと、3月1日に、能登町誕生1周年を記念し、町の象徴となる「花・木・鳥・魚」を制定しました。

町の花は「のときりしま」・町の木は「もちの木」・町の鳥は「ヤマセミ」そして町の魚は「ブリ」といたしました。町のシンボルとして広く町民に親し

まれ、未来にわたって町の象徴となるものですので、町民の皆様にも町を特徴づけ対外的な町のイメージの向上に役立てて頂ければ幸いです。

今年は、記録的な大雪が尾を引き、除雪作業中の事故により、2名もの犠牲者がでるなど、住民生活の安全と生活空間の維持を守る者にとって誠に厳しい対応が求められました。

6月には、空梅雨による水不足の予想から一転し、7月15日から16日にかけての集中豪雨により、河川の氾濫や土砂崩れが町内各地で発生し、町に甚大な被害をもたらしました。

町といたしましては、災害復旧に速やかに対応するとともに、町民が安心して生活できる安全なまちづくりに今後とも努めてまいりますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、9月1日には、能登町の一人ひとりが希望と愛着をもって住みよい町を築くため「能登町民憲章」を定めました。

「夢はでっかく、根は深く」という言葉がありますが、根のないところに、決して夢は育ちません。

そして、その根とは、2町1村固有の歴史であり、文化であり、自然なのではないでしょうか。

去る9月26日に発足した安倍内閣の政権構想は、「美しい国、日本」で、第1に「文化、伝統、自然、歴史を大切にする国」が挙げられています。

「能登町民憲章」とともに9月15日に町議会の議決を頂きました「能登町第1次総合計画」も、「美しい町、能登町」をつくるためのものであり、今後10年間の町の方向性を示す重要な指針であります。

私は、このふるさとを守るため、「対話と協働」により、町づくりの根をはり大きな夢を育てていきたいと思っています。

次に、去る10月19日に兵庫県三木市で開催された第20回全国消防操法大会において、石川県代表として出場した当町の三波分団が、長年の悲願でありました全国優勝を成し遂げました。

ご家族や町民の応援を背負い、栄誉ある大旗をつかんだ5人の活躍は、多くの町民に感動を与えるとともに、能登町の歴史に大きな足跡を残しました。

今後は、日本一の防災に向けて、その力を遺憾なく発揮していただき、町民の盾となって活躍されんことを期待するものです。

一方、新聞報道でもご存知のとおり町の財政力は、同じ1位でも県内ワースト1という残念な結果が出ております。

地方交付税頼りの脆弱な財政基盤の中ではありますが、少しでも町民の皆様方に喜んでいただけるよう努力を積み重ねてきた結果ではありますが、多くの町民の方にご心配をおかけし、大変申し訳なく感じております。

この厳しい時期を乗り越えるため、財源不足の段階的な解消に取り組んでいますが、荒波に船を漕ぎ出さなければならぬ私たちにとって、何よりも大切なことは、理念よりもまず沈まない船を作ることが重要と考えています。

厳しい中にもメリハリのある行財政政策を取捨選択しながら町の発展にまい進する覚悟ですので、各位のご支援をお願い申し上げます。

次に、議員の皆様にとっては、今年一番の出来事であった町議会議員選挙が10月22日執行されました。

新しく町議会議員になられました20名の議員一人ひとりの責任も一段と重くなられました。

11月8日の臨時議会で新しい議会組織も決まり、この12月定例会から本格的な議会活動が始まります。

今、新たな町づくりに向けて、議員の皆様とともに最初の一步を歩みだすにあたり、議会活動のより一層の活性化をお願いするとともに、町政運営にご理解とご協力を賜わりますことをお願い申し上げます。

「晴れ、所により雪」これは北陸銀行の頭取が、先般北陸経済の現状を例えた言葉です。

その心は「大手の製造業は好調だが、中小・零細企業は雪もよう水面下から脱していない」という判断であります。

都市と地方との経済格差は大きな問題になりつつあり、格差是正が叫ばれておりますが、能登地区は、まだ雪解け前の厳しい経済状況にあります。

このような状況の中で、現在、平成19年度予算の編成期を迎えております。

町の財政状況は極めて逼迫した局面にあり、財政再建が新町第一の大きな課題となっております。

ある町の町長は、「町の決算は数字の黒字赤字より、住民の行政に対する満足不満足の度合いで決まる。」と申しております。

地域でできることは地域にお願いしなければなりません、いかに環境が厳しくとも、将来につながる施策の推進に積極的に取り組み、できるだけ多くの住民が満足できる施策を行うためには、地方自治法にもありますように少ない予算で最大の成果を発揮しなければなりません。

何事も先鞭を切るには勇気がいりますし、また、当然リスクも伴います。

しかし成功すれば行政改革も予想以上の効果を生み出します。

このため、さきに作成した予算編成方針に基づき、施策の重点化と質的充実に創意工夫を凝らしながら、諸施策の推進に全力を尽くしてまいる所存であります。

能登町が取り組むべき課題は数々ありますが、初心を忘れず、今後とも町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、知恵と工夫、そして創造にあふれた町政の

実現に向け、共に苦勞し、共に喜び、町民と議会と行政が一緒になって諸課題に取り組み、活力と魅力にあふれた町としてさらに発展し飛躍するよう、全身全霊を傾けて挑戦していく覚悟であります。

町民の皆様並びに議員各位には、格別の御理解とお力添えを賜りますよう衷心からお願いを申し上げます。

それでは、今定例会にご提案いたしました議案20件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第110号から第118号までは、一般会計、7特別会計及び1公営企業会計予算の補正であります。

事業費等の変更や確定により、多少の組み替えや追加を行い、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しく願いいたします。

まず初めに、議案第110号「平成18年度能登町一般会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5千7百40万2千円を追加し、予算総額を、百49億6千8万9千円とするものです。

歳出の主な内容として、第1款「議会費」の3百12万4千円の減額は、人事異動による人件費の調整を行ったものであります。

第2款「総務費」では、3百万8千円の減額を行いました。

第1項「総務管理費」のうち、第1目「一般管理費」では、人事異動等による人件費の調整のための減額を行い、第2目「文書広報費」では、決算見込みに従い有線放送事業特別会計への繰出金を減額いたしました。

第5目「財産管理費」では、4千9百7万2千円を追加いたしましたが、アベスト除去に要する経費を計上いたしましたものであります。

第6目「基金管理費」には、年度内に発生する基金利子の見込額を追加し、第7目「企画費」の追加は、町花である「のとキリシマツツジ」の普及を目的とした書籍が発刊されることに伴う「のとキリシマツツジ連絡協議会」への補助金の計上が主な内容でございます。

第2項「徴税費」の減額は、人事異動に伴う人件費の調整であり、第3項「戸籍住民基本台帳費」では、人件費の調整のための減額を行った他、今後見込まれる住民基本台帳カードの作成費を追加いたしております。

第4項「選挙費」につきましては、第1目「選挙管理委員会費」で、人件費や選挙人名簿作成費を減額し、第2目「能登町議会議員選挙費」では、選挙費用の確定による減額を行っております。

また、来る平成19年3月30日に告示予定の県議会議員選挙に要する今年度内の事務経費について、第3目「石川県議会議員選挙費」として、6百48万円を計上いたしましたので宜しく願いいたします。

第5項「防災費」については財源調整を行い、第6項「統計調査費」では人

件費の調整をおこなっております。

第3款「民生費」には、2千54万6千円を追加いたしました。

うち、第1項「社会福祉費」では、1千4百74万3千円を追加しております。

第1目「社会福祉総務費」で、人事異動等による人件費の調整のための減額を行った他、第5目「老人福祉費」では、この9月から設置された石川県後期高齢者医療広域連合設立準備会の運営に要する経費を追加いたしました。

また、第6目「介護保険費」及び第7目「国民健康保険費」の追加は、各特別会計への繰出金を計上したものであります。

第2項「児童福祉費」では、5百80万3千円を追加いたしました。

第1目「児童福祉総務費」で、人事異動等による人件費の調整を行った他、第3目「児童福祉施設費」には、決算見込みに従い「保育所運営費」を追加しております。

第4款「衛生費」には、7百14万4千円を追加いたしました。

第1項「保健衛生費」のうち、第1目「保健衛生総務費」で、人事異動等による人件費の調整を行った他、第6目「環境衛生費」では、今後見込まれる合併浄化槽設置事業費を追加いたしました。

第2項「清掃費」は、人件費の調整の他、決算見込みに従い「奥能登クリーン組合」負担金を減額し、「珠洲市・能登町環境衛生組合」負担金を追加したものであります。

第3項「水道費」につきましては、上水道事業に対する無水源整備出資金の追加が主なものであり、併せて、簡易水道事業会計及び水道事業会計への繰出金の調整を行っております。

第5款「労働費」では、84万円を減額いたしましたが、第1項第1目「労働諸費」における「勤労者対策事業費」を、その決算見込みに基づき減額したものであります。

第6款「農林水産業費」は、8百71万2千円の追加であります。

うち、第1項「農業費」では、2千百82万5千円を追加いたしました。

その内容は、第1目「農業委員会費」で、人事異動等による人件費の調整の他、「担い手農家育成流動化促進事業」を追加し、第2目「農業総務費」では、人件費の調整の他、農業施設用除雪機械修繕費を計上いたしました。

第3目「農業振興費」の追加は、モデル農場管理費であります。

第4目「畜産業費」の、1千5百51万3千円の追加は、三位一体の改革により、肉用牛特別導入事業基金の原資に充てていた国庫及び県費を返還する必要が生じたため返還金を計上するものです。

また、この他に、当該事業の貸付金の減額や、畜産総合センターの畜舎の修

繕費を計上いたしております。

第5目「農地費」では、決算見込みに従い農業集落排水事業特別会計への繰出金を追加いたしました。

第2項「林業費」では、8百55万6千円を減額いたしました。

第1目「林業総務費」では、人件費の調整を行い、第2目「林業振興費」については、「松食い虫対策防除事業」及び「林道整備事業」の事業費の確定に伴い、予算の減額を行いました。

第3項「水産業費」では、4百55万7千円を減額いたしました。

その内容は、第1目「水産業総務費」で、人事異動等による人件費の調整の他、「漁業集落排水特別会計繰出金」を減額し、第2目「水産業振興費」には、「漁業振興対策事業」として漁業用燃油流通効率化緊急対策特別事業の所要額を追加いたしております。

第7款「商工費」には、6百45万5千円を追加いたしました。

その内容は、第1目「商工総務費」で、人事異動等による人件費の調整を行った他、決算見込みに従って、第2目「商工業振興費」及び第3目「観光費」の減額補正を行ったものであります。

第8款「土木費」は、28万5千円を減額いたしました。

第1項「土木管理費」の減額は、人事異動等による人件費の調整でございます。

第2項「道路橋りょう費」では、9百35万円を追加いたしました。

その内容は、第3目「道路橋りょう新設改良費」において、交付金事業の認定を受けた「地方道路交付金事業」について追加を行ったものであります。

第3項「河川費」の減額は、「急傾斜地崩壊対策事業」の確定によるものでございます。

第5項「都市計画費」につきましては、第1目「都市計画総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「街路事業費」では、「新町通り線街路整備事業」を、百80万円追加いたしております。

また、第3目「都市環境整備事業費」では、決算見込みに従い所要の組み替えを行い、第5目「下水道費」では、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額を行ったものであります。

第6項「住宅費」の減額は、第1目「住宅総務費」において、人件費の調整を行ったものであり、第2目「住宅建設費」では、決算見込みに従い所要の組み替えを行っておりますので宜しくお願いいたします。

第9款「消防費」は、百39万7千円の追加であります。

内容は、消火栓設置に要する経費として水道事業会計へ繰り出すものでありますので宜しくお願いいたします。

第10款「教育費」には、1千35万6千円を追加いたしました。

第1項「教育総務費」は、10万円の減額であります。第2目「事務局費」では、人事異動等による人件費の調整を行った他、町立小中学校の耐震化優先度調査費として、2百4万円を追加いたしております。

また、外国語指導助手招致事業及び育英事業の減額措置は、事業費の確定によるものであります。

第2項「小学校費」は、4百11万2千円の減額を行いましたが、その内容は、人件費の調整を行ったものであります。

第3項「中学校費」では、4百81万8千円の追加を行いました。

第1目「学校管理費」で、人件費等の調整を行った他、第2目「教育振興費」では、決算見込みに従い減額を行っております。

第4項「社会教育費」には、8百67万4千円を追加いたしました。

第1目「社会教育総務費」及び第3目「公民館費」は、人件費の調整であり、第8目「給食受託事業費」には、能登少年自然の家の給食受託事業に要する経費について、今後の見込額を計上いたしております。

第5項「保健体育費」では、百4万5千円を減額いたしましたが、その内容は、人事異動等に伴う人件費の調整であります。

第6項「学校給食費」には、2百12万1千円の追加を行いました。

第1目「小学校給食費」の53万6千円及び第2目「中学校給食費」の百58万5千円の追加であります。内容は、給食事業に携わる職員の人件費の調整を行うものですので宜しくお願いいたします。

第11款「災害復旧費」には、3億1千4万9千円を追加いたしました。

第1項「農林水産施設災害復旧費」では、5千6百54万円を追加しておりますが、本年6月から7月にかけての梅雨前線豪雨による災害査定が完了し、本年度分として農地災害復旧費に6百18万円、農業用施設災害復旧費に5千7百99万5千円を追加したものであります。

また、林道災害復旧費の減額は、事業費の確定によるものであります。

第2項「公共土木施設災害復旧費」では2億5千3百50万9千円を追加いたしました。

道路災害復旧費に、9千7百57万8千円、河川災害復旧費には、1億5千5百93万1千円の追加であります。これにつきましても第4次災害査定が完了し、できる限り早期に災害箇所の復旧工事を実施するため、本年度実施予定額を算出して予算の計上を行いましたので宜しくお願いいたします。

以上、ご説明いたしました歳出の財源として、歳入において、第1款「町税」を減額し、第11款「分担金及び負担金」、第12款「使用料及び手数料」、第13款「国庫支出金」、第14款「県支出金」、第15款「財産収入」、第16款

「寄付金」、第17款「繰入金」、第19款「諸収入」及び第20款「町債」をそれぞれ追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第111号「平成18年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21万6千円を減額し、予算総額を、5億9千2百69万2千円といたしました。

その歳出の内容は、第1款第1項「有線放送管理費」で、人事異動等に伴う人件費の調整を行った他、来年度の事業認定に必要なe-むらづくり計画策定委員報酬を計上したものであります。

また、第3款「公債費」につきましては、償還金の組み替えを行っております。

この財源として、歳入の第2款「使用料及び手数料」及び第5款「繰越金」を追加し、第4款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第112号「平成18年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、保険事業勘定において、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万円を追加し、予算総額を、28億8千55万8千円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」で、人事異動等に伴う人件費の調整を行った他、基金利子積立金を追加したものであります。

この財源として、歳入の第7款「財産収入」及び第8款「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第113号「平成18年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9百34万円を追加し、予算総額を25億6千13万円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」で、人事異動等に伴う人件費の調整を行い、第3款「地域支援事業費」では、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業及び権利擁護事業等の事業費を決算見込みに従い調整したものであります。

この財源として、歳入の第1款「保険料」、第3款「国庫支出金」及び第5款「県支出金」を減額し、第8款「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りました。

また、サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万6千円を追加し、予算総額を、1億5千9百77万4千円とするものです。

歳出の内容は、第2款「基金積立金」で基金利子の積立金を計上したものであります。

この財源として、歳入の第2款「財産収入」を追加して、収支の均衡を図り

ましたので宜しく願ひいたします。

次に、議案第114号「平成18年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千百74万8千円を減額し、予算総額を、10億1千8百33万3千円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」で、人事異動等に伴う人件費の調整を行い、第2款「建設改良費」では、本年度事業の確定に伴い「宇出津・松波・小木」の各処理区の事業費の調整を行いました。

この財源として、歳入の第4款「県支出金」、第5款「繰入金」及び第8款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願ひいたします。

次に、議案第115号「平成18年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2千8百85万4千円を減額し、予算総額を、7億3千2百24万3千円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」において、人事異動等に伴う人件費の調整を行い、第2款「建設改良費」では、本年度事業の確定に伴い「瑞穂・内浦南部・寺五」の各処理区の事業費の調整を行いました。

この財源として、歳入の第3款「県支出金」、第6款「諸収入」及び第7款「町債」を減額し、第4款「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しく願ひいたします。

次に、議案第116号「平成18年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万8千円を追加し、予算総額を、8千9百84万7千円とするものです。

歳出の内容は、第3款「公債費」に償還金の追加を行ったものであります。この財源として、歳入の第3款「県支出金」及び第4款「繰入金」を減額し、第5款「繰越金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しく願ひいたします。

次に、議案第117号「平成18年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3百50万円を追加し、予算総額を5億2千8百20万2千円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」において、人事異動等に伴う人件費の調整と施設管理に必要な維持管理費の追加を行った他、第2款「建設改良費」では、本年度事業の確定に伴う所要の調整を行いました。

また、第3款「公債費」では償還金の追加を行っております。

この財源として、歳入の第4款「繰入金」を減額し、第5款「繰越金」及び第7款「町債」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しく願ひいたします。

次に、議案第118号「平成18年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」

は、収益的支出につき営業費用において、人事異動等に伴う人件費の調整や燃料費等の追加を行い、資本的支出については、建設改良費において、松波地内下水道事業実施に伴う配水管敷設替え工事や追加内示を受けて無水源対策事業費の追加を行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第119号「能登町児童センター条例について」ですが、まつなみキッズセンターは、学習機会の提供及び家庭教育等の推進を図るため旧内浦町からこども学習センターとして整備・運営してきました。

立地条件が良いこともあり、小学生をはじめ児童が多数利用しています。

また、施設内において定期的に子育て教室、離乳食教室及び予防接種等の児童の健康管理並びに児童福祉サービスも保健師等が行っています。

これまで施設の設置について、法的根拠がありませんでしたので、平成19年度から児童福祉法に定める児童センターとして、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく子育て支援の拠点施設として整理するため新たに条例を制定するものですので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第120号「能登町庁舎建設基金条例について」は、合併協議会で協議された、合併協定書の協定事項に沿って「庁舎建設資金の財源確保」を目的とした庁舎基金条例を制定しようとするものでありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第121号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」は、地域住民の自治意識を盛り上げ、自主的に行うコミュニティ活動施設として整備しておりました、野田コミュニティセンターの建設が、このたび12月5日の工期内に無事完了いたしましたので、条例に本施設を追加いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第122号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、人事院は、公務員給与の改定の基準となる民間企業の調査対象規模を「従業員100人以上」から「50人以上」に改めるとともに、従業員の範囲を見直すなど抜本的な見直しを行いました。

その上で、公務員と民間企業従業員の給与を比較したところ、その水準がほぼ均衡していたことから、給料と期末・勤勉手当は据え置きとなっております。

また、国全体として進められている、少子化対策に対応して、第3子からは月額5千円となる扶養手当について、来年4月から第1子、第2子と同額の6千円支給に増額するための改正となっております。

国家公務員の給与法の改正が、既に本年11月17日に公布され、本町の条例も法令に沿って改正を行うものですのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第123号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例について」は、病状が重篤であって絶対安静を必要とする患者や手術又は知的障害のため常時監視を必要とし、適時適切な看護、介助を必要とする患者の病床が入院患者数の基準に基づき、9床から8床と1床減少したことに伴いまして、その1床分を特別室とする改正を行うものですのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第124号「公の施設の指定管理者の指定について」ですが、地域住民のコミュニティ活動や地域活動の導入を目的とする地域密着型の施設については、これまで公募を行わず地区の住民団体に管理をしていただいております。

このたび完成しました野田コミュニティセンターにつきましても地域密着型施設であることから、地元の野田区を指定管理者とするものですのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第125号「石川県後期高齢者医療広域連合の設立について」は、平成18年6月に制定された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、超高齢者社会を展望した新たな医療保険制度体系を実現するため、現行の老人保健制度に代えて、新たな医療制度として後期高齢者医療制度が創設され、平成20年度から施行されます。

この後期高齢者医療制度の運営については、保険料徴収など窓口事務は市町村が行い、保険料決定、賦課決定及び医療の給付等は、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うこととされました。

今回、石川県においても、県内19市町が一致協力し、後期高齢者医療制度の運営を行うため、石川県後期高齢者医療広域連合の設立を提案するものであります。

次に、議案第126号「奥能登広域圏事務組合理約の変更について」ですが、地方自治法の一部を改正する法律が、本年6月7日に法律第53号として公布されました。

今回の改正は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、助役及び収入役制度の見直し並びに吏員制度の廃止など地方自治制度の抜本的改正がなされました。

これに伴いまして、当組合の規約につきまして、所要の改正を行いましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、町の条例につきましては、この法律の施行に合わせて、政策の検討や多岐にわたる例規の整備を行う必要があることから、来年の3月定例会において議案を上程する予定ですのでご理解の程よろしくお願いいたします。

次に、議案第127号「珠洲市・能登町環境衛生組合の解散について」ですが、当組合は珠洲市と旧内浦町が昭和39年に設立して以来、永きにわたり快

適で清潔な環境衛生事業の実現に取り組んでまいりました。

今回、珠洲市が独自に、し尿等を処理する施設を整備されましたので、地方自治法第290条の規定により、組合を解散することについて、議会の議決を求めるものであります。

また、議案第128号「珠洲市・能登町環境衛生組合の解散に伴う財産処分について」は、当組合の解散に伴うもので、組合財産の処分の方法について、珠洲市と協議を重ねた結果、珠洲市と能登町の負担金の割合で財産を按分し処分することを提案するものであります。

次に、議案第129号「能登町公平委員会委員の選任について」は、一身上の都合により退任されました椿原安弘氏の後任として、人格が高潔であり人事行政に関し識見を有しております能登町字松波の金七政彦氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会に提出いたしました各案件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

日程第4 議案第110号から、日程第22 議案第128号までの19件についての質疑を行います。質疑は、大綱的な内容でお願いをいたします。質疑はありませんか。

13番 鍛冶谷眞一君

13番(鍛冶谷眞一)

今ほどの町長の提案理由の説明の中に、人事異動もしくは人事の調整という言葉がいっぱいあったわけなんです、それによって数字も違ってはいるわけなんです、大体なぜこれがこうなったかということの理由と主たる目的、そしてその成果、数字の全体の増減があったはずですね。ありますね。その全体の数字まで今この場でわかれば数字まで教えてほしいです、わからなければ今議会中に教えてほしいなというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

総務課長 田下一幸君

総務課長（田下一幸）

鍛冶谷議員さんの質問に対してお答えいたします。

今回の人事院勧告は、先ほど町長も議案の中で申し上げておりますが、扶養手当の改正のみになっております。そういったこともありまして、総体的には全体人件費から見まして、全体人件費が42億程度あるわけですけれども、異動が少なかったということで全体人件費は2,000万ほど減っております。

これの主たる要因なんですけれども、まず初めに退職者の特別負担金というものが当初想定した以上に出てこなかったということで、それらの原因。また、今般、災害復旧事業費がたくさん補正等でありました。そうした事業費面で賄える人件費の調整。また、共済組合の追加費用の追加とか児童手当の改正、共済組合の負担金とか、その他もろもろの要因がありますけれども、総体的に2,000万程度で済んだ。

したがって、18年度の当初予算を組むときには17年度の組織の中で予算編成をいたしますので、その後において新たな職員の異動がありますので、それに伴って今回は調整をさせていただいたというものが主な内容のものであります。

議長（新平悠紀夫）

いいですか。ほかにありませんか。

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

これは答えは町長、お願いしたいと思います。

議案第120号の能登庁舎建設基金条例について、この問題は前回、私たち前回もいろいろと問題になって、町長、前回の9月議会には上程されませんでしたけど、なぜお金もつけないのにこういうときにこういう条例を結局、私たちに答申するのか。何の意味でこういう条例をつくるんですかということを私は町長にお尋ねしたい。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

今回の条例を上程させていただきましたのは、あくまでも合併協定書の内容に基づいての条例ということで、協定書に基づいた条例の制定を提案させてい

ただいたわけでありませぬ。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

あくまでも合併協議会の申し出によって上程されたということございませぬけれども、いつも今回もずっと聞いておったんですけれども、町長は3町村がまだ合併していないというような意向でおるのではないかなと思ひます。いつも文化でも何でも、私たち選挙はもうはや2万3,000人の中で行ったわけございませぬので、そういう言葉はこれから今後は避けてほしい。

それから、合併協議会、合併協議会と、もう数年もたっておるのにそればかり重要視しながら現状を直視していないと私は思うんですよ。

ただし、こういう条例をつくるよりも、私たちは選挙に能登旧町村全部回ってみましたが、結構、生徒の入っていない学校とかいろんな町の施設がある。その施設を処理しなければならぬ施設もあります。そういうものを先決にやはり条例をつくってやる必要があるではないか。私は、能登庁舎処理基金条例というものを要請したいと思ひております。

こういうものは町民の誤解を受けませぬよ。もうはやこういうものが出れば、どこに役場つくるんだとか、あそこにつくるとか、話が先走って頭が先走る。私たち、先ほど町長も言われたとおり、この能登町は北陸地方でも財政は下から2番目なんです。そういう中で、こういう月へ行くか火星へ行くかわからぬような時代のことをやっておっても私はあきませぬと思ひます。

私が先ほど言った能登庁舎処理基金という条例について、余計早くにしなければならぬのではないかと思ひます。またこういうところでは何ですから、議会が終わりましたらまた提示しておきますけれども、本当に危険性のある旧校舎が二、三ありました。そういうこともやはり直視しながらやっていく必要があると思ひますので、私の質問に対して町長、シンを入れて今後調整に励んでいただきたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（新平悠紀夫）

答弁は要りませぬか。

8番（志幸松栄）

要りませぬ。町長は大抵やってくれると思ひますので。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。11番 宮田勝三君

11番（宮田勝三）

補正予算書の15ページの財産収入なんですが、1,019万6,000円ですか。土地、建物の売り払いということですが、どういった場所の土地なのか、建物なのか。公売をされたのか、どういう手続をもってやられたのか、細かやに説明を願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

監理課長 赤田明君

監理課長（赤田明）

宮田議員さんの質問にお答えいたします。

15款の財産収入の不動産売り払い収入の1,019万6,000円の件だと思えますけれども、これにつきましては、今年に入ってから土地の財政が苦しいということで、町有地の遊休、遊んでいるような町有地を売り払いしたらどうかということもございまして、全部で12件ほど売り払いの見込みが立っております。

そして、その内容につきましては普通財産が7件、法定外といって赤線、青線の部分で既にはやそれを使っていたりとか、そういうものが発覚したものが4件、それから県の道路改良に係るものが1件ございまして、合計1,680万円ほどの収入が見込まれるわけです。そのうち9月に667万円ほど先に補正して、18年度中に見込まれる総額のと残り分を数字的に上げたわけです。

公売したかといいますと、公売はしておりません。実は、そういう法定外の地面はもう既にその宅地にしてあったりとなつた部分ですし、それから、この売却につきましては全部申し込みによるものであります。姫団地はもちろん公募してあります。広報に出して、この土地要りませんかということで、それで手を挙げてきたものとか、そういうものもありまして、入札はしておりません。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

11番 宮田勝三君

1 1 番（宮田勝三）

今、赤田課長の説明によりますと、法定外とか赤線とかというのは、想像ですけれども、例えば集落でとか個人的に管理がだれするよりも、例えばAさんという方が今後管理した方がよかろうという周囲の人たちも認めざるを得ないような箇所もあろうかと思うんですけれども、最初に言われたこの7件というのは、私、単純にそれなりの家を建てようが倉庫を建てようが、きちっとした敷地をどなたに売ってもいいよというような場所がもしあったならば、それなりに公募をし、入札をすることが当然のことであろうなという思いで今話しているんですが、そういった形で公募をしてやるのが財政にもそれなりのメリットがあったのではないかなと思われるような節に当たるような土地はなかったのでしょうか。

この7件というのは、公募をして差し支えのない場所というのはなかったのでしょうか。全件そうでなくても、例えば1件であろうとも公募をして当たり前だと思われるような土地はなかったのかなということをお聞きさせていただきたいんですが。

議長（新平悠紀夫）

監理課長 赤田明君

監理課長（赤田明）

7件につきましては、姫の第一住宅、宅地をつくった第一は常に公募しております。それとあと広報誌によって2件ほど公募したんですが、それにつきましてはまだ買い手があらわれていない。公募したものはほとんど買い手がないわけです。これはぜひ私にということで、いろんな理由から判断して決裁をもらって、じゃこの方というような状況で。

公募をすれば一番いいんでしょうけれども、それによっていろいろな方々の話が崩れたり、おかしくなるということで、この7件については実は公募をしなくて、上司の決裁をもらって、その方々と話ししてやったものでございます。

公募すれば一番理想かと思えますけれども、これからはそのような方法で余裕があればやっていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

1 1 番 宮田勝三君

1 1 番（宮田勝三）

公募されなかったとおっしゃいますが、公募をしなくて、その売却が隣接の人たちにそれがはっきりしたときに、だれからも何の苦情もなければよろしいんですが、よもやそういう形で出ることを想定した場合には、やはり公募をしてきちとした形で最初の申込者、だれもいなかったら最初の申込者に売ってあげるよと。そういうような形をやっぱりとっていかなければ、いろいろなトラブルのもとになるのではないかと思いますので。

今後、こういうことが財政難のためにいろいろあろうかと思しますので、ぜひ苦情のない、そしてまた行政側にメリットのあるような形でやっていただきたいと思えます。

それと、もう1点お願いします。

コミュニティセンターですか、今回、指定管理者ということで124号に載っておりますが、この指定管理者のことについてお聞きしたいんですが、各集会所、50カ所ぐらいはあろうかなと思うんですけども、それなりに協定書というものを結ばれておると思うんですが、当然のことながら新しいものもあれば古いものもあれば、一つの公共施設と言われるような施設の中へその地区の人たちが集会所と称して入っている箇所もあろうかと思えます。例えば健康管理センターのような形、そういうものはないですか。全く集会所と称するものしかないでしょうか。50カ所。

私の言いたいのは、当然、施設、集会所の中身についてはばらつきあると思えます。古いものもあれば、中身、例えば下水が完備されておるような集会所もあろうかと思えますけれども、例えば古くして、もはやいろんな形で修繕や下水関係をしていかなければならんような、そういう集会所もあろうかと思えますけれども、その協定書の中に、例えば改善、改修に関しての、そういうことに関してはうたってあると思うんですが、どのあたりまでどんなふうな形でうたってあるのかなということでお聞きしたいんですけれども。

議長（新平悠紀夫）

監理課長 赤田明君

監理課長（赤田明）

集会所につきましては、協定書を結んであるわけなんですけれども、細かい修理とかにつきましては、細かいものにつきましては大方地元ということで。ちょっと協定書を持ってきていませんので、中身ちょっときちと覚えておりませんが、大きいものについては協議するというような形で、話の中ではそういう話をして協定を結んでおります。

議長（新平悠紀夫）

11番 宮田勝三君

11番（宮田勝三）

ほかの地区の集会所のことに、ちょっと耳に挟んだんですが、たしか行政側の方で公共下水が来ておると。当然まだ下水は宅内の方はまだ完成していないんだけど、協定書の中には大規模改修とか漠然とした、これ金額以上は云々、この金額以下は云々とうたってない。大規模とか小規模とかという名でたしか書いてあった思いだという話を聞いたんですが、集会所に関する公共下水の中身の方なんですけれども、宅内の方なんですけれども、改修するに当たって行政側が何とか面倒見てくれるような話を聞いたという区長さんも、集会所の要するに指定管理者の方おいでたんですが、そのあたりはどういうふうに今後、漠然とした大規模、小規模というような形でうたってあるので。

ただ、その地区の方はそういうような思いでおられた方もおいでましたので、そのあたりはどんなふうにご説明をされたことが、指定管理をするときにどう説明をされておるのかなということ。

議長（新平悠紀夫）

監理課長 赤田明君

監理課長（赤田明）

下水とか水道がなかった時代に建ててあって、その地区へ新たにその施設が来たという場合は、原則として加入金とつなぐのは町の方ですという。去年1件、先にできておって、どの地区だったかな。旧能都町内の地区の集会所で一回やりましたし、今年も予算で小浦の方とかその辺で、後から下水が入ったからつないでくれという、その分は公共施設、町の建物の一部なんですから、修理とかそんなんと違いますので、その分は予算の許す限りというか、予算要求して通ったものにはしていくことになっております。

議長（新平悠紀夫）

ほかにございませんか。17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

私は、議案第120号について質問したいと思うんですが、確認の意味で、もう一遍説明をできればお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

どなたに。

17番（多田喜一郎）

できれば町長でお願いします。120号、確認の意味でもう一遍、120号の条例を説明願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

提案理由でも申し上げましたが、あくまでも合併協定書の内容に従って条例の制定を議員の皆様にも承認いただくということで上程させていただいております。

議長（新平悠紀夫）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

今、町長の言葉では、やはり合併協定書に基づいてということでございます。合併協定書は、言うまでもなく条例ではなくて、もちろん条例をつくらなければ基金が創設できないんですが、基金を創設すると明確に書いてあります。この12月定例会には載っておりません。これは6月議会、9月議会でも相当の議論を呼んで今月に至っておるわけでございます。なぜ町長が今回基金を積まなかったのか。

今までのやり方は、はっきり言って何か、どこかにプレッシャーをかけられて日に日に延ばしておるというような感じしかとれません。どうせ積むのならば、3町の合意の合併です。前回の田上議員さんも質問の中で言われておりました。議会の代表、各種団体、有識者、そして県の職員まで入って合併協定書というものをつくっております。当然、有意義な、ある意味ではきちっとしたすばらしい協定書、意義のある協定書だと思います。それを事なかれ主義、その場しのぎに日々延ばしていくというのは、私には理解できません。なぜ積まなかったのか。単刀、明快にお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

あくまでも合併協定書の中では18年度中にそういった金額を盛るというふう
に書いてあります。それで今回、条例を承認いただいた後に、庁舎建設とい
うのは非常に大切な事業でありますので、その金額につきましても議員の皆様と
相談しながら3月議会に盛っていきたいという思いでおります。そうすれば合
併協定書の中身に18年度中ということで、実現できるのではないかなというふ
うに思っております。

議長（新平悠紀夫）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

町長、ちょっとわかりにくいんですが、今積まなかったのはなぜなんですか
ということをはっきり明快に。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

ですから、条例が皆さんの承認いただいた後に、金額につきましても非常に
大切なことなので、議員の皆様と相談した上で金額を決めたいというふうにか
考えています。

議長（新平悠紀夫）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

今、町長は条例が制定した上にとのことですね。でも、今までにも条例と
金額と同時に上程されているものもいっぱいある。もちろん今ここに出てきて
いる予算でも全部、これ議会の審議ですよ。だから、これに出たって何ら不思
議ではない。条例と金額と、なぜ一緒に出せないんですか。今まで例がないん
ですか。

やはり私は、この条例は3町の方々がそれなりの合併の前提として基金条例
をつくったならば、やはりそれはそれとして、建てる建てないは別として基金
の積み立てはやはり約束事として町長は守るべきと思うんですよ。またそれに

条例をつくってから、例えば3月の補正で出すというような考えならば、今までに条例と金額と一緒に出したやつがなかったのかということも確認します。

お願いいたします。答弁お願いします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

当然、基金に関しては条例と金額を一緒に上程させていただいたこともあると思います。ただ今回の場合は、先ほども言いましたように非常に庁舎建設という大切な問題でありますので、金額につきましても議員の皆様と相談しながら決定したいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

町長、厳しく言わせていただきます。

議会に正々堂々と基金と基金条例と金額と出さなくて、だれに相談するんですか。町長はまだだれかに極端な話が、今いろいろ新聞に騒いでいるような天の声は知事か市長になっているんですが、町長にはまだ上の天の声があるんですかね。なぜこれをはっきり出せないかということなんですよ。合併振興基金条例だって3月に金額と条例と一緒に出したでしょう。今だって、やはり皆さん6月議会、9月議会、皆さん議論を白熱化させたこの基金条例ならば、やはり町長はこれを町長の政治的判断として、はっきり私はこうするんだよというのが筋じゃないですか。相談してから、相談してから。すごい時間がかかっておりますよ。それがそういう何かしらん変な相談があるとしたら、改めていただきたいと思います。

答弁を求めて、終わります。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

そんな変な相談はありません。あくまでもさっきから申し上げておりますように庁舎建設というのは能登町にとりましての非常に大切な問題であります。

ですから町長が一人で金額を決めるのもいかなものかなという判断もしましたので、議員の皆様全員と相談しながら金額は決めていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

一般会計補正、20ページでございます。

のとキリシマツツジ連絡協議会へ200万とございます。この時期において、私は補助金という形で新たに、たとえ町花であろうとキリシマの会に補助を流すことが適切かどうか、非常に私は疑問に感じております。

当初振り返ってみれば、この3月、ほとんどの補助金を洗い直して、そして助成、補助金すべて20%カットしてきた。切り詰めてきた。こういう中であって、また年度末近くになって新しい補助金を200万もつける。こういうことがいかなものかなと私は思うんです。

財政が豊かならいいですよ。それから、補助金を今までどおりしていたのなら問題ないですが、先ほど申し上げましたようにカット。それからこの歳末、職員の皆さんもボーナスを泣き泣き切り詰めてカットされている。ここにいらっしゃる皆さんもそうです。そういう200万というのは、この職員の数にすれば20人か30人分の歳費カット、ボーナスカットに当たる。そのぐらいの大きな金額。これをこうして簡単に、どんな大切な団体か知りませんが、この段階で流す。私はちょっと納得できないんですが、この点、町長ひとつご答弁を願います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

全員協議会でもお話ししましたが、これはあくまでものとキリシマツツジの写真集あるいは文化的な冊子の発刊のためのものであります。これは以前からずっと要望はあったわけなんです、結局、奥能登全体での取り組みということでありまして、輪島市、珠洲市、そして穴水町、能登町、2市2町でこの協議会に補助金として出すものでありますので。当然、能登町はのとキリシマツツジが町花でもあるということもありますが、これは奥能登全体での取り組みということでご理解いただきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

町長、奥能登全体として取り組む。輪島、珠洲、全部入れてということなんですか。奥能登全体がのとキリシマを町花か何かをしているわけでもないんでしょう。町花と指定したのはこの町だけですね。それがなぜ奥能登全体が200万、あるいは輪島がまたどれだけ出すのか知りませんが、全体として出しているというのは、私ちょっと理解に苦しむんです。

仮にそうだとしても、本当に我が町はそういう状況下がない。本当に成人病の検診、みんながん検診をしなければいけないのに、その補助もカットしている。お年寄りの祝い金もカットしている。障害者のいろんな補助金もカットした。ボーナスもカットしている。

今、命にかかわるような大事なことなら出さなければいけないんですが、そういうところにまで我が町は手が届かないんですと。こう言うのが私は本当だと思っんですが、どうしてこういうふうになるのか。

私は、これはちょっと認められませんね。皆さんがこれでいいというのなら、私も仕方ない。私個人としては、こういう支出は今するべきではない。認めることはできません。

町長、撤回する意思はございますか。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

予算に関しては、全く撤回する意思はありません。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

町長、撤回する意思がないということでございますので、これはあくまでも町長が提案することであって、私たちはそれに対して反対の意思は明快にしておきたいというふうに私は個人的に思います。

以上で終わります。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。12番 山本一朗君

12番（山本一朗）

先ほど志幸議員が言われた議案120号の庁舎建設基金条例についての中で、繰りかえ運用という項目で第5条がございますが、この第5条に書いてある文章は、ちょっと私、国語の能力がないのか理解できないんですよ。これを財政課長なり町長なり、だれかわかりやすく、こうなんですよとまず説明をしていただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

総務課長 田下一幸君

総務課長（田下一幸）

繰りかえ運用ということで、一般的にはなれ親しまない言葉なんですけれども、会計、例えば一般会計とか特別会計とか、その資金繰りとして銀行から例えばその会計が借りる状態とかそういった場合に、その基金の金を借りてまた金を返す。要するに、役場のお金の中の特別基金なんだけれども、運用上、資金繰りとして繰りかえることができるという趣旨であります。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番（山本一朗）

そうすると、この積立金を積みながら2年、3年たって、4年後ぐらいに財政上きつなくなった場合は、この積み立てた基金を何かに使うために一般会計に繰り入れて使うという意味なんですか。

議長（新平悠紀夫）

総務課長 田下一幸君

総務課長（田下一幸）

そういう意味ではなく、当然この基金からお金を借りるわけですから、その年度内にお金を返す。一時的に銀行から借りて一時借り入れするのではなしに、簡単にいえば基金から借りてその年度で返す。したがって、今、議員言われる

ような趣旨で、ほかの目的の需要ができたからそのお金をそこに充当するというものではありません。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番（山本一朗）

じゃ、基金から一時借り入れして、その年度内に返すということですね。その年度内に必ず返す。もし返されん場合どうなるんですか。

返されん場合は、夕張とか、今、北海道の歌志内が問題になっているでしょう。やみ起債となっているんじゃないですか。週刊誌にまで、やみ起債があるから北海道全体の市町村がワースト100の中の大半を占めているでしょう。みんなやみ起債なんですよ。これもやみ起債の運用資金として認められるのか。

庁舎の建設資金として積み立てでしょう。それを一時的に例えば水道とか何かで莫大に金がかかると。起債も起こせないと。じゃ面倒くさいから、ここから一遍借りちゃおうかと。うまいことその年で返された。そうすると、やみ起債もなくなります。一時的に借りて。それが2年、3年返されん状態で、またここから借りておれば北海道のやみ起債と同じです。北海道の場合は、基金から借りたのではなくて、地元の金融機関から借りて、15億も借りて払えなくなってしまったのが破綻の原因でしょう、やみ起債が。日夜連日やみ起債の問題がたたかれているんじゃないですか。

だから、この積立金はあくまでも庁舎建設及び修繕か何か知りませんよ。詳しい説明は。その目的のためであるならば、ほかの目的で一時借り入れするというのはいかがなものかと私思うんです。一時借り入れして、その年度内に払えば済むんだとあなた方言われますが、万が一その年で払えなかった場合はやみ起債として認めざるを得んのですが、その辺、会計課長あたりどう会計処理上思われているのか、ちょっと理解させてくださいよ。

議長（新平悠紀夫）

会計課長 稲井穂積君

会計課長（稲井穂積）

それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

繰りかえ運用をどういうふうに対応しておるのかということですが、今、総務課長からも説明がありましたとおり、簡単にいいますと一時的に歳計現金が不足した場合に、基金から一時的に繰りかえ運用ということで運用をし

ております。ただし、自治法でも決まっておりますが、その年度内の収入をもって償還しなさいということとなっておりますので、間違いなく、今の場合は間違いなく年度内に償還しておりますということで、説明をさせていただきたいと思います。

間違いなく償還はしておりますので。やみ起債等はしておりませんので、お願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番（山本一朗）

稲井課長の説明の方が僕は理解しやすかったなと思うんですが、繰りかえ運用できるとあっても、もう一つ文章、それは年度内に必ず返すと書いておくべきなんですよ。繰りかえ運用の次に、繰りかえ運用に関する返済ぐらいきちんと書いておくと、我々みたいに理解できないんです。

それともう一つ、議案の110号、ずらっと一般会計補正予算見て、総務課長、過去に私聞いたと思うんですが、ざっと今、各課のあれで寒冷地手当というのが大体トータル的に95万円、各課のを合計したら大体95万ぐらい出ているんですが、寒冷地手当。項目ごとに。

県ももう近々こういった寒冷地手当は人事院勧告によりやめると言われたんですが、これは一体いつまで続けるのか。

まずそれと、いつまで続けるのかが1点と、あと、そもそも寒冷地手当そのものが今、秋田とか山形とかああいったところは、もともと雪国の秋田で生まれて、秋田の学校を出て、秋田の市役所なりに入った者に関しては、もともと寒冷地手当というのはいないんです。そういう市役所もあるんですよ。もともと寒いところに生まれた者に寒冷地手当はつける必要ないんだと。例えば東京から転勤してきた方が秋田に来た場合につくのが寒冷地手当であって、もともと寒いところに生まれた者に寒冷地手当をつけるのは間違いのもとだと、人事院勧告されているんじゃないですか。石川県もそれをのんだはずですよ。県も。

そして、もう2年後、半年後には徐々にやめていくという発表があって、私、過去に田下課長にか、それ確認したことあると思うんです。この議場だったかあちの議場かで。そのときに、もう近々徐々にやめていくと言われてきたんですが、まだ出ているから、いつまでになるのかなとちょっと疑問に思ったので。別に心待ちにしているんじゃないですよ。ずっとつけるんだらつけてもいいんですけども、そういう言葉を吐かれたもので、いつまでなのかと。お願いします。

議長（新平悠紀夫）

総務課長 田下一幸君

総務課長（田下一幸）

たしか今年度までだと記憶しておるんですけど、記憶誤りあるかもしれませんが、若干その点は、もし誤っていたら正しく追ってお伝えいたしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

予算について質問させていただきます。

予算の16ページ、歳入でございますが、諸収入、雑入のところでは能登一羽田便販売促進協力金141万2,000円とありますが、これは搭乗率達成の協力金だと思いますけれども、県全体で幾らぐらい得まして、そのうちの何%と申しますか、どういう計算式で能登町へ入ったのか。それをお聞きしたいと思います。

それから次に、33ページでございます。水産業振興費のところでは補償金ですか、漁業用燃油流通効率化緊急対策特別事業200万というのがありますが、私ちょっと初めてなものですからわからないんですけども、特定財源ありませんので、これは全く一般財源でございますが、緊急ですから、どういう趣旨の補助金なのかご説明を願いたいと思います。

それから、57ページでございますが、有線の会計の一般管理事務費ですか、e-むらづくり計画推進委員の報酬みたいなのですが、これはどういう趣旨のものをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長 坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

ただいまの椿原議員の質問にお答えいたします。

販売促進協力金でございますが、1年目にいいますと9,732万9,600円入ってきております。2年目が1,598万9,400円、3年目に2,000万円の協力金が全体として入ってきております。その開港3年目における取り組みの実績に応じまし

て運航安定化基金より1,000万を交付していたという内容でございます。

これにつきましては、奥能登開発公社の中から出資されているものでありまして、当町におきましては当初100万円の予算計上をいたしておりました。それが毎年秋口から3月いっぱいにかけては搭乗率が下がるということで、昨年、私らも努力をいたしまして目標を達成いたしました。

その1,000万のうちおおむね目標を達成したところに対しましては300万円、それから利用促進に関係した市町村全体で700万という大枠の中で配分を受けてまして、今回141万2,000円、能登町に配分が来たということでございます。

議長（新平悠紀夫）

水産課長 寺下一博君

水産課長（寺下一博）

33ページの農林水産業費、水産業費、水産振興費、この中の漁業用燃油流通効率化緊急対策事業200万の関係についてご説明いたします。

今現在、奥能登の漁船用A重油については、各組合の方で重油タンクを保有してございます。それで門前並びに輪島、また珠洲…珠洲の場合は高屋とか蛸島、その他飯田等で備蓄タンクがあるわけでございますけれども、この分散しておる備蓄燃油対応について、奥能登全体の基地、今現在、小木で備蓄タンク大きいものがございましてけれども、小木を拠点にして奥能登全体のA重油の配給を行っていくということで国の承認をいただきまして、本年度並びに19年度にかけて石川県漁連が約4,000万を投資してA重油の燃油の価格の低迷を図っていこうと。漁業の不振に対する対応をしていこうということで、本年度と19年度にかけて対応するものでございます。

この関係について、各市、輪島市、珠洲市、能登町あわせて対応していこうということで、今現在、各町村の負担は1割ということで合議になっております。本年度、能登町としまして約2,000万の1割を本定例会で計上願い、対応していくということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

広報情報推進課長 小西和夫君

広報情報推進課長（小西和夫）

椿原議員にお答えいたします。

e-むらづくり計画推進費の補正で7万6,000円につきましては、来年度、農

林水産業省の元気な地域づくり交付金の事業認定に伴う、来年度は旧能都町の方の整備を計画しております。それに伴いますe-むらづくりの情報推進の計画をもう一度策定してほしいということで、今年度中に策定いたしまして来年度の事業認定に伴うための作業でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

いいですか。

5番 向峠茂人君

5番（向峠茂人）

30ページですか、農林水産業費の畜産業費で、きのう農林課長から説明がありましたけれども、旧柳田村でとり行っていた和牛の導入の基金ですけど、今度で利用する人もいないので廃止するという話をきのう聞きましたけど、現在、私の把握しているところでは柳田地区で和牛をやっている人は6軒かな。これは合併してからも続いていたと思いますけど、旧能都町や内浦にもこういう制度があるということを周知していたのか。

それから、この柳田地区においてもこういう制度がなくなるよということをあらかじめ知らせていたのか。もうこれ以上と償還金で決まったようですが、能登牛もこの能登地区のブランドになって結構有名な地位を占めている和牛でございますので、この制度は私も知っていますけど大変有利な制度ではないかなと思います。これがなくなるということは大変寂しいし、また今後、こういう牛を飼う人たちの何か意をそぐような結果にならなければいいかなと思います。農林課長に今までの経緯を少し説明いただければと思います。

議長（新平悠紀夫）

農林課長 元谷猛君

農林課長（元谷猛）

今ほどの向峠議員のご質問でございます。

この肉用牛導入事業につきましては、最近利用がございません。16年度に1件あったのみでございます。最近償還金も滞っております、なかなか運用もはかどらないということで、昨年、会計検査院もおいでまして長年にわたる検査を受けました。もうそろそろ県下全域、日本全域でもうそろそろこの事業は終了してもいいのではないかなというふうな指摘があったわけでございます。

そんな中で農林水産省の方から、会計検査院さんの指摘を待たずに、この事業はもう終了したいと。とりあえず三位一体改革の中で終了して、もしやられ

るならば町単独で存続を考えてくれということで、もうそろそろ終了してくださいと、そしてお金を返してくださいということになったわけでございます。

ずっとさかのぼってみますと、特に最近ここ何年間ほとんど利用がございません。そして多少償還金もたまっております。努力をしておりますけど、なかなか減ってまいらないものもございます。そんな中で、一たんここでこの国を入れた、県を入れた事業は終了させていただきたいと。もし今後要望があれば、またそれは町単独事業として検討も可能ではあります。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

5番 向峠茂人君

5番（向峠茂人）

この制度を利用しているのは旧柳田地区の人たちだけですか。

農林課長（元谷猛）

さようでございます。

5番（向峠茂人）

旧能都町とかそういうのは、こういう制度があるよという、そういうことは。

農林課長（元谷猛）

珠洲市だけです。

5番（向峠茂人）

そうですか。わかりました。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。1番 酒元法子君

1番（酒元法子）

私、初めてなものですから、ちょっとわからないんですけれども、31ページをちょっと見ていただきたいと思うんです。

松くい虫対策防除事業のこの削減は、人口は減っていますけれども植えられた木は余り切られていないように思うんですが、これだけの削減しても大丈夫なのでしょうか。ちょっと心配になりましてお尋ねいたします。

議長（新平悠紀夫）

農林課長 元谷猛君

農林課長（元谷猛）

酒元議員の質問にお答えいたします。

林業振興費の858万7,000円の減額でございます。松くい虫対策防除事業826万8,000円減額いたしております。これは国の制度、三位一体改革の中でございませぬけれども、昨年までは国の補助金、県の補助金合わせまして75%程度の補助金が来ておったわけでございますけれども、今度、政府の三位一体改革の中で交付金事業という名前に変わしまして、補助金相当額が5割、75%が5割程度に下がったということでございます。それで、それに見合うような町のお金がまたそのまま実施すれば町で負担しなければなりませんので、町の予算も少ないということでございまして、その国の金に合わせて町の現在積んでいた予算で消化しようということで。

要するに国の補助金が切られましたもので、現在ある町の予算だけを利用して交付金を合わせまして事業を行ったということで、事業を縮小したということでございます。補助金が減ってきたということで、予算を減額したということでご理解いただければと思います。

議長（新平悠紀夫）

1番 酒元法子さん

1番（酒元法子）

済みません。そうすると、そのままいくんですか。減ったままの状態です。

議長（新平悠紀夫）

農林課長 元谷猛君

農林課長（元谷猛）

今ほどの質問ですけれども、面積的には減らしてございます。松も少なくなっておりますし、特に必要ではないということではないんですけれども、どうしても重要地区とか、それほど大したことないのではないかとこの地区がありまして、その大したことないような地区を事業費を減らした中で、その地区の防除を減らしております。

議長（新平悠紀夫）

ほかにありませんか。7番 奥野清君

7番（奥野清）

議案第114号の公共下水道事業についてですが、きのうの説明でちょっと聞き漏らしたんですが、三波地区ですか波並地区ですか、合併槽に変更になったということで、それはそれで結構なんですけど、私の言いたいことは、まず事業化する前にアンケートをとっているのか、アンケートをとってから事業化するのかということで、私もあるところで、うちのところはどのように配管になるのか、合併にするのかわからない。事前説明が遅いということを知っているんですが、その辺、課長はどのように。これからもこの事業は続けていくわけなんですけど、その辺をどう進めているのかお尋ねをいたします。

議長（新平悠紀夫）

下水道課長 浜中工君

下水道課長（浜中工）

質問にお答えします。

きのう全員協議会の中で、波並から矢波、七見、鶉川、アンケート調査によって、その結果を踏まえまして今後は合併処理浄化槽の整備方針に変更したいというような説明をさせていただきました。

この4地域におきましては、本年5月の下旬から6月にかけて、地域の住民に参集していただきまして、まず集落説明会というものを催しいたしました。そういった中で、地域住民の方からアンケート調査をとったところ、4地区においては約平均で47%の下水道関連法におきまして宅内の排水をしたいというような方が47%ほどで、結局半数以上の方の賛同が得られませんでした。そういった中で今回、12月の補正の中で整備手法を変更しまして来年度から合併処理浄化槽に進めていきたいと、そういうような考えでございます。

また今後、未整備地区の高倉、姫、この地域でございますけれども、今月2回に分けて真脇地区とそれから向浜地区1日、それから中組と幸の港地区ですか、そういった方々の地域の住民を集めまして集落説明会を催したいと、そういう計画になっております。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

暫く休憩いたします。

(午前11時47分)

再 開 委 員 会 付 託

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時55分再開)

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第110号から議案第128号までの19件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第128号までの19件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議案第129号

議長（新平悠紀夫）

日程第23 議案第129号「能登町公平委員会委員の選任について」を採決したいと思います。お諮りいたします。

本件は、人事に関する案件であり、質疑・討論は省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第129号「能登町公平委員会委員の選

任について」を採決いたします。

採 決

議案第129号 「能登町公平委員会委員の選任について」
能登町字松波30字114番地 金七政彦氏の選任に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員です。よって、議案第129号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

委 員 会 付 託

議長（新平悠紀夫）

日程第24 請願第4号 「鵜川地区公衆トイレ設置に関する請願」から、
日程第28 陳情第3号 「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情書」までの5件を一括議題とします。
今期定例会において受理致しました請願3件、陳情2件はお手元に配布してあります、請願・陳情文書表のとおりです。

局長に朗読いたさせます。

(局長朗読、別紙請願・陳情文書表のとおり)

請願・陳情文書表の朗読が終わりました。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第4号 「鵜川地区公衆トイレ設置に関する請願」について

14番 鶴野幸一郎君。

(請願の趣旨説明)

14番（鶴野幸一郎）

請願書 「公衆トイレ設置の請願について」、

趣旨 能登町役場鵜川支所附近に公衆トイレの設置の請願申し上げます。

理由 日頃町当局に於かれましては、町の発展の為に多大なる御尽力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、私共鵜川地区に於いては、毎年8月にわか祭りが盛大に開催されています。特に鵜川支所附近においては過去に文部省国語読本、修身教科書に掲載された久田船長碑や、いどり祭りに有名な菅原神社の境内があります。

町の中央部に位置していることから、夜店も立ち並び普段は地区住民の格好の憩いの場として親しまれている鵜川公園風の役目も担っています。しかし、まつりとなれば多くの見物客が到来し公衆トイレがない為に、嘔吐や排尿、排便がはなはだしく近隣の商店街は後始末や住環境の悪さに非常に苦慮しているところがございます。

当局に於かれては、経費多難な折とは申せ鵜川地区民の願いを充分認識なされ格段の御配慮を賜ります様御願い申し上げます。

尚、公衆トイレが建設されるとなれば、町規定に忠実に履行することを申し添えます。以上です。よろしくお願ひします。

議長（新平悠紀夫）

次に、請願第5号 「県立能都北辰高等学校並びに能登青翔高等学校の存続を求める請願書」について

13番 鍛冶谷眞一君。

13番（鍛冶谷眞一）

請願書 「県立能都北辰高等学校並びに能登青翔高等学校の存続を求める請願書」

趣旨 県立能都北辰高等学校並びに能登青翔高等学校の存続を地域として強く求める。

理由 自治体の再建、構築を目指す能登町において、県立高等学校の存続は欠く事のできない要素であると考えます。特に能都北辰高等学校は、海洋科、無線科、能登青翔高等学校は、生産科学科を持ち、特色ある学校として地域に重要な役割を果たしてきました。併せて、のと鉄道穴水、蛸島間の運航廃止に伴い通学の交通手段も制限されており、経済面や時間的制約も考慮せねばなりません。町の元気、躍動感を支えてきた高校生の存在は、地域にとっても財産です。地元中学校保護者とも連携を取り、入学希望者を確保することに私共も協力を惜しみません。なにとぞ能都北辰高等学校、能登青翔高等学校が存続して地域に残ることを強く求めます。

以上、地方自治法第124条の規定により請願致しますが、ご審議のうえ採択賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

次に、請願第6号 「町道藤ノ瀬5号線（田谷出線）の道路拡幅・改良工事の早期実施についての請願書」について

11番 宮田勝三君。

11番（宮田勝三）

それでは、請願第6号について説明をさせていただきます。

要旨 町道藤ノ瀬5号線（田谷出線）の道路拡幅・改良工事の早期実施についてであります。

理由といたしまして、本町道は、地域住民の生活道路として大変重要視している所でございます。幅員が狭く宅配車輛の停車、軽四輪車輛の交差すらままならず、その上老人手押し車の利用等、交通安全も非常に危険度が高いところでございます。早急なる道路拡幅・改良工事を実施していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。以上、地方自治法第124条の規定に請願いたします。よろしくご採択の程お願い申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております、請願3件、陳情2件は、請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第4号から陳情第3号までの併せて5件を、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願3件、陳情2件の審査結果については、今期定例会、会期中に報告をしていただきますようお願いをいたします。

休会決議について

議長（新平悠紀夫）

日程第29 「休会決議」についてを議題といたします。お諮りいたします。委員会審査等のため、12月8日から12月11日までの4日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、12月8日から12月11日までの4日間を休会とすることに決定しました。次回は、12月12日午前10時から会議を開きます。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時13分

開 議（午前10時00分）

開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（新平悠紀夫）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、関連質問は能登町議会運営申し合わせにより原則として認められておりません。また、一般質問の回数、発言時間についても会議規則第63条及び運営申し合わせにより3回までとし、再質問を含め質問者の持ち時間は20分以内となっております。

それでは、通告順に発言を許します。

8番志幸松栄君

8番（志幸松栄）

皆さん、おはようございます。

いろいろと議長が言われました3回、20分ということで、簡単に説明をして町長の答弁をもらいたいなと思っております。

私は今回、3点に絞って質問したいと思います。

1点目は、学校教育についてただしたいと思います。

1つ、小中学校の統合についてでございます。

2つ目は、道徳、いじめの問題についてでございます。

3点目は、スクールバスについてでございます。

4点目、その他学校教育問題について。いろいろとありますけれども、この中で昨年も予算の中でついておりましたけど、ハートフル相談員について来年度の予算についてお答えしていただきたいなど。これについては町長、教育長にお尋ねいたしたいと思います。

それでは、大枠にしまして第2点目に移らせていただきます。

第2点目は、来年、新年度の予算と庁舎統合についてでございます。

去る11月15日に北國新聞に私たち町民も目の当たりにしましたけれども、能登町は財政問題、経常比率、起債、実質、その他北陸でも後ろから数えれば早いというようなことでありました。私たちの財政はどうなっていくのか。私としても不安でございます。

きょうび国の方より財政の縮小いろいろと騒がれております。それについて私は町長にお尋ねしたいと思えます。分庁舎方式、今まで。この問題については、本当にコストがかかる、人件費がかかる、また町民に対して物すごく不便であるということを私は認識しております。そういう中で、一刻も早く支所方式にしないのかどうなのかお尋ねしたいなと思っております。

こういう中で、本当に財政の中でももう少し町長には今まで以上に、これから議員も少なくなったものですからはっきりとお答えしてほしいということでございます。町民が求めている意見であると私は確信しております。

では、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目でございます。財政のことを言いましたけれども、今後この能登町はどうやっていくのかということを町長にじっくりとお答えしてほしいと思えます。

1つ目は、今後の福祉政策。

それから、少子・高齢化。

一番最後には、今後の病院事業に対する考え方。それと今後どういう行動をとっていくのかということを町長にお尋ねしたいなと思っております。1日でも1秒でも早く病院の改革を行動しなければならんと私は思っております。

以上、場合によっては議席より質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず志幸議員の学校教育についてであります。私の方からは学校統合、そして教育現場の整備面についてお答えさせていただきたいと思えますし、いじめの問題と学校教育の諸問題につきましては教育長の方から答弁させていただきたいと思えます。

学校統合につきましては、ご案内のように現在、教育委員会で取り組んでおり、来年の3月には神野小学校が宇出津小学校へ統合する予定であります。結果として能登町には6小学校、5中学校に再編されるわけであります。

少子化問題を考えましても、学校設置のあり方というのは将来も現在のまま

でよいとは考えておりません。ただ、厳しい財政状況や地域の置かれている現状から、単に学校数と財政だけを論ずるという問題ではなく、地域の成り立ちや地に着いた教育を考えた場合など、さまざまな観点から論議する必要があるというふうに思っております。

スクールバスの対策に関しましては、現在、統合校はすべてスクールバスの配置を行っており、その安全対策に考慮しているところでもあります。また、学校教育環境の整備全体におきましては、財政的視点を十分に考えた上で、子供のことを第一に考え、そして教育効果を見据えて対応していきたいというふうに考えております。

次に、財政と庁舎統合についてであります。議員ご指摘のとおり当町の財政事情は大変厳しい状態にあります。緊急事態宣言に等しい集中改革期間を設けて行財政改革を行っている最中であり、合併以後、地方債の繰り上げ償還や物件費、補助費の削減、また職員手当の削減を実施するなど、やむを得ず歳出削減に努めてまいりました。

来年度には地方交付税について人口9割、面積1割で算定される制度改革が行われようとしております。過疎化による人口減少が著しく、人口密度の低い当町のような団体にとりましては、交付税額のさらなる減少が予想される場所です。今後とも諸経費の削減を行う必要があり、分庁舎のあり方についてもその対象にせざるを得ないというふうに考えております。

ただ、地域住民に対する急激な行政サービスの変化には十分な考慮が必要であると思っておりますし、当面は課の統廃合や機構改革による職員の適正配置を進めることによってソフトランディングを図りたいというふうに考えております。

また、能登町は合併に当たりまして、きめ細かな住民サービスの提供と既存施設の有効活用を図るため、当分の間は分庁方式による業務を行うことが合併協定に定められており、きょうまでその趣旨に沿い、分庁方式により業務を行ってきているところではありますが、分庁方式に関しましては施設の維持管理費や職員配置などで大きな財政負担がかかります。現在の能登町の財政状況は、ご承知のとおり県下でも最悪の状況でありますので、緊急に思い切った行財政改革が求められており、組織機構の見直しも避けて通ることができない課題の一つだと思っております。

合併協定では、合併から10年をめぐりに一つの庁舎での業務を想定しておりますが、行政改革大綱の実施計画で10年をめぐりに140人を超える職員の削減を定めておりますので、その進捗状況にあわせて組織機構改革を推進して、1年でも早く合併協定に定める目標を達成したいというふうに考えておりますので、皆様方のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

次に、今後の福祉政策に関してであります。行政は町民全体を対象に各種福祉サービスを提供していますが、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるには、その地域で暮らす人たちが互いに助け合い、支え合うことが大変重要だというふうに思っております。

例えば先般の豪雪では、ひとり暮らしの老人の玄関先の除雪をご近所の方が行っているという地域が多くありました。また各地域では、手話サークル、赤十字奉仕団、婦人会などが各種ボランティア活動を行っていただいております。保健福祉の方では、老人保健ビジター、食生活改善推進員、母子保健推進員、健康づくり推進員などの地域ボランティアグループのリーダー研修等を行っており、デイサービス、訪問、配食、保育所への食育ボランティアなどの地域福祉活動につながっております。

地域をよくしたい、暮らしやすくしたいと願う地域の住民、自治会、民生委員、公民館、老人会、青年団、婦人会やボランティアグループなどが連携しながら、ひとり暮らし高齢者、障害者を抱えた世帯、母子世帯、子育て家庭などを助け合い、支え合う地域福祉活動支援事業について今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

個人情報保護などの課題はありますが、幾つかのモデル地域を選定しまして福祉推進組織の設置、地区座談会の開催など能登町にふさわしい地域福祉事業に広げていきたいと思っております。

いずれにしても、国、県からの財源移譲が非常に厳しい中、やはり何よりも心の福祉を重要な柱とし、地域住民が住んでよかったと思えるよう住民と一体となって子供からお年寄りまでが安心して過ごせる施策を推進していきたいと考えておりますので、議員の皆様のさらなるご協力もお願いしたいと思っております。

次に、少子・高齢化の現状についてであります。まず少子化に関しましては、平成18年1月から11月の出生数は97人となっております。ことしの出生数は100人を超える見込みであります。昨年の出生数が96人で100人を切りましたので、わずかではありますが増加しているというふうに思っております。

しかし、少子化というのは依然として進んでおり、18歳未満の人口は平成12年度が3,977人で、平成17年度が3,112人、21年度には2,462人となる見込みであります。今日の少子化は、未婚化や晩婚化、それに加えて新たに夫婦の出生力そのものの低下も大きな要因として指摘されており、子育ての経済的、精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、考えていかなければならないさまざまな社会経済的な課題があると思っております。

先般、河田議員からご提言がありました男女の出会いの場を開催させていただきました。その中で1組のカップルが誕生したということでもあります。これ

もうまく成就して少子化の対策の一つにつながればというふうに思っております。

次に高齢化に関してであります。当町における平成16年度、65歳以上の高齢化率につきましては32.1%でありました。現在、18年4月では33.4%とここ2カ年におきまして1.3%増、約300人弱の方が高齢者の仲間入りとなっております。

全国的な傾向ではありますが、高齢化が進み、超高齢化時代を迎えようとしております。そうした中、当町の高齢者施策もますます重要視され、高齢者が高齢者を見守る時代が間近に来ているというふうに想定されます。今後におきましても地域支援事業である元気な高齢者の介護予防を図ることが重要であると思っておりますし、これまでの高齢者像を転換し、社会の推進力を担う一つの世代としてとらえていく必要があるんじゃないかなというふうにも思っております。

続きまして、病院事業の運営についてであります。議員もご承知のとおり本年4月に医療制度が大幅に改正されました。入院基本料、薬価等が前例のない大幅なマイナス改定となりました。当病院におきましても、さらなる厳しい事業運営を余儀なくされているのが現状であります。

この改定によりまして、都市部の病院や県内の大きな病院は看護配置基準をアップさせるために看護師の大量募集を行っております。収入減の緩和策、さらには収入増を見込んでいるのが現状であります。したがって、当病院にとりましては一番困難な問題は看護師不足であります。現在よりさらに不足いたしますと、入院基本料がワンランクダウンし、大幅な収入減ということも考えられます。このことは、事務事業の見直しや部分的な診療報酬加算策も全く成果があらわれないものとなってしまいます。

何度も協議いたしているところですが、今後、高齢化が進んでいく中での当病院の果たすべき役割は非常に大きいと思っておりますし、存続はもちろんです。地域住民の方々に安心して、そして信頼される病院として、また地域医療の連携を密にした病院として、職員一同さらなる努力をいたしたいと思っておりますので、今後とも何とぞご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）

志幸議員のご質問にお答えいたします。

学校の統合につきましては、今ほど町長が答弁されたことに尽きるわけであります。平成19年4月で6小学校、5中学校といたします。さらなる統合は必要であると考えておりますが、現在、国レベルで論議されている教育基本法の改正等を見据えながら、あくまでも当町を担う子供たちを中心に考えて取り組んでまいります。

また、スクールバスの配備につきましては、柳田小学校、鶴川小学校、松波小学校で運行されており、さらに来年4月統合を予定しております宇出津小学校と神野小学校についても配備いたします。

ただ、運行にはさまざまな問題も考えられますので、さらに安全面や財政面を考慮しながら、安全、安心を最重点に検討を重ねてまいります。

次に、社会問題化していますいじめ問題等でございますが、議員ご指摘のとおり深刻な状況にあり、能登町においても多少の問題が発生しており、その対策に学校現場とともに取り組んでいるところであります。

ご提案のハートフル相談員についても現在5名を5中学校に配置しており、年間80日で1日3時間をめどに学校内でそれぞれ悩み相談に応じているところで、問題の深刻さこそありませんが、相談件数は多いと聞いております。このハートフル相談員制度をさらに充実させることで、いろいろな問題を持つ生徒に対応できるので、前向きに検討いたしてまいります。

ご指摘の現在の学校を取り巻く状況下で既存の学級編制基準に基づいて配置されている教職員の数では、今日的なさまざまな悩みを抱える生徒たちの心の相談に十分対応できるとは思いません。何か対策を講ずる必要を実感しておりますので、さらに検討をしてまいりますので、ご指導を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

8番（志幸松栄）

3回ということで、再質問、1問ずつ。

学校教育についての問題については、今、教育長いいことをおっしゃってくださったなど。ハートフル相談員については、前向きに検討していい制度であるという教育の方よりも認識しておられますので、来年度の予算については中学校のみではなく、教師にできないことを一般の方を募ってやってほしいなどということで、町長の答弁を、予算の答弁を求めたい。この問題について、できるだけ予算について考慮するかしないかということについて、ひとつ答え

をいただきたい。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今、教育長から報告もありましたように、非常に深刻な問題でなくしても相談件数も多いというふうに聞いておりますので、来年度に対してハートフル相談員というのはやはり必要だというふうに考えておりますので、きちっとした形で予算化していきたいなというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

8番（志幸松栄）

いいお答えももらいまして。このハートフル相談員について、内浦の方より来た予算だと思いますけれども、結構実績があるということでございますので、教育長、町長、またいろいろと前向きに検討して下さるようお願いいたします。

それから、スクールバスについては、こちらから一方的でよろしいです。結構このスクールバスを利用される方については、子供たちはやはり過疎のところ、民家の少ないところが多い。そういうような中で、やはり今後神野小学校なんかでも1年生、2年生、本当にまだバスに一人で乗れない子供たちもおるといことで、停留所問題とかいろんな問題、父兄の意見を拝聴してスクールバスの運行をやってほしいなと思います。

それから、このスクールバスについてはいろいろと話を聞きますけれども、こっちの人は乗せる、こっちの人は乗せないと、余り行政として行政の顔を出さないでおおらかにやってほしいなと思っております。細かいこと、この場でいえば大体そういう方々わかると思いますので、ひとつ。余り行政の役場の方は固いことばかり言いますから。松波小学校、宇出津小学校へ行く子供たちは乗せないとか。そうじゃなくて、雰囲気は大まかに判断しながら教育長、また指導していただきたいと思っております。

それから、2点目の再質問に移ります。

いろいろと町長も四苦八苦されておるみたいですが、分庁舎について。やはり一日でも早く。この問題については予算の問題でございますので、町長にひとつお答えしていただきたいなと。

先ほどの答弁書については、いろいろと能書きばかり垂れておられましたけれども、昨日のこの問題も、例えば本当に格好のいいことばかり書いてあります。言葉は。いろいろとたとえ話、おらのわからんような何やら昔の人のたとえ話を引っ張り出してやっとなってやけど、この問題はやはり口を出したからには実行していただきたいと。1日でも猶予はない、1分1秒でもこの能登町は余裕がないんじゃないかと思えます。私たちも、箱物政策はやめて心の予算というものをつけていっていただきたいなと思っております。

3点目の再質問と併用して言いますけれども、福祉なんかでも国の方より財政は絞られてきております。本当に母子家庭、それから民生、いろんな問題を削減されてきております。国の方は言葉はうまく利用しながら金を切る。そういうような状況でございますので。私たちはそれに対抗するためにはどうしていくかということ町長は私たちとともに考えようじゃないでしょうか。

私たちも今回は改めて洗礼を受けて出てきましたけれども、私個人としては、ある程度議員という名のもとでは一応心を変えて出てきております。何しろ経費のかかるものは一切もう打ち切るというような固い意思でございます。

それから、昨年、前回出たとおり指定管理者制度にしたって、なかなか進まないという現状でもあります。

そういうことで、2点目、3点目の庁舎問題、それから福祉問題について、町長の再答弁を求めます。頑張ってやるかやらんか。早急にやるかどうか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず分庁舎の統合に関しましては、今現状では職員の数的に、物理的に入り切らないということで難しいものがありますが、できるだけ早い段階で職員の削減も行って、そして本庁舎、支所方式に持っていきたいなというふうに考えております。

また福祉に関しましても、福祉の本来の意味というのは、まず自分でできることは自分で、自分でできないことは地域が、そして地域ができないことは行政がというのが福祉の本来の姿であります。ですから、やはり地域の皆さん方が支え合い、助け合っていくことが福祉の原点かなというふうに思っております。町としましては、そういった地域、個人をできるだけ手助けをしていきたいなというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

8番（志幸松栄）

できるだけ、できるだけということで、実際にやってくださるんだらうと。言った口は飲み込まないんだらうと私は認識して、この問題を垂れますけれども。

最後に、病院でございます。病院は、今回は私たち病院議会も特別委員会もありませんし、議会の中でいろいろと勉強していかなければならないのではないかなど。だけど、やっぱり町長はいろいろと考えておられると思いますけれども、病院は本当に今あなたが、町長が説明された看護師不足。この前までは医師不足、今回からは看護師不足。どうすればいいんでしょうかね。そういうようなことになって、1分でも1秒でも早くに判断をして行動するのが町長の役目だと私は思いますので、町長の今後の意気込みをひとつ。

私も各論として、どうしなさい、こうしなさいとは言えません。またいろいろと皆さんの町民の意見を拝聴しながら、また町長にもお伝えしますし、またいろいろと問題がありましたら執行部とともに、やはり今後は戦っていかなければ、この財政は夕張市につながるんじゃないかなど。私はそれほど緊迫した状況におると思います。

以上、町長の最後の意気込みを聞いて、下がりたいと思います。病院の問題。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

病院に関しても今ほどは看護師不足ということをお知らせさせていただきましたが、医師不足ということも変わりはありません。今現在の通院患者あるいは入院患者の医師の充当率というのは81%ほどです。ですから決して医師が充足しているわけでもありませんので、医師不足、看護師不足を含めて今後取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

また病院に関しましては、やはり地域の中核病院としては非常に大切なものでありますので、いろんな対策をとりながら病院の自助努力にも任せなければならぬかなということで、職員一同、今一生懸命頑張っておりますので、またご協力、ご指導のほどをお願いしたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

8番（志幸松栄）

はい。以上、終わります。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、2番椿原安弘君

2番（椿原安弘）

椿原でございます。

質問に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。

去る10月には、能登町が合併してから初めての町議会議員選挙で不肖私も町民の代弁者として能登町の発展に参画することになり、身が引き締まる思いであります。微力ながら能登町の一体化と融和、発展のため努力する所存でありますので、町長初め執行部の皆さん、並びに先輩議員各位にはご指導、ご鞭撻いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、さきに通告してあります2件について質問いたします。

まずは、1件目の合併特例債について町長に質問いたします。

新聞紙上で県地方課が公表したところによりますと、市町村合併で誕生した県内10市町の今年度の合併特例債発行計画がまとまり、今年度の発行額は40億9,000万円となったようであります。これまでの累計額は309億円となり、建設事業の充当可能額に占める割合を示す進捗率は17.8%であるとなっております。

これまでの累計額と進捗率を10市町別に見ると、一番高いのがかほく市で発行額が47億3,000万円の32.4%で、一番低いのが志賀町で発行額が4億円の5.2%となっております。我が能登町では、基金造成額を別にすれば発行額が6億8,000万円の6.6%でワースト2位となっております。

合併特例債は、対象事業の95%に充当でき、このうち70%について地方交付税措置があり、地方交付税措置率が目減りする中で極めて有利な地方債であります。合併した市や町の首長がこの地方債を使っていかに地域振興策を行うかが腕の見せどころだと言われております。しかし、幾ら高い地方交付税措置があるといっても借金には変わりありません。

そこでお聞きしますが、進捗率が低いのはどのような原因か。県下で最も悪い財政状況で、財政再建のため地方債の発行を控えているのか。また、特例債より有利な辺地債や過疎債で対応できたのか。たまたま事業の実施計画がそうなのかをお聞きしたいと思います。

また今後、平成19年度から26年度までの8年間で約100億円余りの合併特例債が発行でき、1年間に約平均12億円余り発行できる状況であることから、もし

わかれば来年度はどれくらいの発行になるのかお聞きしたいと思います。

次に、今話題の児童生徒のいじめ、自殺問題について教育長に質問いたします。

最近、毎日のようにいじめ問題で自殺するケースがテレビや新聞等で報道されており、社会問題化しております。子供が自殺したのはいじめが原因で、学校や教育委員会が安全配慮義務を怠ったことで精神的苦痛を受けたなどとして、子供の両親から文部科学省と教育委員会を相手に損害賠償を求める訴えを起こす状況になっております。報道等により過剰連鎖反応による場合もあるのではなかろうと思う次第ではありますが、深刻な問題であると思います。

いじめ問題は、今に始まったことではありません。1980年代には大きな社会問題となり、中学生のいじめ自殺が9件も起きた年もありました。その後、いじめは減少傾向にあるとされてきました。文部科学省の調査によると、昨年度、小中高校のいじめ発生は約2万件で10年前の3分の1に減ったことになっているそうです。いじめによる自殺件数も2005年度までの7年間はゼロとされてきました。しかし実際には、いじめがあったことは認めても、いじめが原因の自殺とは言い切れないと教育委員会などが判断して、報告しないケースもあったようであります。

相次ぐ自殺により、数字は実態を反映していないのではないかと疑問の声が上がっています。いじめの根絶対策と、苦しんでいる子供のサインにいち早く気づき、どうしたら自殺を食い止められるか。方策を今真剣に考えていかなければならないと思う次第であります。

文部科学省では、全国の児童生徒にアンケートを実施して対策を考えようとしているようですが、国や県の対応を待たずに、いち早く能登町としての対策を取り組まなければならないと思います。

そこでお聞きしますが、能登町ではいじめによる自殺というのは聞いたことがありませんが、能登町の小中学校では現在いじめがあるかないかを教育委員会で把握しておられるか。また、この問題についてどのような取り組みをしておられるかをお聞きしたいと思います。

以上2件について明快なるご答弁を期待し、質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず椿原議員の合併特例債についてであります。財政状況を安定化させるためには、繰り上げ償還を行って借入れをしなければよいということになり

ます。しかしながら、そうすることは建設事業を行わないということでもあり、地域経済に少なからず影響を与えるのではないかというふうにも考えられます。

そして、建設事業を行う場合には地方債の発行は必要不可欠であります。過疎団体であり、また辺地区域を抱える当町におきましては、合併特例債を発行するよりも辺地、過疎債を利用する方が財政的に有利でありますので、当面は辺地債や過疎債の発行ができない事業については合併特例債を利用したいというふうに考えております。

当初予算のヒアリング前のため確定額ではありませんが、できれば来年度の合併特例債の発行額は4億円以下に抑えたいと考えております。地域経済を冷やさないための建設事業を行いながら財政の安定化を図りたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）

椿原議員のご質問にお答えいたします。

いじめの問題で教育界が揺れている現状は、議員ご指摘のとおりであり、深刻に受けとめております。いじめについての定義や行為の強弱はともかく、行為そのものは以前から問題視されているのも事実で、その対応に疑問点があったのが現状です。学校現場を預かる責任者としては、あらゆる状況下のもと抜本的な対策が必要と受けとめております。

さて、当町の小中学校でも問題行動は幾つかございますが、幸い深刻な事案には至っておりません。また取り組みについては、平素より月々の定例校長会や教頭研修会で児童生徒の問題行動については速やかに教育委員会に連絡する、児童生徒の問題行動に関するマスコミ報道があった場合、そのようなことは自校ではどうかを迅速に点検するなど、また今回は、いじめアンケートに加えて心の教育、思いやりの心をはぐくむ指導の一環として、もし自分がいじめられたらどうかと被害者の気持ちを書かせる指導を行い、悲しい事態が起きないように未然防止に万全を期して取り組んでおります。

さらに、この後、先般、県下全小中高校生を対象にいじめの調査が行われましたが、その結果を踏まえて町内各学校の生徒指導主事会議を開催いたします。

今、悩みを抱える子供たちは多いと考えており、その解決、相談に取り組むべき学校の指導、そして社会全体のかかわり方、特に社会教育、家庭教育にもその施策を講じる必要があると考えております。適切なお指導、相談体制づくりに全力を注いでまいりますので、議員各位のご指導を賜りたいと思っております。

ます。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

それでは次に、14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

私は、当町の社会保障サービスのあり方について質問をしたいと思います。

団塊の世代は、やがて定年を迎えようとしておりますが、今当町として早急にしなければならないことは何か。言うまでもなく、第一に財政の再建であり、第二には高齢者対策ではないかと思われてなりません。その高齢者問題も財政再建といってもキーワードとなるのが介護と、そして医療ではないでしょうか。そして、どちらもしょせんは予防に全力を挙げることが賢明であることは明らかであります。

そこで質問でございますが、現在、介護予防に向けてどのような対策が実施されているのか具体的にお示しをいただきたい。そして、その予防効果が上がっているのかどうか、数値をもって示すことが可能であればお願いしたいと思います。

介護予防または健康増進となれば、少なくとも週2回くらいはトレーニングが必要かと思われませんが、そのためには地域単位での器具の充足、指導体制なども必要かと思われませんが、今後の計画が策定されているのかも伺いしたいと思います。

さて、夕張市の例で見ると、町が破綻して本当に苦しんでおられるのはお年寄りや病人などのいわゆる弱者であることがわかります。そう考えたとき、いかなることがあっても町を破綻させてはならないし、また公立病院を失うようなこともあってはならないという町民の声も圧倒的に多いと思います。そこで、宇出津病院の問題について何点か質問させていただきます。

病院経営については、全国的に医師、看護師不足という根本的な問題が存在していることは十分承知しておりますが、経営内容が悪いところにはなおさら来てくれません。まず、この悪循環を断ち切ることが大事ではないかと思えます。

3月議会だったかと思いますが、病院運営についての質問がございまして、その際、町長は指定管理者制度も視野に入れている、検討する旨のご答弁があったと記憶しておりますが、その件については一体どうなっているのか。思いつきだったのか、それともほかに方策があるのか。お聞かせをいただきたい。

しかし私は、指定管理者制度に移行するにしても現行のままにいくにしても、今後莫大な管理費の投入が必要になってくるのではないかと思います、その予算をどう捻出できるのでしょうか。

そこで私は、私案を述べることをお許しいただきたいと思いますが、公立宇出津病院と水道事業はともに公営企業として、どちらも複式簿記による会計となっております。これを連結決算とすることによって病院の赤字解消を図ることも一案と思いますが、この点につきましてはどうお考えになられますか、お答えいただきたいと思います。

いずれにしても近いうちに新たに億単位の出費を覚悟するか、さもなければ廃業するか、重大な選択を迫られることは必至でございます。こうした町民生活に重大な影響を及ぼす選択には、住民投票によって決する以外にないと私は思いますが、住民投票条例を設置する考えはないかどうか、これもお聞きして質問を終わらせていただきます。

ご答弁によっては自席より再質問をさせていただきます。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、鶴野議員の介護予防体制に関してであります、介護予防のために地域支援事業があります。この地域支援事業というのは、介護認定審査会で自立と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気で介護が必要とならないためのさまざまなサービスを提供する事業であります。

地域支援事業の介護予防サービスには、要支援または要介護状態になる可能性が他の高齢者に比べ高いと見られる方々を特定高齢者、そしてそれ以外の高齢者を一般高齢者というふうに呼んでおります。特定高齢者と一般高齢者のそれぞれの程度に合わせたサービスメニューを用意しております。

地域からそういった特定高齢者を見出すために、本年5月から6月に各地域で実施した集団健診に811名の方が受診されております。そして9月から10月に実施の個別健診では709名の方が受診されました。全高齢者の約20%の方が受診したということであります。この結果、いわゆる特定高齢者は41名見出されております。

こうして見出されました特定高齢者向けのサービス事業としては、転倒骨折予防教室、高齢者筋力トレーニング、低栄養予防教室などを開催しております。それら教室の指導には、理学療法士や管理栄養士が行っております。

また一般高齢者向けのサービス事業としては、いきいき食訪問事業などがあります。これは、食生活改善推進員が手づくり弁当を持ってひとり暮らし高齢者宅を訪問し、食生活に対するアドバイスをを行うなど栄養指導などを行っております。また、介護予防知識の普及啓発として、高齢者が集う場所を利用して低栄養予防や筋力向上、認知症、うつ病への理解や介護予防事業の実施に関する情報などの啓発にも努めております。このほか、閉じこもり予防としましてお楽しみ会などへの支援や老人保健ビジターボランティア育成など、各種ボランティア育成なども行っております。

開催場所につきましては、地域の高齢者が参加しやすい場所、すなわち地区集会所などや、あるいは地域の拠点となる公共施設を活用しておりますし、開催する教室の内容によっては民間施設での開催もあり、現時点では充足しているというふうに考えておりますし、今後も状況にあわせて対応していきたいと考えて思います。

介護予防は、教室等で会得したことを継続していくことが最も大切でありまして、啓発していく中でも高齢者が継続していけることを前提に開催しております。したがって、予防に対する効果というのはいま少し継続して見えてきたいというふうに考えております。

次に病院の関係なんですが、まず、さきにお答えした指定管理者に関しましては、今後もそれを視野に入れてやっていかなければならないというふうに思っております。

また、病院会計と水道会計の連結決算というようにお話でしたが、非常におもしろい発想だとは思いますが、公営企業法が定められている以上、それぞれの決算が必要だというふうに思いますので、連結決算というのは少し無理があるのではないかとこのように思っております。

また住民投票に関しましても、そういう事案が出た場合には十分検討の余地があるかというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

まず介護予防の件につきましては、かなり熱心に取り組まれておられるということをお聞きして安心しておりますが、一つ、特定高齢者というんですか、問題がある高齢者については指導体制はできているんですが、そのまた予備軍みたいな、それこそほとんど予備軍なんですけれども、こういう一般的な高齢者に対しても地域でそういうトレーニングが簡単にできるような器具といいま

すか、一番大事なのは器具も必要だと。歩いておればいいという話もあるんですけども、これだけ寒くなってくると歩いたらかえって危ないということもありますので、公民館等を単位にしてそういうトレーニングできるような簡単なそういう器具をそろえておくのも大事ではないかなと、こう思います。

それと、今の特定高齢者の件に関しましても長寿介護課が担当してやっていらっしゃるみたい。これは全国的にそうなんでしょうけれども、ちょっと矛盾を感じるんですが、介護課というのは積極的に介護を受け入れる。困った人はどんどん介護にかかってくださいと。こういういろんな仕組みがありますので、サービスがありますのでかかってくださいという受け入れの課でありますね。ところが予防はその反対になるわけで、介護にかかっではいけませんということでもあります。それが同じ課でやっているというのはちょっと矛盾を感じるんですが。

本来は社会教育課だとか、あるいは健康福祉課だとか、そういうところで取り組んでいく意味の健康づくり、健康増進体制、こういうものをつくっていただければいかがかなと、こう思うんですが、この点につきまして、まず町長の見解をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、一般の高齢者の方に対する運動機能の向上ということではありますが、これは簡単な器具を使いまして年間45回実施しております。延べ994人の方が参加していただいておりますので、そういった簡単な運動能力向上ということは実際に実施しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

また介護予防に関しましても、決して長寿介護課が介護を受けてくださいという課ではありません。やはり予防というのが一番大事だというふうに思いますし、この4月から長寿介護課の中に地域包括支援センターを設けまして、要支援1、2と判定された方、それ以外の方も含めてそういった予防活動を行っているのが長寿介護課だというふうに認識しております。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

介護課が予防に全力を投入する、けれども介護を必要とする人には積極的にまた介護を受け入れるということで、私は矛盾していないかと感じたわけで、そうでないということであれば、それはそれで結構でございます。

さて、病院の問題でございますけれども、現在やはり一番の問題は資金不足になっている。資金ショートがある。要するにお金が足りない。毎年ですね。それも簡単な数字ではないということで、この点を補足していかないと、補充していかないとだんだんだんだん累積、実質的な資金の累積赤字ができてしまう。

こういうことが放置されていきますと取り返しのつかないことになっていきますので、早い段階でこれは、今ならそれほど問題なく解消できるように私は感じているわけで、公営企業法の縛りがあるかどうかわかりませんが、もしそれが可能であれば、それこそ連結で決算することによって、例えば片や5,000万の赤字、片や5,000万の黒字、こう出ているとすれば、これで資金の解消が可能ではないかな、こういうふうにして。一般の企業においては、そういう関連会社、連結して決算するというところはよく行われているところがございますので、これも方策の一つではないかなと。そうすれば、町からの一般会計の持ち出しはしないでこの問題は解決するのではないかと。こう思いましたので、この点もひとつ検討をいただきたい。

それにしても町民の税金が投入されることには変わりはないわけでございます。指定管理者といっても今このままだれか受けてくれと、管理お願いしますといっても、それは困る。やはり相当の金を積んでくれなければ、つけてくれなければ困ると。こうなるとまいますので、これはやはり町民の税金を投入しなければいけないということになりますので、やはり重大な町民に対する決断をお願いしなければいけないのではないかなと。こう思いました。住民投票。そのときは町長ひとりの決断で果たして可能なかどうか。住民の皆さんによく聞いてみなければいけないのではないかと。こう思いましたので、ひとつ住民投票制度、条例をつくってもいいのではないかなと、こう思いましたので、もう一度、町長ひとつご答弁をお願いしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今ほども公営企業法の話がございましたが、やはり公営企業法ではそれぞれ会計ごとに決算を出すということなので、法改正がない限りは連結決算という

のは無理だというふうに考えております。

また、住民投票に関しましても今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。10分間の休憩としたいと思います。（午前11時00分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時10分再開）

12番山本一郎君

12番（山本一郎）

今回2点の質問をさせていただきます。指名の問題と財政悪化時における町のまちづくり、そして今後の行政といった問題であります。

まず第1点目、町の指名基準となるのは、いつも担当者並びに指名入札委員長は町のランクづけは県に準じていると言われると思うんですが、私は準じていないと思うのでございます。

というのも、県のランクづけは客観点数、いわゆる経審の点数に主観点数を加えて総合点数で決め、この総合点数を入札基準にされておられますが、町のランクづけは経審の点数のみの客観的点数でランクづけされております。ここが私が全く理解できないのです。県に準じるどころか町独自のランクづけではないのでしょうか。

町が無視している主観点数の中には、例えば認定取得者、ISO9000シリーズとかISO1400シリーズ、そういった認定証をもらっている業者の方々、または県発注の工事には必ず完了後、評定点数がつきます。その平均点が75点以上になりますと主観点数に25点が加算される。また災害時の応援、次世代育成、雇用環境の整備、障害者の雇用、そういったもろもろのものが主観点数として客観点数にプラスされて、そのトータルで県のランクが決まっている。にもかかわらず町の方は経審の点数のみでランクづけする。

そこで私は矛盾点を感じるのですが、このように主観点数を上げるために企業は努力して、いろんな資格を取ったり、人もかけお金もかけていられますが、そこをずっと町は無視し続けていながら、県に準じるというのは非常に私はおこがましいと、不自然だと思うので、その辺のすっきりしたご答弁をひとつまずお願いいたします。

第2点目に移ります。

11月30日発売の12月7日号の週刊文春で、「夕張より酷い『借金漬け』7市町村の実名」というタイトルがあり、サブタイトルに「『実質公債費比率』ワースト100リストを独占入手」とありましたので、私も9月議会でこの実質公債費比率の件で質問した一人でありますので非常に気になって買ってみました。町民の方もかなり買われたと思うんです。

この100市町村のうち夕張市よりひどいところは夕張市を含め8市町村あり、単独事業が制限される自治体は21市町村です。これは実質公債費比率が25%を超えると、自治体は単独事業に対する借金が制限され、起債する場合は事業の必要性などを県に説明しなければならないものです。これが25%を超えた自治体の仕組みです。

また、35%を超えますと単独事業だけではなく国、県の補助事業までも制限されてしまうとあるが、これは本当にそうなのか。また、ここに言う単独事業とは我々能登町に当てはめればどんな事業なのか、財政企画課長にお聞きしたいと思います。

18%を超える各種起債に対して許可が必要になるとあります。これは国に言わせれば、18%を超えれば黄色信号であり、25%以上のところは赤信号と国は勝手に言っていますが、これもそうなのかお答え願いたい。当町は22.6%と載っていますが、この数字も正確なのかひとつ教えてほしいと思います。

また、この記事の中で実質公債費比率40.6%と日本一高い数字を出している北海道歌志内市長が、いろいろ頑張ったがやりくりの苦しさのためやみ起債を15億円投入したと言われているが、やみ起債とはどんな性質のものなのか。また、当町にもやみ起債なる性質のもの借金があったのか。または現在もあるのか。正直にお答え願いたい。

また、この記事の中でワースト100のうち能登町も入っており、北陸3県でも石川では能登町、福井では越前町となっております。今後、町の発展、まちづくりが大変困難、苦難な道を歩まなければならないと考えられますが、持木町長は今現在どのような心境でおられますか、ひとつお答え願いたい。

また、9月議会でも町長は私の質問に対し、これだけ財政が悪化した大きな要因の一つに箱物行政のツケが今回っているとご答弁されましたが、今もこの考えにお変わりはございませんでしょうか。これもひとつお答え願いたい。

私は今、このように大変無理難題な質問をしておると自分でも思いますが、決して私は持木町長含め課長をいじめるわけでもございません。合併協定書に新しい役場を建てるとか、いろいろ老人の福祉、教育の予算、バラ色のごとくタイトルがうたってあったわけですが、当時、協議会の役員、委員の方々はこれほど財政が悪化すると予測されていなかったんだらうと思うんです。予測が狂ってしまったのならば、私は方向転換も潔しとするのが強い男の証明だと思いますが、町長は今後どのようにまちづくりをしていこうとされる考えなのか。好みの問題もあろうかと思うんですが、これも御説明願いたい。

私は、この解決策は町の企業及び町民の税収アップしかないと思うんです。ツバメの子供のように親がえさを運んでくるのを巣の中でチュッチュッチュとくちばしをあげながら待つだけではなく、みずからの足で立ち、歩く強い元気な能登町づくりに邁進されるのが町長の使命だと思います。安倍総理の美しい国といっても強さも何もなければいけないし、町長も簡単に美しい能登町づくりとか言わないでほしいと思います。

10月の町議会選挙の公約はがきの中で、ベテラン議員のものですばらしいものがございました。それは、1に産業、2に産業、3、4がなく5に産業というようなすばらしい強いまちづくり、産業おこしを訴えられた人もいます。どうか厳しい現実に向けることなく、持木町長には町民の幸せ、町の発展に全力投球されるご答弁を期待して、質問は終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

山本一朗議員のご質問にお答えいたします。

助役のご指名ということですが、これは能登町建設工事指名競争入札参加者選定要綱に基づく指名審査委員長が助役であるというふうなことからものと解釈して、考え方を述べさせていただきます。

町の指名基準は、全般の考え方は、県の基準を参考にしておりますが、基本的には町独自の基準であり、すべてが県基準と同じでないと思っております。数値基準などの細部につきましても、町の発注件数、金額あるいは町内の業者数など地域事情などを踏まえるなど、町独自の指名基準として策定されております。

ご質問の指名基準の等級の決定にあつては、現在のところ経審点数による客観点数のみの評価に行っており、主観点数は取り入れていないのが現状でございます。

います。現在における県、そして近隣市町の状況はといいますと、県では客観点数のほか幾つかの項目で評価したものを主観点数として加えて等級の決定を行っております。近隣市町においても、独自の評価項目により主観点数を考慮しているところがあれば検討中のところもあるようです。

主観点数については、企業の自助努力あるいは町への協力度など企業努力についても評価すべきところだと認識しております。今後は、町として議員ご指摘のように評価基準の策定など早期に実施に向け前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは山本議員のご質問にお答えさせていただきますが、全国でワースト100に入っているということでもあります。当町が全国でも財政事情が悪い団体であることをどう考えるのかというご質問ですが、本年度当初に人件費や補助費の削減を行い、繰り上げ償還も実施して経常経費の削減に努めているところですが、来年度には新型交付税の導入が予定され、さらに厳しい財政事情になると思われまます。今後も行財政改革の手を緩めることなく、一刻も早い財政の健全化を進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また箱物の件に関しましては、財政事情が悪化している原因は、バブル崩壊後の国の景気対策にこたえまして、その方針に従って公共投資を進めるために発行した地方債の償還金が多額であること。また、つくり上げた施設の維持費が必要であること。特に箱物には維持費が多く必要であるという趣旨でそのように申し上げたのであって、箱物だけが財政事情を悪化させるというわけではありません。平成13年度以降の交付税の削減や三位一体改革が歳入面での財政事情を苦しくさせているということは何度もご説明させていただいているところでもあります。

また、合併協定書等に庁舎建設の問題につきましては合併前の3町村の住民の代表者が協議された事項でもあり、この問題が協議された当時から見れば、やはり交付税や補助金等が大幅に削減されておりますし、財政事情が大きく変化しているというのが現状であります。現時点での庁舎建設の実施というのは財政的に困難であることはだれもが理解できることと思ひますし、何よりも町民の皆様の理解が得られないというふうにも思ひております。

庁舎建設を行う場合には、住民の多数の意思が必要であると考えております

し、今は行財政改革を進め、財政を安定させる時期であり、これによって将来幅広い住民の意見が集約されて問題の方向が明らかになるというふうに思っております。

今後のまちづくりに関しましては、税収の増加が望める施策によって強い元気な能登町づくりを行えとのご提案であります。町民の皆様とともに夢を持って新しいまちづくりを行っていくためにも、関係各位や協力によりまして能登町第1次総合計画を策定いたしましたところであり、9月議会では議員各位の審議と議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

総合計画では、特に重点的、横断的に取り組む施策を重点プロジェクトというふうに位置づけております。その中に企業誘致や、あるいは起こす方の起業支援などによる産業の活性化を盛り込んでおります。今後は重点施策の実現のためにも、行財政改革を進めることによって一日も早い財政の安定化を図るとともに、財源を確保しながらかかる施策の実現を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

山本議員の質問にお答えいたします。

質問は3点かと思えます。当町の実質公債費の関係、単独事業とは、やみ起債とはどういうものなのか、またあるのかということではないかと思えます。

まず第1点の実質公債費比率と申しますのは、従来の普通会計での起債制限比率に特別会計や公営企業会計などへの繰出金のうち公債費に充てられると思われる金額をプラスして算出される財政指標であります。夕張市の一件から、従来の起債制限比率にかわるものとして本年度より新たに算定されたものであります。

山本議員の申されたとおり、18%を超えると黄色信号、地方債の発行に許可を要することとなり、同時に公債費負担適正化計画の策定義務が課せられます。実質的に地方債の発行に制限を受けます。25%を超えると赤の点滅信号。単独事業債の抑制です。35%を超えると赤信号。補助事業に関する地方債の発行も抑制されることとなります。

また、当町の実質公債費比率につきましては地方財政状況調査、普通会計決算統計、公営企業決算統計等で22.6%であると発表されたことがありますが、国からの計算方法の一部修正により22.5%が正しいのでありますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

また、単独事業とはどのようなものかという質問ですが、例えば町道、農道、林道等の道路や箱物等で国の補助基準外のものや、事業そのものが対象にならないものが単独事業とされております。平成18年度の予算で計上している中では、地域活性化債で農林事業の土地改良事業640万円、一般単独事業債で石綿対策事業の6,260万円、臨時地方整備事業債で道路事業に7,040万円などが該当いたします。

また、やみ債とはどのようなもので、能登町にもやみ債はあるのかということでございますが、やみ債とは本来、地方債の発行の際に許可制度に基づき許可を要するものにかかわらず、その許可を得ないで長期の借り入れを行ったものをいいます。当町では、やみ起債なる性質のものがあったのか、また現在あるのかと質問でございますが、そのようなやみ債の発行はございません。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

まず助役の答弁は、まことに端的でわかりやすかったです。それに関しては今後そういった企業努力をしている、そういったものを見定めて、やはり努力したものが報われるような制度改正。そうすれば堂々と県に準じていますと言われるんですが、今現在では県に準じているというようなことは、やはり言うのはおこがましいと。先ほども答弁で、町独自の物差しですと言われたのが私は正しいかと思うんです。今後、町独自ですと言うべきであって、県に準じているということは担当課長も含めて言うべきではないということ指摘しておきますし、答弁も要りません。

あとはまちづくりの問題で、持木町長は何か来年度か今年度か知らないけれども、さらに悪化するという言葉があったんですが、22.5、坂口課長から今、6から5になって22.5よりかもっと数字が悪くなるのか。その辺もお聞かせ願いたいと思いますし、もう1点、私は予測が狂ってしまったならば方向転換も必要でないかなと思われる。その方向転換のところの答えが明確に出た。その辺もひとつお願いします。

やはりいろんな数字のあれで狂いが生じた。だから先般、先週、テレビニュースで、静岡県の熱海市が財政危機宣言を就任3カ月目の若い市長がやられました。熱海市は、まだワースト100にも入っておりません。おらないにもかかわらず、なぜこういうことを宣言されたのかなと。じっくりニュースを見て、知り合いの熱海市の職員等にも確認したところ、今までのように行政の運営を続

けると今後5年間で61億の借金が発生するんだと。それがまず一つの理由。もう一つの理由が、来年度11億2,000万円の交付税がカットされるんだと。この2つが原因で、手おくれにならないうちに今のうちに財政危機宣言を若い市長、就任3カ月です。前の市長は大変やり手、やり手と言われながら、どんどん国の言いなりになって借金を重ね、事業をやり、そのツケが今熱海市に回ってきている最中なんです。それで就任3カ月目の若い市長が思い切り財政危機宣言をされた。

そして来年度、熱海市は新庁舎を建設する予定だったんです。それも中止にしました。これだけ苦しいのに、築53年の熱海市役所です。ぼろぼろです。アスベストもたくさんあるかと思うんです。だから建てると言われておったのにも関わらず、設計も全部できております。にも関わらず中止です。見直しです。

市長は、市民の税金、生活に必要な水道代や保育料等の値上げが一番最後の手段なんだと。まず節約できるもの、むだなものを省きたい。そのために私は市長になったんだと。そういうようなことを述べられておられました。大変感動もいたしました。

我々もやはりもう少し考えるべきではないかと思うんですが、その辺のお考えはどうなのか。

それと、先ほどまちづくりにおいて企業誘致、そういうような言葉も聞かれたんですが、私もことしの9月25日に日本商工会議所の勉強会に能登町から3名選ばれて行ってきたんですが、選挙前で忙しかったんですが。その企業誘致の問題で、講師の先生が、企業誘致なんか旗振ってもだめですよ。日本の優秀な企業はすべて中国と東南アジアに工場をつくるんだと。そうすると、あそこの27歳平均の女の人で1日280円から300円の給料なんです。我々のところは悪くても1時間650円です。そういった人的経費を考えれば、企業は中国にどんどん進出してもものづくりをいくんだと。だからむだだと。そういうようなことも言われて、そのワースト100に、先ほど財政のあれで悪くなったところで、ほとんどが産業の企業誘致に失敗したところばかりが、宅地造成、工場誘致、造成ですか、そういうようなものの失敗。先行き短い産業を呼んで、その企業が撤退、倒産していったらまた終わり。そういうようなことになっておるんです。

やはり私は、この能登町において、これほど食文化の薫り高い、四季折々にこれだけうまいものが山、海にある。そういったものをキーワードにして交流人口の拡大、そしてものづくりの環境をつくって、そこで産業を興すのがベストだと思うんです。そういう小さいお米か魚とか、そういうのが前にあるかと思うんですが、そういったものの工場建設をしてあげる方が、経済が川上から川下に流れて、最後には頑張って新しい工場を自前で地元の者が建てようと。

そうすると地元の建設業者なり内装業者、電気設備、いろんところが潤うわけです。そういうような経済の流れを考えるまちづくりを持木町長はどうお考えか、ひとつお答え願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず1点目の来年度悪くなるというお話なんですが、決して実質公債費比率が悪くなるという意味ではなくて、来年度は地方交付税の新型交付税導入によりまして厳しい財政事情になるということで、決して比率が上がるということではありませんのでご理解いただきたいなというふうに思っております。

また、方向転換に関しましても、やはり時々为社会情勢、財政状況によっては、ある面では方向転換ということも必要だというふうに考えております。

次に、企業誘致に関しましては、やはり議員おっしゃるように難しいことでもありますし、可能性も低いのかもしませんが、総合計画からは外すわけにはいかないというふうに理解しておりますので、今後でもできるだけの努力はしていきたいというふうに考えております。

また、そういった小さな加工場の話なんですが、先日もあるNPO法人が海洋深層水を使った漬け物の工場をオープンしていただきました。だからできるだけそういった地元の食材あるいはものを使っての加工場、あるいは工場の支援というのは町としても考えていかなければならないのかなというふうに思っております。そうすることによって雇用ということも生まれますし、あるいは産業の活性化にもつながるというふうにも考えておりますので、できる限りの支援はしていきたいなというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

大変苦しい中での答弁で、本当に申しわけないなと思うんですが、やはりもう少し、産業おこしについて、町長だけの責任ではないんです。担当課及びいろんな行政の中核の方が、一体我々の新能登町、合併したら非常に財産ふえたわけですよ。柳田の米とか赤崎のイチゴ、小木のイカ、いろんなものが旧能登町から見たらふえております。そういったものをいかにしてひっくるめてうまく事業化というか交流人口をふやす武器にしていくかということがもう少し考

えられないのかなど。

先般も先ほど9月の日本商工会議所に行ったときに、講師の方が非常に新能登町は着眼点が下手だと。一番もったいないのが、恋路海岸から極端にいったら九十九湾の越坂あたりまでのことを指されているんでしょうが、あそこに生息する四季折々の海草、あの海草に関してだれもお金にかえていないと。あれは大きな産業になるし、東京の高島屋なり三越の売り場でもかなり売れますよと。そういうことをもう少し行政に訴えかけて、きちんとやらすべきではないのかと言われましたが、その辺、町長は今後こういった、一つのこれ例ですけども、こういったものをもう少し見定めて、ピックアップして、そして地域おこしに私は邁進される方が税収アップの道に早くつながるんじゃないかと思うんです。

やはりツバメの子供みたいに国と県の補助金をチュッチュクチュッチュク吸っているようなざまたれではだめだと思うんです。もう少し強いまちづくりを、町民の皆さんが喜んで税金払える、企業を起こした者が喜んで税金払えるまちづくりをされるべきだと思うんですが、もう時間もないので町長の最後のしっかりした答弁を聞いて私も終わろうと思いますので、もう一回よろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今ほど山本議員がおっしゃった、そういった海草の件も含めてですが、いろんな情報もまた提供していただければなというふうに思っております。私自身も含めて、担当課も含めて、そういった新しい企業を起こす方の支援というのもしっかり町としてはやっつけていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、先ほど申し上げたように、そういうことが雇用の確保にもつながりますし産業の活性化にもつながるというふうに考えていますので、新しい情報をどんどん町の方へいただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。13時再開といたしたいと思います。（午前11時43分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前1時00分再開）

20番大谷内義一君

20番（大谷内義一）

それでは一般質問を行います。

まず町長に質問いたしますが、その前に、私実は町長、正直言ってこの3月までは議長をさせていただいたことを花道にして引退をしようかなと実は思っていたんですが、よく考えてみたら私たちの責任において3町が合併したんだからもう少し新町発展のために汗を流そうという気持ちで今回参ったわけでございます。

そういうことですから、これから町長と能登町の振興策について真剣な議論を重ねて、実りあるものにいたしたいという願いを持っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

昨年の町長選挙が終わって、この議場で町長は施政方針を示されました。その件につきましては、また私は後日議論をさせていただきたいと思っておりますが、今回は時間の関係もありまして基本的なことについて二、三質問をさせていただきます。

まず一つは、町長も能登町の議会を含めて今回の合併の町長としての当初予算の編成をされました。また補正予算の編成もされましたが、どういう基本的な考え方で当初予算あるいは補正予算を編成されているのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

それについて、町民、住民からいろんな要望がたくさんあるわけです。例えばこの9月の補正にも住民の要望によって予算が計上され、執行されておりますし、今回も出ておりますね、助成金が。そのほかに町長、私はあなたと去年、今年にかけて能登町にある各種団体の会合に出た折には、皆さん口をそろえて言われたのは、わずかな助成金をなぜ20%も30%もカットするのか、我々の団体は萎縮して活動ができない、何とかしてほしいという強い要請がありました。私は、これもやっぱり住民の声だと思えます。それから、今回も提案されておりますが鶴川地区のトイレの設置、あるいは藤ノ瀬地区の道路の改良、これも住民の要望ですね。

それから町長、私、選挙中にいろんな方々のご意見を拝聴したんですが、その中にこういうことがありました。それは、身体障害の認定を受けておる方で1級、2級の方は現在も医療補助を受けている。けれども3級の方は今年から

なくなった。その方のおっしゃるのでは、私たちは5万か6万の年金で生活をしているんだ。そこにこの補助金がなくなったということは、私たちにはどうして生きていけばいいということになるのかという厳しい質問を受けました。「何とかしてほしい、大谷内」と、こう数名の方から言われました。私は、これもやはり住民の声だと思うんです。

ですから、こういう住民の声を予算に組み込む、予算に計上する、取り上げるということについて、町長はどのような考え方で取り上げておられるのかお聞きいたしたいわけです。

実は昨日、建設常任委員会として旧内浦地区の河ヶ谷の作業道を視察に行っていました。私は9月のたしか補正だったと思うんですが、行って見て、作業道ですから畑でもあるのかな、あるいは植林をした山地でもあるのかなという思いで実は昨日行ったんですが、道をたどっていったところには畑も山林もなくて、あったのは墓でした。ですから私、その帰りに案内をしてくれた農林課の担当の職員に、あんたこれは作業道とは言えないような私は気がする、どうですかと尋ねたら、大変苦しい答弁をしておられました。

ですから町長、私の言いたいのは、できるだけ町民の声は吸い上げて町政に反映をしていただきたい。けれども、後でいろんなことを言われぬようなことをしてほしい。そのためには、どういう定規でそういう町民の要望を取り上げるのかということをお聞きいたしたいわけでありませう。

次は、町長に一体町長はどんな事業をしてこの能登町の再生を、あるいは振興をやらうとしておられるのかなというのが具体的に見えないんです。例えば18年度の予算を見ても、あのときのあなたの提案理由の説明を聞いても、どうも持木カラーといいますか持木町長の顔が見えないんです。私はそれが大変残念なんです。

大変申しわけないんですけれども、私の私見で一つの政策を持っておりますので、ひとつ町長に参考にしていただきたいために申し上げます。それは、この合併の話が出た柳田の議会において、当時の柳田村長山口さんに質問をしたんです。あなたがもし合併をして町長になったときに、私がこれを提案しますからぜひ実行してほしい、取り上げてほしいと申し上げたことを今から申し上げます。

それは、旧柳田地区にはコケ、そして米の特産地化をしてほしいということです。現在もコケについては柳田村で鋭意努力されている農家が何人もおられます。それを充実する。それから、米は市場に出したら2割も3割も高く売れる、そういう産地化を目指したいというのが私の思いであります。私はこれは十分できると思っております。

それからもう一つは、旧能都町なんです、私はここに農業、林業、そして

水産業から上がったそういう産物を加工することによって付加価値をつけて売るという、そういうことをやってほしいという思いを持っておりますし、やらなければならないと思っています。今現在もそのことに努力をし、研さんをされている方々がおいでです。その方々を力強く町はバックアップすべきだと思っております。それと同時に、新しい加工も創意工夫して創設していく。そのための施設が必要ならばつくるということが私は大事だと思っています。

そこでできたそうしたものを売る場所として、私は市場をつくりたいと思っています。旧能都町に。それは場所としては、あそこの埋立地でもいいですし、今言われている駅の跡地を私は利用する方法もあると思っております。そうして奥能登でとれるすべての産物をそこに集めて、輪島の朝市をしのぐようなそういう私は市場をつくりたい。つくれるというふうに実は思っているんです。

それからもう一つは、内浦地区ですが、内浦地区はご存じのように、あの海岸べりは非常に温暖で気候がいいんです。ですから昔からあそこは畑作の盛んなところなんです。ですから私は、あそこに今言われている海洋深層水を使って、あそこにトマトでもいいキュウリでもいいんですが水耕栽培をして、あの地域に大きなハウス団地を造成できないかというのが私の一つの政策なんです。私は少なくとも年間4億ないし5億の水揚げができる、そういう大型の団地をあそこにつくれないかというのが私の一つの夢なんです。これも私は必ずできると思っているんです。

じゃそういう事業をやるにはどれぐらいの資本が必要かと私なりに考えてみたところでは、約50億ぐらいは必要だろうと思っています。それならその50億の金をどうしてつくり出すのかということなんですが、それはいろいろな私は考え方があると思いますが、少なくとも国や県は、国は農業基本法を改正して、地元から要望として上がってきたものは取り入れるという方針になっておりますので、私は国や県の補助事業を30億円ぐらい入れる。そして15億は町が負担する。あとの5億は少なくともそれをやる人が負担をするという、そういう中で事業展開ができないかということを思っているんですが、町長のひとつ考え方をお聞きいたしたいし、どのように判断されるかもお願いいたしたいと思うわけですが。

要は町長、私は何をあなたに求めようとしているかといいますと、私は、おれが、持木が町長になったのは、こういうことをして、こういうことによって新しい能登町をつくるんだ、そういう具体的な力強い熱意といいますかダイナミックなそういう発想をぜひ私は聞きたいんです。そして、おれはこれをやりたいから町民の皆さん、職員の皆さん協力してください。今、能登町には財政が厳しいので、だから皆さん協力をしてくださいと、私はぜひ訴えていたきたい、言っていたきたいんですよ。そのことを私、強くお願いをいたしたい

と思いますので、町長のお考えをお聞きいたします。

次なんです、実は町長、私は正直言って余り建設的でない議論とか質問は余りしたくないんですが、今回は一つだけ、これが始めて最後にしたいと思ってお尋ねをいたします。

それは端的に題材として、町長の政治哲学はお持ちですか、あったらお聞かせくださいということなんです、なぜ私がこのテーマを取り上げたかといいますと、私は町長はかなり信念を持ったお人柄だのように思っていました。しかし最近見ていると、何か金がないという一点張りで何か芸がないとか、あるいはまたいろいろなことを言われるけれどもどうももどかしいというようなことがたびたびあるわけで、これは大変困ったことだなというふうに実は思うんです。

人それぞれいろいろな意見はありますし、考え方がありますが、具体的に町長申し上げます。それは、合併協議会のあなたは会長として合併協定書をあなたはつくられたわけです。その中に、新町の新しい庁舎の建設基金というものをつくるということも盛り込まれているはずなんです。そこで私は正直言って、この3月の当初予算にそれが計上されるものだと思っていたんですが、残念ながら計上されませんでした。その後9月にする、本当に町長するんですか、いやそれは総務課長に指示してあると。9月になったら、いや12月にする。12月になって、今回になったら、実は条例は出すけれども金は一銭も積まないということで、どうもその辺が私はもどかしいんですよ。なぜもう少し毅然とした態度で臨まれないのかということをお聞きしたいんです。

卑近な例でございますけれども、あの乱世の戦国時代でも約束を守るということは第一義だと言われていたんです。今、私たちは近代文明の国家で、法治国家の中の一員として私たちは生活をしているんです。そういう中において、法を守らないとか約束を守らないというのは、私はやはりそれは人格失格だということに思われても仕方がないというように私は認識をしているんですが、町長はどのようにお考えですか。

もしあれば聞かせていただきたいし、もう一つは、その哲学をお聞きしたいです、人間の信用とか信頼というのは一体どうすればできるのかということをもしあれば教えていただきたいということをお聞きいたします。

私、先般、ある人の勧めで金沢のふるさと偉人館を見てきたんですが、そこには石川県にもさすがすばらしい方々がおいでたなというように実は感心をして拝見してきたわけですが、その中に、町長、三宅雪嶺という方がおられまして、その方はこういうことをおっしゃっておいでるんです。正義ニオイテ終始一貫スルガ正則ニ然ラザルハ変則ナリ。この正則というのは正しい則と書くんですね。正義ニオイテ終始一貫スルガ正則ニ然ラザルハ変則ナリ。

私は非常に含蓄のある言葉に出会いましたので、そのことを紹介をして質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

大谷内議員には、うんちくのある話ありがとうございました。

まず議員のご質問の第1点目の予算編成についてであります。合併後、平成17年度、そして18年度と実質2回の予算編成を行ってきたわけではありますが、予算編成の基本的な考え方はどうかと問われれば、当初予算に關しましては年度を通して予想できる経費の見積もりを行い、補正予算につきましては年度途中で臨時に必要なもの、あるいは当初予定できなかったが事情を考慮して補正予算として計上されるものがあるかというふうに思っております。

ご存じのように平成13年度以降、交付税や補助制度の改革によりまして歳入の減少にどのように対処するかということが非常に頭の痛い問題でもあり、財政再建が第一の課題であるとともに、合併後の地域格差という問題も同時に考えていかなければならなかったということがあります。本年度の予算編成は困難をきわめましたし、担当課が地域住民からの要望をすべて消化することが困難となる状況が予想されましたが、それで仕方なく年度途中で必要となる整備、維持費については補正で対応することといたしました。しかし私といたしましては、有線放送事業に代表されるように地域バランスに重点を置いた予算配分を行わなければならないというふうに考えております。

また、住民の要望をどのように取り上げているのかということにつきましても合併後、各地区を回りまして直接地域の皆様との意見交換も行いました。また、私が出張等で部屋にいない場合におきましても電子メール等による町民からの意見も受ける体制も整えてあります。何より住民の意見や地域の状況というのは担当課がよく掌握しており、担当課から随時、そして提起にヒアリングによりそういった情報の提供を受けております。もちろん財政難の折、短期間ですべての地域の要望を満たすということはできませんが、緊急を要するものやそれなりの事情があるものについては整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、議員ご指摘の各種団体あるいは身体障害者の方の補助制度、確かに住民の方にも非常にづらい判断をさせていただいたと思っております。しかしながら、夕張市の例があります。夕張市は今、非常に市民の皆さんに非常な負担をかけております。そうならないためにも18、19、20で財政再建を行いまして、

明るい兆しが見えるようにしていきたいというふうに考えております。そのためにも、町民の皆さんにはもうしばらく我慢と申しますか、していただかなければならないというふうにも思っております。

また当然、町政におきましては町民の声を反映させていくのも私の仕事だというふうにも考えております。

また、ご指摘の路線につきましても、これは地域住民からの強い要望がありまして既に20年以上この線に関しては要望があったというふうに聞いております。そういった地域住民の強い要望にこたえる形で整備をさせていただいたものですので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、予算に顔が見えないというお話がありました。まちづくりの方針につきましては、私の公約を要約すれば、地域住民が連携し、高度通信網の整備などを行い、地の恵みを生かし、健やかで元気なまちづくりを行いたいということになるかと思っております。

しかしながら、何分町の財政事情はご存じのとおりであります。もちろん私自身も財源がない、財源がないと言いたくありませんし、皆さんの要望をすべて実施できればこれに越したことはないというふうにも考えております。地域住民の要望をお聞きするたびに、何とかならないものかとも思います。しかし、私の公約を一つ一つ実現するためにも、やはり町の財政再建は避けては通れないものであることもまた事実であります。地方分権に伴う町の責任と、そして上下関係から横のつながりになりました都道府県との関係、町の意味決定機関としての責任を考えますと、当面私の行うべき事業は財政再建であると言わざるを得ないというふうに思っております。

また、今ほど大谷内議員がご指摘されましたコケ、米の特産地化、あるいは農林産物の加工場、そしてまた新製品の開発、市場の開設、団地による水耕栽培等、非常に事業の内容につきましては十分に検討する必要性も感じておりますので、今後検討させていただきたいなというふうにも思っております。

また、私の政治哲学はというお話でしたが、私自身としましては、やはり私のモットーであります公平、公正な立場、そして常に町民のためになるかどうか、能登町のためになるかどうかを判断して物事を決断しております。これが私の政治哲学であり、政治に対する思い、信条であるというふうに思っております。

ただ、何事を決めるにおきましても、やはり情報というものは少ないよりも多い方がいいというふうに思っております。余り多過ぎてもいけないことではありますが、そしてまた今回の新庁舎建設の問題につきましては、いろいろな方面から意見も賜りました。結果として、今議会で条例の提案、そして来年の3月議会で基金を積み立てるということを決断したものであります。ただ基金

の金額につきましては、もう少し議員の皆様との意見を賜りたいとの思いを強くしたことから、いましばらく時間をいただきたいという思いで今回提案しなかったものであります。

私自身、合併協議会での約束事というのは決して忘れておりませんし、ただその後の状況、いわゆる財政状況が想像していたより悪かったことが大きな要因であることも理解していただきたいと思っております。

また、信用、信頼というものは失うときにはすぐ失います。しかし、相手との信用、信頼を築くには非常に時間がかかると思います。そのためにも相手に対して正直につき合うことが信用、信頼を築き上げることができるんじゃないかなというふうにも思っております。

また、いろいろ人生経験豊富な大谷内議員でありますので、今後さらなる町政あるいは私個人にご指導もいただければありがたいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

それでは次に、3番河田信彰君

3番（河田信彰）

今回、再度この場に立たせていただいたことに対し、支えてくださいました皆様に変感謝するとともに、改めて気持ちを引き締め、町長を初め職員、そして議員各位の皆様とともに、よりよい住みやすい能登町となるよう微力ではありますが努力する所存であります。

それでは、通告してあります公立宇出津総合病院のことにつきまして数点お聞きしたいと思っておりますので、わかりやすい前向きな答弁をお願いします。

町民が安心した医療サービスが受けられ、信頼される病院として地域医療の中核をなす公立宇出津総合病院の役割は極めて大きいものでございます。しかしながら、その経営は宇出津総合病院に限らず、特に奥能登の4つの公立病院では大変厳しいものかと思われまます。平成16年度までに発生していた累積赤字、繰越欠損分約17億円につきましては清算されたと記憶しておりますが、平成17年度で発生した約2億2,000万円の未処理欠損金を含め、本年度の見込みはどうなっているのか。また、外来患者数や入院患者数の推移はどうなっているのか。設立当初90だった病床数も時代とともに今や倍以上の188と聞きます。現在ある17の診療科の機能とあわせ、その稼働状況を見きわめる時期かと思われまます、町長の見解をお聞かせください。

次に、医師不足の問題ですが、先ほど述べたとおり診療科が17科ある病院は

奥能登では宇出津総合病院が最大ではありますが、診療日を見ますと大半が週に一度の診察となっており、奥能登で最多となる5人の外科医がいるという利点はあるものの、常勤医師は14人と派遣医師に頼らざるを得ません。

一昨年ごろから医師不足に関する報道をよく耳にします。特に特定地域や診療科での医師不足は著しく、僻地の診療所だけではなく地域の中核病院でも医師が足りなくなり、お産の取扱いや救急患者の受け入れをやめる医療機関も珍しくなくなってきています。

厚生労働省の調査でも全国の6分の1の病院が医療法に規定された人数を満たせていない状況でありますし、石川県内での10万人当たりの医師数は2000年が222人、2002年が236人、2004年度で239人と増加傾向にあります。2004年度の県内を地域別で見ると金沢市近郊で296人なのに対し能登北部は136人と半分以下であります。勤務する医師数を医師法が定める定員で割った医師充足率を見ると、県内全体が120%だったにもかかわらず能登の4つの公立病院では約80%しか満たしていません。また、新人研修医の総数においても2004年度以降、全国ではわずかにはふえてはいますが県内では急減しており、2004年に97人いた研修医も昨年は66人、本年度は53という現状です。

こうした数字を目の当たりにすると、今いる医師ももう何年いていただけなのか。また、新しい医師が本当に来てくれるのか心配です。人手不足のもとで医療事故の続発に象徴されるよう、患者の命と安全が脅かされています。安全、安心で行き届いた医療介護を実現するためには、医師、看護職員を初め医療従事者の人員確保が必要かと思われまます。看護職員の配置基準の引き上げや夜勤日数の上限規制などの法的整備、診療報酬などによる安全、安心コスト保障策が求められていますが、町民に不安を与えないためにも一日も早く医師などの確保を希望するものでありますし、公立宇出津総合病院の医師等に対する町長の考え、今後の町としての方向性、県や各医療機関との調整等、現在どのようになっているかお聞かせください。

これで質問を終わらせていただきます。場合によっては自席より再質問させていただきます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、河田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、現在の宇出津病院の経営状況はと申しますと、入院基本料が減というふうになったにもかかわらず本年度の4月から10月までの事業実績は、あくま

でも昨年度と比較してではありますが若干良好な数字になっております。しかしながら厳しい経営状況は変わりがなく、現在推定いたしますと18年度の純損失は1億5,000万から2億円相当になると見込まれております。当然、昨年度までの累積欠損額3億円を含めると4億5,000万から5億円の借入れが今後発生するという状況であります。

こういった状況の中でも、宇出津病院というのは地域住民にとりまして非常に大切な中核病院であります。今後もいろいろな対策を立てながら、当面は病院の自助努力にもお願いしながら頑張っていかなければならないのかなというふうに思っております。

当然、今後の状況を見ていくと、ベッド数の減少という状況も考えていかなければならないというふうには思っておりますが、それと外来、入院の患者数に関しましては事務局長よりご説明させていただきたいというふうに思っております。

また医師不足に関しましては、議員おっしゃるように現在、常勤医師が14人います。そして、当病院の医師の充足率というのは81.4%ということになるかと思っております。特に産婦人科医師につきましては平成14年10月までは常勤いたしておりましたが、その後は週2回の診察ということになっております。そして、その週2回の方も金沢医科大学の方でも医局に医師が不足しているということで週1回という状況になっております。これも議員のおっしゃるように研修医が減ってきて、大学の医局自体が医師不足ということに悩んでいるのが現状かというふうに思っております。

しかしながら、宇出津病院にとりましての医師確保あるいは看護師の確保というのは非常に大切な課題であり、問題でありますので、院長ともども今後も奔走してまいりたいというふうに考えておりますし、当病院の経営健全化は、やはり医師の確保、看護師の確保が前提でありますので、今後も医師等の確保につきいろいろな情報を集めながら頑張っていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様にもぜひご協力のほどを逆にお願い申し上げて、答弁とさせていただきますと思います。

議長（新平悠紀夫）

川口登総合病院事務局長

宇出津総合病院事務局長（川口登）

河田議員に対しての説明いたします。

入院患者なり及び外来患者数でございますけれども、現在4月から11月までの状況を見ますと入院数では月平均が130名でございます。これにつきましては、

昨年から見ますと7から8%の減であります。さらに外来につきましては、少し頑張っていたいただいておりますけれども2%の減ということで、1日当たり大体500から600人という数字でございます。昨年から見ますと1人当たりの単価数が若干アップしておりますものですから、大幅な減にはなっていない。横ばい状態でございます。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

3番河田信彰君

3番（河田信彰）

経営についてですけど、本年度の見込みが今1億5,000万から2億ということで、1億5,000万であれば1日40万円の赤字が累積していくという格好になるんですが、その赤字をどう補てんしていくのか、どう食いとめていくのか、何か対策を練っているのかをお聞かせください。

それと医師不足の件ですが、宇出津病院のホームページを私も見ましたが、看護師募集の掲載はありましたが医師募集の掲載はありませんでした。また、本当に今のままの現状でよいと町長は考えられているのか。危機感を感じているのであれば、またホームページの募集を、各医療機関への呼びかけはもとより医療コンサルタントへの依頼や石川県地域医療人材バンクの登録はしていると思うんですが、さらには民間への人材紹介会社への問い合わせ等を行っていただけますか。

また、地域病院としての特徴や自然環境のよさと、ほかの病院との違いを打ち出して医師確保に努めてほしいと考えますが、何か連絡等をしているのであればお聞かせください。

また、今までに何人かの申し込みがあったのか、また何人かの医師とコンタクトがとれたのか、よければ教えていただきたいと思います。

派遣医師につきましてですけども、医師不足や派遣医師についてですが、12月の石川県議会一般質問においてもこの問題を取り上げられており、その答弁で谷本知事は、僻地病院などに9年間勤務する義務がある自治医科大学を卒業した医師の定着政策にも言及され、能登北部地域で勤務年限を終えた後に同地域に残る医師がほとんどいないことから、義務年後も県立中央病院を拠点として継続して能登北部に派遣する仕組みを検討したいと述べていますが、何か陳情は行ったのでしょうか、お聞かせください。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず1点目の赤字といいますか損失の対策であります、病院の方はいろんな経費を絞り込んでくれております。ですからやはり医師の確保、看護師の確保によって収入を上げることが病院の赤字対策かなというふうに考えております。ですから、医師、看護師の確保を今後も一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

また医師の募集に関しましては、確かにホームページには載っていないかもしれませぬし、またホームページの方も今年度開設しておりますので、まだまだ中身が不十分かとは思っております。しかしながら、本年の10月1日からインターネットによりまして医療人材広告や、あるいは退官自衛隊の医師及び看護師の求人広告も掲載しております。また、今ほど河田議員がおっしゃったように県の方でもいろんな取り組みをやっていただいておりますし、県の方でも求人広告をインターネットで募集しております。

確かに自治医科大病院、9年間の義務があるわけなんです、その後も能登北部に残っていただくように私自身も知事にもお願いしましたし、あるいは個々の先生にも我々としては今後当たっていかねばならないのかなというふうに思っております。

また、今現在も病院の方には自治医科大の方から一人先生が来ていらっしゃいます。どうしても最初は1年という契約でしたが、その先生にもお願いして何とか2年いてくれないかというようなお願いもしながら、あるいは義務期間が終わられた医師の方が県内にもいらっしゃいますので、そういった方々を宇出津病院に呼んでこれないかということも今後とも院長ともどもやっていきたいなというふうに思っております。

また、本年7月の末には能登町出身の産婦人科の先生がいらっしゃいます。そこへ行きまして、病院へ来てくれないかというお願いもしたわけなんです、先生自身がどうしても公私とも困難な状況ということでお話しされたわけなんです、これからも再度働きかけを続けたいというふうに思っておりますし、また大学病院あるいは金大、医科大の方にも院長ともどもこれからも医師の確保にお願いにまいりたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

3番河田信彰君

3番（河田信彰）

累積赤字が続くのであれば、最終的には民間への移行、先ほども町長述べていましたけど、指定管理者制度へ移行し、公設民営化で存続を目指す等の考えは、また先ほどちょっとあるようなことを言っていましたけど、全国にある約1,000の自治体病院のうち指定管理者制度を導入しているのは2003年度で33病院ありましたし、現在はそれよりかもふえていると思います。また、公設民営になれば経営の効率化や業績評価型の民間給与体系の導入によって人件費を抑制の期待はできるものの、指定管理者が見つからない可能性や救急救命や小児科など不採算の部門の切り捨てにつながったり、地域医療の崩壊にもつながりかねないと思いますが、そういった民間への移行は考えられているのか。

また、先ほど述べていたとおりに言っていれば、こういったことを言われていなかったもので、こういったことがあるのであれば、やっぱり民間というわけにもいかんと思うがで、またその辺を考慮してちょっと考えてほしいがです。

それと、産婦人科についてですけれども、よく町民の方に産科、婦人科、産婦人科の充実や、お産ができるようにしてほしいと声がよく私も選挙のときに回ってよく言われたんですけれども、病院に行っても子供の泣き声がせんし寂しいわいねという声も聞きます。

昨年度、能登町で出生した新生児は116人で、本年度は約70人の新生児が誕生しています。この地域で出産ができないことは少子化、人口の減少に直結し、過疎が急速に進行することにつながっています。また今後、出産を控えた人たちも聞いていると思います。本人や家族の不安な気持ちを考えますと、お産ができる設備の充実、常勤の産婦人科医の確保を、先ほども7月に行ってきたと言われていましたけれども、またほかに探していただいて、一日も早く確保ができるよう期待しています。

町長のできることがあればやりますという一言が出産を控えた人たちや家族、また町民の皆様に勇気を与えたいと思いますし、また、そのような設備が整っていれば町外からもたくさんの方の外来や入院もふえると思いますので、町長の強い決断と意思をお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに河田議員ご指摘のように、里帰り出産とかいうことができないということで、地域住民の方には非常に迷惑をかけているということで、申しわけなく思っております。やはり産婦人科医の確保というのは急務だというふうに思っておりますし、現在でも産婦人科の病棟はそのまま残してあります。いつで

も開業といいますか開設できるような状況になっております。

そしてまた、産婦人科というのは全国的に不足しているというのが現状であります。どうしても産婦人科というのは訴訟が一番多いということもありますし、あるいは24時間体制での勤務ということでは非常に体力的にもつらい部分もあろうかと思っております。ですから、産婦人科医師になる方が年々減ってきているのも現状であります。これからも産婦人科医師を求めて頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、1番酒元法子さん

1番（酒元法子）

まず質問に当たりまして、今回このような機会を与えてくださいました皆様に御礼申し上げますとともに、ここにご出席の皆様におかれましてはご指導、ご鞭撻のほど心よりお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

新聞やテレビでは連日のように子供たちを対象にした犯罪について報道されております。また、能登町においても災害などの緊急時の連絡体制についてさまざまな検討がなされていると聞いております。

このような社会情勢を踏まえ、民間の携帯電話会社各社が各種のサービスを実施しているところですが、このようなサービスを受けるには携帯電話のサービス区域、つまり携帯電話のつながる区域を充実させる必要があるのではないのでしょうか。私自身、一家の安全を願う主婦として、母として、この地域において圏外と表示される地区、携帯電話のつながらない地区の多さには不安を抱いておりました。この不安を少しでも解消できるように行政の力も必要なのではないだろうかと常々考えておりました。

先日の新聞では、当町中斉地区において総務省の補助事業による携帯電話のサービス区域拡充の採択が報道されておりました。携帯電話のつながる区域を広げるということは、民間の携帯電話会社各社が実施するところではありますが、能登町としても犯罪や災害が起きたときなどの緊急連絡手段を確保すること、ひいては能登町民が安心して暮らせる生活基盤を確保することにつながると思われまます。その点どうお考えでしょうか。

また、携帯電話がこの能登町内の少しでも広い地域につながるように、サービス区域の拡充についても能登町として今までどのような対応がなされてきたのか。そして今後どのような対応をなされるのかをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、当町における入浴施設のサービスについて質問させていただきます。

当町には、縄文真脇温泉やなごみのほか数カ所の入浴施設があり、町民や町外からの利用で利用され、各施設ともそれぞれの特徴を活用しながら運営されています。しかしながら、各施設それぞれに浴用備品に格差があり、もう一度言います。浴用備品に格差があり、利用者から改善の声が聞かれるところでもあります。また、入浴用の回数券も各施設の利用料金の差異からその施設ごとに発行され、利用者にとって利用しづらいものとなっているように思われます。

そこで、入浴用の回数券を統一化することで利用者の利便性の向上や印刷費などのコストの縮減が図られるのではないのでしょうか。各施設の管理者は鋭意努力され運営されておられますが、利用者の便宜の向上を図ることで利用率の向上にもつながると思います。

公共施設の管理運営は町財政にとっても大きな負担となっている中で、利用者が利用しやすい環境を整備することで、町民サービスの向上はもとより町財政の健全化に少なからず寄与するのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、これまでの対応及び今後の方針について意見をお伺いしたいと思います。

以上2つの点、よろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、酒元議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の携帯電話のサービス区域の拡充ということですが、携帯電話というのは今や普及率では一般電話を超えており、現代社会における重要なインフラの一つとなってきたのではないかというふうに思っております。議員ご指摘のとおり、犯罪やあるいは災害時における緊急連絡手段として携帯電話の果たす役割も非常に大きなものがあるかと思っております。安全で安心なまちづくりを推進する能登町にとりましても、そのサービス区域を拡充することが政策目標の一つでもあります。

合併前の各町村では、それぞれ携帯電話の不感地帯解消事業に取り組んでおり、総務省の補助事業によりまして2基の移動通信用鉄塔が整備されております。能登町になりましてからも、石川県に対しまして移動通信用鉄塔施設整備事業の要望を合併前に要望していた地区について引き続き要望いたしております。

す。このたびの中斉地区の整備につきましては、これらの要望地区のうち携帯電話事業者が利用者見込み数等により事業化が可能であると判断した地区が採択されたものというふうに理解いたしております。

能登町といたしましては、引き続き19年度要望として9地区の移動通信用鉄塔施設整備事業を要望しておりますし、これらの事業によりまして携帯電話の不感地帯解消を目指して今後も取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、当町の入浴施設のサービスについてのご質問であります。議員もご存じのとおり各入浴施設は今年度から指定管理者制度を導入し、現在、財団法人能登町ふれあい公社や能登町社会福祉協議会が管理運営を行っているところであります。

そして、各施設ごとの入浴使用料金につきましては、能登町観光施設条例、能登町体験交流施設条例、能登町老人福祉センター条例、能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例において明記されているところであります。そして、その料金に関しましてはそれぞれ施設の目的に応じた料金体制になっております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり各施設ごとの入浴料はそれぞれに設定されており、統一されていないのが現実であります。過去におきましても、利用者の利便向上のために入浴料金の統一について検討はしてまいりました。しかしながら、宿泊施設の内ぶろという位置づけ、さらには入湯税の徴収施設と非徴収施設の関係から入浴料の統一は難しいというふうに考えております。

ただ、入湯税徴収施設あるいは非徴収施設それぞれの統一は可能かと思っておりますので、共通入浴券の発行につきましては指定管理者と相談し、利便性の向上を図れるものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に入浴備品についてですが、備品がそろっていないのは能登七見健康福祉の郷なごみのことだと思っております。なごみは、高齢者を初め世代を超えて能登町の住民全体が楽しみ、年間を通して体力づくり、あるいは健康管理、世代間交流や保養としての憩いの場を図るために整備されたものであります。住民の健康維持、体力づくりを目的としており、観光目的とした他の温泉入浴施設とは異なっておりますので、そういうことで入浴備品をそろえていないということでご理解賜りたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

1 番酒元法子さん

1 番（酒元法子）

どうもありがとうございました。

いつ緊急事態が発生するかもわかりませんので、すべての人々のために、できるだけ早く圏外となる地区の解消に努めていただきたいと思います。

そしてまた、入浴施設の件であります。いつでも簡単に利用できますように何とかご配慮できないでしょうか。その点も含めて、どうぞよろしく願いいたします。

今日はありがとうございました。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。2時15分に再開したいと思います。（午後1時57分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時15分再開）

9番石岡安雄君

9 番（石岡安雄）

私が通告しました2点を質問したいと思います。

まず、道の駅、そして縄文真脇へのバイパスについて町長に尋ねたいと思います。

旧内浦町時代に九十九湾近辺の市之瀬地内において道の駅の構想があり、計画され、工事に着手していましたが、残念にも用地買収が難航し中止になっていると聞いております。能登町となった今、もう一度県にも理解をいただき、道の駅の建設に向け検討してはいかがなものでしょうか。

以前にも質問、そして提案させていただきましたが、自然、海と山と遺跡をテーマとした九十九湾、縄文真脇、植物公園を観光ゾーンとして一体化するためにも、まず道の駅が必要ではと考えます。立山連峰を望む能登半島の内浦側、特に能登町から珠洲市にかけ、道の駅はありません。観光客の招致、町特産品の販売、当町の施設案内など役割は多様であり、のと鉄道をなくし鉄道沿線の

各駅舎の利活用もままならない今、道の駅の高い必要性を感じます。

町長も先般言われておりましたが、トライアングルという表現。このトライアングルの構図での体験やいやしのゾーンとしての情報発信が相乗効果をもたらし、能登を訪れた人が自然のある能登で住んでみようかと考えるのではないのでしょうか。この能登で売れるものは自然であり、買ってもらえるのは海の幸と山の幸、そして人の情け以外何もありません。今こそ将来を見据えた能登町の観光対策が急務であり、このトライアングル構想の手始めに道の駅、そして縄文真脇へのバイパスを考えてはいかがでしょうか。

続いて2点目、小中学校の部活動の指導者について教育長にお尋ねします。

現在この能登町には小学校が7校、中学校が5校あり、どの学校においても部活やクラブ活動が盛んに行われていると思います。種目においては各学校の特色も出ており、生徒数が少ないにもかかわらず伝統としても続けていることは感心しております。ただ、少子化で生徒数の減少による部活などの種目には限界があることも感じさせます。

そういった中、限られた部活やクラブを選択せざるを得ない生徒たちがかわいそうにも思われます。少子化の影響は、地域経済のみならず当の生徒たちが一番の犠牲者ではないでしょうか。

現在、部活動の指導者は十分と考えておられるのでしょうか。少子化の時代、そしていじめが社会問題にもなっている今、こんなときだからこそ特段の配慮が必要ではと考えます。部活などの指導を先生方に依存している場合や地域の一般の方の指導を仰いでいる場合もあります。しかし、それにも限界があると思われます。教育委員会としても学校の教科担当だけでなく部活の指導者にも配慮すべきと考えますが、教育長の見解はいかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、石岡議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、市之瀬地区の道の駅構想は、九十九湾にドライバーや観光客を対象とした道の駅を計画し、能登の観光地、九十九湾を拠点としての活性化策を打ち出したもので、平成12年に策定いたしており、県に道の駅企画書の提出を行っております。また、道の駅の機能としましては、駐車場等の休憩施設と、地域の歴史、文化、特産などの地域情報を提供する地域振興施設を建設し、道の駅として一体的に整備するもので、すべて用地買収を行う計画となっております。

計画区域の臨港道路も地権者の同意が得られずにルートの変更を余儀なくされ、ようやく完成した経緯もあります。このような件を踏まえまして、県の方では地権者の同意が完全に得られるものを申請してほしいという要請もあり、現段階では地権者の理解が得られるまでに少し時間を要すると考えられますので、決して中止ということではなく、一時事業の要望申請を見送っております。今後、小木港マリンタウン推進協議会の各位にもご協議をお願いし、地権者のご理解が得られるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、道の駅計画地からのバイパス道路につきましても、できるだけ地域に合った事業を計画し、財政が許される範囲で他ルートの改良計画もあわせて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）

石岡議員のご質問にお答えいたします。

学校におけるクラブ活動、部活動についてのご質問であります。現在、町立7小学校、5中学校であります。そのうち小学校においては文化関係では28クラブ、スポーツ関係では22クラブ、中学校では文化関係が5クラブ、スポーツ関係では30クラブが活動しております。ただ、厳密には小学校と中学校では部活の内容、位置づけは違っていますが、たくましい体と豊かな人間性をはぐくみ、活力ある生活を支える活動においては一貫しているものがあります。

ご指摘の指導者に関しては、多くは先生方が中心で、中には一般住民の方にもボランティアとして指導に当たっていただいております。また、中学校においては県の事業で運動部地域指導者派遣事業を取り入れており、現在4中学校で4つの部活動があり、すなわち鶴川中学校ではソフトテニス、能都中学校では剣道、小木中学校ではバスケット、松波中学校では剣道であり、資格を持った地域のスポーツ指導者を派遣しているもので、県全体の枠がございますので人数に限りがあるのが事実であります。

また職員の配置については、教科、職員構成を第一義に考え、その中で部活動の指導についても配慮しており、一層配慮をしてまいりたいと思っております。

教職員の部活動には、その専門性や公務の関係で問題があるのも事実で、その対策について地域の有志の方に頼るだけでいいのか、今後さらに具体的な検討を重ねてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

それでは町長にもう一つお尋ねしますが、現在この地権者に対して理解を求めるような努力はされているということですか。そしてまた、それがあればまだ可能性は残っていると解釈してよろしいですか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今現在は中断しているということでありませう。

議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

中断ということは、可能性は残っているという解釈でよろしいですね。わかりました。

次に教育長にお尋ねします。

ただいま教育長の答弁をいただいたんですが、最近では生徒が学校を選ぶようになりつつあります。生徒が先生を選ぶようなそういう仕組み、または学校が先生を選ぶようなそんな仕組みは考えられないのか。

それから、各町で学校の先生を独自に雇い入れる制度があると聞いておりますが、そういったことは生徒の学力向上に向け考えておられませんかどうか、お聞きします。

議長（新平悠紀夫）

教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）

お答えいたします。

学校の選択については、現在も取り入れているところがございます。また、現在は国の段階で教育基本法の検討がなされておるということで、その結果を

受けて前向きに検討していきたいというふうにも思っております。
以上です。

議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

2つ目の答えが返っておりませんが、いかがですか。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。（午後2時28分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時30分再開）

教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）

基本的には、学校が生徒を選ぶということにはできないと思いますが、特認制でそういうことも考えられるということですが、

よろしいでしょうか。

9番（石岡安雄）

もう一度お願いします。

教育長（石井勲雄）

義務教育では、学校が児童を選ぶということにはできない。

9番（石岡安雄）

反対、反対。

教育長（石井勲雄）

生徒が……。

9番（石岡安雄）

先生を選ぶ。

教育長（石井勲雄）

そういう……。失礼しました。

9番（石岡安雄）

もう一回言うてよろしいですか。

（議長、休憩の声）

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩します。（午後2時31分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時33分再開）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

それでは、もう一度質問いたします。

最近では生徒が学校を選択しつつあります。そういう制度になってきております。生徒が先生を選ぶ、選択するということは、そういう制度は、仕組みと
いうかそういうのは可能なのかどうか。可能になっていくのか。その辺を尋ね
たいと思います。

それからもう一つ、町独自で先生を雇い入れて生徒の学力向上、そして指導
者にしていただく、そういう制度があると聞いておりますが、そういう考えは
ございませんか。

その点をお尋ねいたします。

議長（新平悠紀夫）

答弁は教育長でいいですか。

学校教育長課長國盛孝昭君

学校教育課長（國盛孝昭）

事務的な面もございますので、私の方からお答えさせていただきます。

ただいまの先生、子供たちが担任の教諭を自由に選べるかというような点が1点ございますね。そういう点につきましては、ただ学校内では一応、国の学級編制基準がございます。そういったものに基づいて県が教員の配置を、町村の町の教育委員会の意向を受けて配置しているわけです。

そういった中で、おのずと生徒数によって、学級数によって先生の数も決まってくる。その中で、例えば2学級ある学年で、先生が2学級ですから小学校の場合ですと2人おります。そういった場合には、もし生徒が選べるとすれば、その中で例えば学級、どうしても例えば今問題になっているいじめとかそういった場合がある場合は、例えばクラスを変えてみるとか、それはありますけれども、ただ自由に子供たちが先生を選べる状況には今のところはないと思います。

それからもう1点の町で先生を雇用できるかという点ですけれども、これは財政が許せばできる。簡単にいえばそういうことですが、ただ以前には合併前でも旧柳田、内浦、能都がありますけれども、柳田なんかでは村の講師として、例えば特殊な科目ですけれども音楽とか美術とか、こういったものは雇用していった過去はございます。

ただ現在、国の教育基本法改正も今参議院の方で検討されておりますけれども、それが通過されて、この春には関係諸法ができ上がるように聞いております。それは現在のいじめの社会問題化されているようなそういったこと。それでは学力の強化。学力不足の点もありますので、そういった点を補うような制度に少し変わっていくように聞いておりますので、そういったことも踏まえて、また町の教育委員会、教育長を初めとして議論されていくものと考えております。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

それでは次に、11番宮田勝三君

11番（宮田勝三）

私の方から財政計画についてということで質問させていただきたいと思いますが、先ほど来、数名の質問者の中で、結局は財政につながろうとするような

質問が多かったのではないかなと思います。新聞紙上で夕張市や、その財政の中身について話が町民の中から出たときに、我が町はどうなんやというような形で能登町という名前も多く耳にすることが多くなったのではないかなと思います。

そこで私も一議員として、財政については詳しくはございませんが心配をしているところで、質問をさせていただきたいなということで質問に入らせていただきたいと思います。

合併協議会での説明や町内各地へ出向いての町当局の再三の説明により、町の財政事情が厳しい状態にあるということは町民も感覚として、そしてまた肌を感じているところではないでしょうか。新聞紙上では経常収支比率や起債制限比率、また実質公債費比率という言葉が載り、この町の台所の事情をあらわす指標はいずれも最悪であるということが報道されております。また、実質公債費比率の高さは合併後の全国市町村1,817団体のうち94番目という報道もありました。

まず、これらの指標がいかなるものであるかを説明をしていただきたいと思いますし、もちろん簡単な計算で算定されるものではないということもわかっておりますが、一言で言いあらわせるようなものでもないと当然思っております。私は今ここで、言葉や算定方式等、正確な説明を求めているのではなく、町民が聞いて本当に理解ができるように説明していただければなという思いでおります。

町長は平成18年度から今後3年間を緊急に集中財政改革期間と位置づけ、財政の建て直しを行うこととしておりますけれども、この建て直しの方法と期間終了後の目標値を定めているのかどうかをお聞かせを願いたいと思います。

平成17年3月の合併時には管理職手当や特殊勤務手当の削減を行い、平成18年度には、さらに期末、勤勉手当等を初めとした諸手当の削減や各種団体に対する補助金の削減が行われました。このことは、職員にとっては県内でも最も厳しい削減幅であったと理解をしております。

しかし、行財政改革は町の職員も町民もみんなが痛みを分け合わなければならないものであると思うのであります。合併協議会で協議され決定された事項であっても、9月議会で我々が議決した総合計画であっても、町が破綻してしまったのでは絵にかいたもちになろうかと思えます。それどころか結果的に大きな負担を担がせることになってしまうのであります。

このような視点から、その目標値を明らかにし、また我が能登町の財政上の問題点は一体どこにあるのか。また、定めた目標の達成はどのような手法をもって行おうとしているのか。それらを明らかにし、町民に理解を深めることがより多くの町民の方々の協力を得ることもあろうかと思うのであります。また、

町民の幅広い理解を得ることができれば改革のすそ野も広がり、目標に向けた対応策も多くなると思うのであります。

そういったことで、今回、財政改革ということでご質問をさせていただきましたが、皆さんの方からよくありますが、町民にわかりやすく、そして町長の思いがわかりやすいご説明を願ひまして、私の質問とさせていただきます。

場合により自席から質問をさせていただきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、宮田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、財政指標の目標はというご質問であります。議員のおっしゃるように平成18年度、19年度、20年度の3年間で集中的に財政改革を行ひまして、財政の安定化を図りたいとの趣旨でこの改革期間を設けたものであります。この期間終了後、平成21年度の目標は経常収支比率を100%以下に、そして実質公債費比率を18%に置いております。財政指標の算定の分母というのは基本的に経常一般財源であり、当町のような過疎化、少子・高齢化が進み自主財源の少ない自治体は地方交付税が一般財源の大きな部分を占めております。この地方交付税が平成13年度以降削減され続け、事業の縮小や経常経費の削減が追いつかなかつたことが財政事情の悪化を招いたのだと考えております。

財政再建を考える場合、財政構造のどこに問題があるのかをしっかりと把握し、その問題点を取り除くこと以外に財政健全化の方法はないというふうに思っております。能登町の場合、全国類似団体と比べますと公債費、補助費、繰出金、維持補修費が経常収支を悪化させている原因であります。このことは、バブル崩壊後の国の経済対策のための公共投資を積極的に受入建設事業を行ってきた結果、公債費や施設維持費が増加し、そして特別会計への繰出金が増加しているということでもあります。

中でも公債費に関しましては、経常収支の35.8%を占めております。類似団体の16.1%と比べますと220%も高い状態であり、したがって、当町の財政構造を健全化するには公債費の削減が急務であり、あわせて補助費、維持補修費、繰出金等の抑制を行わなければならないということになります。

平成17年度以降、繰り上げ償還を実施し、そして人件費、補助費等の経常経費の削減に努めたことはご承知のとおりであります。本年度は、行政改革室を設けまして、行政改革本部を設置してさらなる改革を進めることとし、課、室等の行政組織の簡素化、庁舎統合、公共施設、観光施設の閉鎖、廃止、事業の

民間委託のほか、公共料金の見直しや職員の勤務体系の見直しまで多岐にわたる検討を行っております。

また、平成19年度には新型交付税の名のもと交付税の削減が行われようとしております。税源移譲によって国税と地方税の割合が変えられることになっていますが、人口が少なく過疎化や少子・高齢化が進む能登町にとりましては、税収の増加というのは見込めず、交付税の減少だけが身にしみる結果になるろうかと思っております。

来年度以降、行政改革の指針に基づきまして改革を実施し、財源の確保を行いながら目標の達成に向けて努力したいと考えておりますので、議員の皆様にも何とぞご協力いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

11番宮田勝三君

11番（宮田勝三）

再質問の前に、私が質問の前段の方に、簡単に説明願いたいということがありましたが、それに関してのご答弁がなかったんですが。

議長（新平悠紀夫）

再度それを含めて質問してください。

11番（宮田勝三）

じゃもう一度お話しさせていただきたいと思います。

まず私は、私どもも経常収支比率というのは当然、計算はできませんし、突きとめたところまでのことは私の方からも町民に教えることもできないくらい複雑なものもあるかと思うんですが、一応私は前段に、経常収支比率や実質公債費比率というよううな、こういう言葉をまず町民に一言でわかるような形で簡単に説明をひとつ願いたいということを入れておりましたので、それがなかったということをおし添えておきます。

じゃ引き続き質問をさせていただきますが、今、町長の答弁によりますと、財政改革3年間で経常収支比率を100まで下げると。それともう1点は、実質公債費比率を18%にまで下げたいという目標で、その中で町の台所を一番圧迫しているものは何かというと公債費だと。その公債費の要因として、現在までに行われた公共施設や観光施設等々の投資が結果的に現在の公債費につながっていると。そういうことだったと思うんですけども、公債費についても以前に

執行部の方から書類等々を、10年間ぐらい推測されました書類をいただきましたが、据え置き期間が長くてこれからも発生してくるというものを含めると、いささかも下がってはいかない。かえって今年度より来年度、再来年度ぐらいには上がる状況下にもあると。

じゃ、その公債費は下がらない中で、今の町長の答弁によりますとどうするんだという中で、公共施設や観光施設の閉鎖、そして事業の民間委託が重立ったものではなかろうかなという観点で財政の建て直しを図るというご答弁だったかなと思うんですが、そうなると、閉鎖となるといささかも問題も当然出てきますし、そう簡単なものではない。

そこで先ほど来、皆さんの質問の中で何人かの質問、そしてご答弁の中で、指定管理者制度をより多くとっていきような形で施設への町の一般財源の支出を少なくしていく。それが私の思いでも一番の町の財源圧迫を防ぐ要因でなかろうかな、手法でなかろうかなと思います。

病院の話も出ましたし、いろんな施設の話も出ましたが、じゃこの指定管理者制度を私もぜひ真剣に取り組んでいただきたいということを再三申し上げたんですが、今年の何月でしたか指定管理者制度をしかれた。助役に至っては施設の数でいくとたしか二、三十ぐらいの施設をお預かりになられて指定管理者となられておりますが、私に言わせれば、この指定管理者の手法はいささかも残念な手法であったのではないかな。国の発するところの施行令を何とかクリアするがゆえの指定管理者制度でなかったのかな。本当に台所の事情を助けるがごとの指定管理者であったのかどうか。

細かいことをいえば、少ない金額、本当に小さな金額でも今よりも支出が少なくなったということは一つの改革になりますけれども、本当に改革という名をもって考えるならば、指定管理者そのものは、当町がとった指定管理者はいささかも今後見直していかなければならんでないかなと思いますが、まず財政改革3年間を基本に町長考えておられますけれども、この指定管理者制度をまず一つ、これでベターなのか。今とっておられた形が。いや、いま一度考えていかなければならんのではないかなという私は思いの中で質問をさせていただきましたので。

まず、この財政改革の主たる中の事務事業の民間委託ということ町長先ほど述べられましたので、町のとった手法がこれがすべてだという思いなのか。私にすれば、くどいですがいま一度考えていかなければならない指定管理者制度だと思いますので、そのあたりを含めてこの点をお聞きしたいし、担当課でもいいですけども、町民にわかりやすい経常収支比率やそのあたりを前段にお話ししてありましたので、ちょっと説明をしていただきたいなと思います。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

宮田議員の質問にお答えいたします。

まず、経常収支比率とはどういうものかということですが、これにつきましては毎年度常に支出をしなければならない、例えば人件費、公債費等の一般財源が自由に使える一般財源、例えば地方交付税とか町税とかいうもので割った数字が経常収支比率ということになります。

起債制限比率におきましてはどうか。仮定でいいますと、私が家を建てた。そのときローンでお金借りました。その返すお金が、それも地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標として標準財政規模というものがございませぬ。それで割ったものが起債制限比率。

それから実質公債費比率というのは、先ほど言いました起債制限比率は普通会計、一般会計等の中の比率の分野であって、実質公債費比率は、先ほど山本議員さんにも言いましたけれども特別会計、一部事務組合等も含めた形の中で、起債制限比率と性質は同じようなものであります。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

現在、能登ふれあい公社に指定管理者制度を導入しております件に関しましては、決してベターだとは思っておりませぬ。ですから来年度へ向けて一般公募を行っていききたいというふうに考えております。

ただ公社に関しましては、余りにも急激な変化が公社にありますと、そこには職員もいますので、そのために少し準備期間を持たせていただいたというのが現実であります。来年度以降は一般公募を行っていききたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

11番宮田勝三君

11番（宮田勝三）

民間委託については、ぜひご検討願いたいと思いますし、100%民間委託をで

きるものならば1施設でもそのように考えていただきたいと思います。

それと、一つここでは答弁要りませんが、一つだけ後で私、文書なり口頭でよろしいんですが、今の公社の事務局というのがございませぬ。事務局。能登ふれあい公社の事務局ですか。これたしか旧柳田村の役場の後ろの施設名は、産業開発公社……。(山村開発センターの声あり)山村か。その中にあると聞いておりますし、そちらの方へたしか、私の思いですが、五千数百万円の財源が行っていると思うんですが、この公社の事務局というものは、今答弁要らないんですよ。後でくださいね。指定管理にしなくてよかったのかどうか。施設は助役名で公社という形で指定をされておる。私にすれば、指定をしているということは、その前にいろんな協定が交わされておる。計画書も出され、収支予算書というものをつくられて、じゃ、あなたに任せますよとこの施設を指定管理をしておる。おのおのの施設を管理している。それをまた統括する事務局がこちらにある。この事務局へお金が行っておるんです。

ここの指定というのは、私はいろいろ考えたんですけども、いささかも理解しがたいものがあつたから今お話しさせてもらったんですが、時間かかりますので、後で私に口頭でも文書でもいいですからいただきたいと思います。

それと、先ほど町長、財政計画の中で、私今言った民間委託と、その前段にたしか公共施設とか観光施設の閉鎖というものを考えていかなければならないと。これは施設名を挙げなくてもいいんですけども、実際考えておられるものがあるのかどうか。もうおっしゃったんですから、具体的とはいいませんが考えておるような施設がちらほらあるのならあるで結構です。

そして私はこの質問を最後にしますので、それと先ほど口頭とか、それは後でいいんですが、それ一つ。

あとは、最初の方に町長の方の答弁の中で、たしか行政改革室とか何かおっしゃったと思うんですけども、改革本部とか。こういう行政改革室だったと思うんですが、この行政改革室の面々たるものはどなたであるのか。私の思いをプラスアルファとしてお話しさせていただきますので、この改革室の面々、メンバーを聞かせていただき、私の思いをもう一つプラスアルファしますのでご答弁願いたいと思います。

私は、もはやこの財政を考えたときに、町当局の皆さんのすばらしいお知恵でもって再建できればそれほどのことはないんですけども、本当に危機感を持って、明日を考えてやらなければいけないという思いの中で、特別に集中改革室なるもの、そういう中には例えば俗に言う、言葉は適切でないかもしれませんが、学識経験者やもろもろの経験者の中で、町以外の方でも結構ですが、特別に今後の財政の見直し、検討、再建を考えたときに、そういったものをつくりながら、その中で審議をし、明日を本当にどうするんだという思いの

中でそういう対策室といいますか、いろんな名称ありますけれども、やる気はないのかどうか。私はぜひそこまで考えていかなければだめだと思うんです。

それを踏まえていただきたいということと、最後に、全く余談になりますけれどもお許しを願いたいと思います。

実は、中学校の子供たちがこういうすばらしい本を持っている。私もいただきました。きっと町長も見ておられると思うんです。これは中学校用ということで。町長ご存じないでしょうか。

ここに、お名前を申し上げていいんですが、私があえて名前をすると、ひょっとして逆にとられると売名行為になりますけれども、3人の方のポスターと書があります。中学です。たまたまここに議員のお孫さんの絵もあるんですが。例をとって厳しく言わせていただきます。

このお孫さんの知事賞をいただいたポスターには、「税金であなたの町にも青い空」。今、私はこれをせつかく子供が夢を抱いてかいた標語的なものを覆して言うわけではないんですけれども、「税不足であなたの町も曇り空」。税不足であなたの町も暗い空になっては絶対いけないと思うんです。ぜひこの財政改革というものを私どもも一生懸命に考えていきますが、真剣に取り組んでいただかないと、俗にいう夕張市のような若い者が離れていく町になろうかと思えます。

日夜財政再建ということのを頭に置いてご活躍を願いたいと思いますし、先ほどの質問をお答えいただきまして、私の質問とさせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、行政改革室のメンバー等は総務課長の方から説明させていただきますが、観光施設の閉鎖、廃止に関しましては、今現在議論をしております。そういう施設もあるということだけお伝え申し上げたいと思いますし、財政再建につきましては、これからも真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

総務課長田下一幸君

総務課長（田下一幸）

行政改革推進室につきましては、まず総務課の中にございます。担当課長が

その任務を負っているわけです。

先ほど町長が申しましたように、まず役場の組織といたしまして行政改革推進本部というものをつくってございます。これは町長を本部長といたしまして、各課長が構成員になっております。

また、さらに行政改革の評価委員会ということで、これは民間の方々を中心としてそのメンバーを構成させていただいております。名前は直接言うのはどうかと思いますが、商工会の関係の方、また金融機関の関係の方、町内会の関係の方、婦人団体の関係の方、漁業組合、また行政相談員、男女共同参画推進員の方、それと農業、また公募いたしてもおります。その委員についてお二方公募いたしておりますが、今回はたまたまお一方が応募されて、その中に先ほど申しました推進本部等で作ったものについてご意見、いろんな意見を賜りながら進めておるところであります。

また先般、先ほど中間的な報告につきましては先日の総務常任委員会の方へ、こういうことで今報告されていますよということで中間的な資料ということでご提示してあり、また、いろんな議員さんのご意見もお伺いしたいという旨についてご報告いたして、随時皆さんと一体になって進めていく思いで取り組んでいるところでもあります。

議長（新平悠紀夫）

以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（新平悠紀夫）

次回は、あす12月13日午前10時から本議場で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会（午後3時06分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (新平悠紀夫)

それでは定刻となりましたので、ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (新平悠紀夫)

日程第1 一般質問を行います。

10番菊田俊夫君

10番 (菊田俊夫)

おはようございます。

私が通告しました2点について町長に質問をいたします。

前もって申し上げておきますが、この2点の問題はあくまでも町民の声として聞いていただきたいと思っております。

まず1点目は、生涯学習総合センターの建設についてでございます。

昨年の10月20日に能登町生涯学習総合センター検討委員会が開催され、10名の委員でスタートしたとのこと。合併協議会でも生涯学習総合センター建設も話題になったと聞いております。

合併前の各町村におけるいわゆる文化ホールを含めた生涯学習センター建設の構想は、旧内浦町では、昭和53年、郷土歴史資料館建設基金の積み立てを開始、昭和56年、総合保健センターと図書館建設基金を積立開始、平成3年からは文化センター建設基金を積立開始、平成5年には郷土歴史資料館、図書館、そして文化センター基金を一本にしまして生涯学習施設整備基金としております。平成6年から平成17年度までの積立金の状況は1億4,723万3,000円となっております。そして、平成16年度には設計業者が7社による生涯学習基本構想業務を実施し、新町におけるセンター建設の設置見通し及び概算建設費などの作成業務を行っております。

私は、平成10年9月の議会におきまして文化ホール建設についての一般質問を行いました。町長は、平成10年度中には文化ホールの建設を行うと力強く答

弁されました。今回、合併する時点で内浦町に文化センターが建設されることを条件に合併したのだと今も町民が信じております。その後、合併問題がクローズアップされ、それでも今回の検討委員会では内浦町の経緯も尊重して前向きに検討するというので意見がまとまったと聞いております。今後の進め方として、議員全員で先進地視察を行い、建設場所などどこが適当か、またホール大きさなども検討されたと聞いている。合併協議会での話の中でも、候補地として内浦運動公園内、運動施設等の関連施設もあり利便性や有効利用も見込まれ、駐車スペースも十分あり、建設場所には最適との評価だった。結果として内浦運動公園内と聞いているが。また合併時には3町村のゾーン分けが行われ、能都地区は商業ゾーン、柳田地区は自然ゾーン、内浦地区は教育文化ゾーンであったと聞いている。

私は、この検討委員会で7回も協議された10名の委員の皆さんの結果を踏まえ、財政難は承知の上ですが、生涯学習総合センター建設をできるだけ前向きに考えていただきたいと思うが、町民も建設にかなり期待をしております。町長の決断をお聞きしたいと思います。

なお、今年の5月10日に検討委員長から町長に提出されました答申の結果がまだ報告されていない。私たちも聞いていないのですが、その結果を後ほどお知らせできれば幸いです。

次、2点目でございます。いま一度、安全、安心なまちづくりを。

去る9月の議会定例会で小路政敏前議員が一般質問で、内浦地区において松波地区、九里川尻地区に耐久年数が切れた高架橋があり、また市之瀬地区では橋梁が低く、緊急車両の進入ができない現状だと質問された。

私も先月、この市之瀬のガード奥の住民にお話を聞いてまいりました。5軒で合わせて14名の家族が生活をしておられます。口々にいつときも早く撤去してほしいとの声が多かったように感じております。

この14名の住民の中には70歳以上の高齢者がほとんどで、とにかくまさかのときはどうしたらよいものかと心配が頭から離れないとのことだった。また、内浦分署の職員に市之瀬の橋梁の話聞いたところ、火災の緊急の場合でも消防自動車は入れないためガード手前で消防車をとめて消火するしかないとの答えだった。1分1秒でも早く現地に着き救出、消火に努めなければならないのに、これでは人命や財産はどうなるのか。また、松波地区の高架橋など鉄板がさびて、何を書いてあるのかわからない現状で、いつ落下してもおかしくない、また九里川尻の高架橋も鉄柱が今にも倒れるような状態だ。

町長は、この小路議員の質問に対し、行政と住民が一体となり事業の優先順位を策定し最善を尽くすと言われたが、撤去の作業はあくまでも県にお願いするのではないのか。話によると、この撤去の件は奥能登広域圏事務所どまりで

県の方に報告がされていないと聞くが、その点どうなのか。

町長は公約の中で、すべての町民が安全、安心に暮らせる能登町でなければならないと言っておられるが、これでは安全、安心にはならないと思うが、町長のこの3カ所の撤去をまた前回のような答弁をされるのか。そのような答弁では町民は納得しないと思うが、いま一度町長の誠意ある答弁をお聞きし、私の質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、菊田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず生涯学習総合センター建設についてであります。合併以前の旧内浦町における生涯学習総合センター建設に係る基金の積み立て、また基本構想策定までの経緯につきましては、議員が申されたとおりであります。そして、合併協議会でも総合センターの早期設置の要望があったことも記憶しております。

合併後の能登町におきまして、総合センター建設につきましては町民及び議会のご理解を得ることが最も重要と考え、旧町村各種団体長を中心に検討委員会を設置しまして、17年度、18年度の2カ年にわたり計7回の委員会開催の中で県内の近年に設置されました文化会館の視察を実施し、生涯学習総合センターの基本構想につきましては議員おっしゃるとおり5月10日に答申を受けております。

その内容につきましては、生涯学習活動の充実を図るための拠点施設として設置を願うものであるというふうに答申がありました。議員各位にご報告が遅れましたことに対しましては深くおわび申し上げ、詳細につきましては後日報告させていただきたいというふうに考えております。

総合センター設置につきましては、9月定例会で上程をいたし、議決いただきました能登町総合計画基本構想の中でも生涯学習施設整備と位置づけ、総合センターの建設を計画いたしておりますが、現在の当町における財政状況は、議員もご承知のとおり平成17年度決算におきまして財政力を示す数値から県下最悪で、危機的な状況にあります。来年度予算におきましても財政再建を優先に取り組み、人件費の削減や単独事業及び負担金、補助金の大幅な削減を行うなど極めて厳しい予算編成を余儀なくされるという状況であります。今後も歳入の減少がさらに見込まれ、厳しい状況となることは言うまでもありませんが、しかしながら町民の交流や情報発信の場として、また生涯学習活動のさらなる推進を図る拠点施設として大変重要であると思っておりますし、私自身の夢で

もありますので、建設時期につきましてはこれまでは明言できませんが、早期建設ができますように誠心誠意今後も努力していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

続きまして、安全、安心なまちづくりであります。主要地方道能都内浦線、松波地内にかかる高架橋の撤去及び道路の拡幅につきましては、昨年4月に松波区長より要望書を受理しております。現地確認後、早急に道路拡幅を含めて道路管理者である奥能登土木総合事務所長へ申達をいたしております。

のと鉄道にかかる高架橋については、どの橋も同じ時期に建設され、老朽化が著しく、災害等による危険が伴うおそれもあります。県土木では、橋梁の撤去及び用地の費用について、のと鉄道と協議を進めて検討したいとのことでした。さらに今後も要望していきたいと思っております。

次に、町道1級九里川尻越坂1号線は、小木地区へ通じる重要な幹線道路と認識しております。九里川尻地内の高架橋については、高さの制限があり、そして橋の前後がアンダー道路で、道路排水はポンプを利用しての揚水している現状であります。今後は高架橋の撤去とあわせてアンダー道路部分の改良を計画していきますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、市之瀬地内の橋梁のような幅員、高さが確保できない陸橋というのは他の地区にも数多くあります。県やのと鉄道、そして旧沿線地区住民との連携を図りながら、優先順位を示した改良計画等を策定して実施に向けて努力したいというふうに思っております。決して県の方へ報告されていないというわけではないですので、県の方もしっかり対応してくれているというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

それでは次に、17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

私は、2点についてただしてみたいと思います。よろしくお願いをいたします。

まず第1点目は、公害防止条例についてであります。

町長は、今議会の所信表明の中で、美しい町能登町をつくりたい、能登町第1次の総合計画もそのためにあるということまで言うておられるわけでございます。

その基本計画第1章第1節の中の自然環境の保全ということをやっているページでは、現状の課題として、人間のモラルの欠如は環境破壊をも引き起こ

しておる。河川環境の悪化を防止するため河川愛護の思想を啓発し、住民の意識向上を図るとともに、魚の放流や河川、海岸の美化運度を推進をしておるが、一方では不法投棄が多く、今後巡回を強化していく必要があると書いてあるわけでございます。

また、そのページの中で住民の声として載っているページでは、魚が生息し水生植物が茂る川らしい川に再生をしてほしい、釣りが楽しめる河川にしてほしいという住民の声が載っているわけでございます。

町長の現状の認識と今後の対策は、この切実な町民の願いに対してどう届くものでございましょうか。ひとつよろしく願いをいたします。

また、公害防止条例についても、私たちは知っているわけですが、町民の方々が多くを詳しく知らないと思います。公害防止条例、どういうものなのか説明ををお願いいたします。そうして、あわせてその中で、能登町公害対策審議会というものがあるわけですが、これについてもよろしく願いいたします。

その次に、行政改革についてでございます。

これも町長の所信の中で、厳しい時期を乗り越えるため荒波に船をこぎ出さなければならない。私たちにとって、理念よりもまず沈まない船をつくるのが重要とおっしゃっております。理念と沈まない船とは何かをお答え願います。

私に言わせれば、財政不足の解消の取り組みと切り切った行政の改革、決断だと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

また、厳しい財政の中での住民の声として、道路行政、つまり生活道路の要望であります。町道、林道、農道、作業道等の要望に対してどう町長は考えておられるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

これで私の質問は終わりますが、場合によりましては自席から再質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、多田議員のご質問に答えさせていただきますが、まず、能登町の総合計画に載っております能登町の自然というものは、やはり能登町の財産でもありますので、これはしっかり守っていかなければならないと思っております。時間はかかることではありますが、河川の再生等もやっていかなければならないと思っております。

ただ、今、下水あるいは農集排の整備をしておりますが、少しずつ今までのい

なかった川にもホテルが帰ってきたというようなお話も聞いていますので、少しずつではありますがきれいにはなってきているのかなというふうに思っておりますが、今後もさらに進めていきたいというふうに考えております。

そして、公害防止条例につきましては、事業活動やその他の活動に伴って生じます大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭によりまして住民の健康、また生活環境に係る被害が生じることといたしております。したがって、すべての住民は公害の発生原因となる自然及び生活環境の破壊行為をしてはならないというふうに定められております。条例において、公害が発生しているとき、または発生するおそれがあると認めるときには、その者に対して勧告、命令することができるというふうにもうたっております。また、命令に従わないときは公害対策審議会を設置し、審議会の意見を聞いて公害の発生原因となっている施設の一時停止または作業の一時停止を命ずることができるというふうにも載っております。

この公害対策審議会に関しましては、現在、能登町には未設置でありますので、今後早急に設置したいというふうに考えております。

次に、理念、沈まない船ということですが、やはり理念というのは、まちづくりの理想、目標であるというふうに思っております。ただ、それも非常に大事なことではありますが、やはり沈まない船、土台がしっかりしていないことには理想、目的に向かっては進んでいけないというふうに考えております。ですから、まず財政再建を行って、それから新しい明るいまちづくりを起こしていきたいという思いで述べさせていただいたので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

続きまして、道路整備についてであります。やはり町民の方は町道のみならず国道、県道含めてあらゆる道路に対しての要望が来ております。その要望に対しまして、国、県にお願いするものもあれば、町として取り組まなければならないものもあろうかと思っております。ですから、その要望された道路に関してはしっかり検討して、今後も住民の満足いくような整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

それでは再質問をさせていただきます。

まず町長は、公害防止条例の方でございしますが、確かにこれは4条、それから8条、9条ということになっておりまして、町長言われたとおり、町長はそ

の発生源へ勧告することができる。また、命令に従わないときは能登町の審議会の意見を聞いて、そしてその発生源となっている施設の使用の一時停止、その停止を命じることができるということになっておりますので、ぜひとも審議会をつくっておかなければならないんです。公害が発生してからでは遅過ぎる。

というのは、今ある地区でも新たな産廃の施設が来るのではないかなというふうなうわさも聞いております。やはり能登町においては審議会をまず設置しておいて、それから早急に物事を論議しなければならないということがあろうかと思えます。原因が出てからではどうすることもできない。

それから町長は、やはり住民から苦情が来たときには、この公害防止条例にはっきりと書いてありますので、もう少し早くスムーズに町民の声が町長に届くようにシステムが動いてほしい。

例えば現状の認識の中で、魚の放流、アユの放流もしております。その中でもやはりアユの放流をするときにいろいろ疑問を感じる状況が生じておる。放流をする執行部の一員の中にでも、これはおかしいぞというような意見まで聞く。ということは、その意見が公害審議会まで届いていないということですから、ぜひともやはり能登町、町長は美しい町能登町をつくるのなら、この自然環境の保護、環境保全というものをもう少し熱心に取り上げていただきたいと思えます。

これについて、もう一回町長の決意を改めて聞かせていただきたいと思えます。

それから、先ほどの行政改革、町長はまちづくりの目標が先ほど言われた、理念よりもまず沈まない船をとということで、理念が町長のまちづくりの目標ということで、あとは財政再建をして、それから新しいまちづくりということですが、この財政再建、昨日からも話が出ております。町長は3年をめどに経常収支を100%、プラスマイナスゼロにしたいということなんですが、町長のおっしゃる中で、財政の改革大綱、実施計画の中には町長、今の考えよりももっと厳しく、5年をめどに21年までには90%にすると実施計画に書いてあるんです。21年まで。3年で100%、あと10%を1年でやらなければならないということが、ひょっとすればできるかもしれませんが、なかなかこの計画の中にはいかない。

そうすると、5年でこの改革をするならば、やはり定数管理の問題、5年で140人を削減ということでございます。この140人の削減の裏に、恒常的な定員として管理できる臨時職員が約100人おると聞いております。実質的には240人の削減をしなければ達成できない。それも5年で町長が沈まない船をつくりたいというならば、新たに増減をしないで5年間は定数減、定数減という自然減を目標にしていかなければ、とてもじゃない、町長の高い志が私は執行部にも通じないのかなということでございます。

その理念の中にも町長は改革意識の徹底ということで、職員一人一人が行政改革の必要性を十分に理解し、改革目標を達成するために町長を筆頭にして行政が一丸となって取り組むということですので、思い切った町長の決意があらわれてこなければならぬということでございます。

そうしてその次は、私は続いた政策として、道路行政に入らせていただきますが、町長は今、住民の満足いくようにと言われました。私は今回あえて町道、林道、農道、作業道という中で、作業道をとらえさせていただきます。

昨日も大先輩である大谷内議員からも話が出ておりましたけれども、河ヶ谷の道路。この道路は町長は20年来の町民の要望だとおっしゃった。町長は、私はさすがだなと。そういう町民の要望をこたえていくということはいいことだなと。この財政難のときに単独予算で町長は住民の要望にこたえていく。

この問題は、ある担当課では断られ、ある担当課では担当の部署の課が別なところで行われ、また三役に至っては渋っておる。皆さんが苦勞して苦勞して、少ないけれども単独予算で町長のいう財政改革、職員が一丸となってやる。職員が少しでも自前の財源を少なくするために補助事業等の活動をしなければならぬという思いで一生懸命に取り組んでいるはずだと思います。それが町民の要望で単独予算で、何がどうなったのかわからんけれども道路がついた。

これは行って見てくれば、道路の必要なところ、でも道路の位置づけが悪い。農道にしよう、林道にしよう、あの山を越して下へ行けば田んぼもある。奥に農道もある。それに接続をして、そして地域の振興。大きな杉の木も生えている。林業の振興もできるというような位置づけをもってあの道路をつくったならば、職員も困らなかつたろうし、地域の住民も理解得られるだろうし、また議会の中にも誤解を生じないようなシステムができたのではなかつたかなと思ふわけでございます。

ある意味では、宮崎県、和歌山県、福島県が騒いでおるように天の声の上の天の声がある。この辺は町長はもう少し毅然として臨んでもらいたいし、また執行部の担当課がやる気を出して仕事できるように町長は励ましてやらなければならない。位置づけに困るような、体重が減って夜寝られなくなるような、そういう思いをさせるような政策であつてはならないと私は思います。

町長は、やはり若い町長だから、もう少し思い切って今言ったみたいに新しいまちづくりのためには職員がやる気の出すような、やる気の出るようなやり方をしてほしい。その意味では、町長どうですか。もう少し道路整備にして要望も聞かなければならない。当たり前のことです。ぜひやってほしい。でも、これを一つ認めると、逆になるとこの道路も単独予算でつくってくださいよ、この道路も単独予算でつくってくださいよということになれば、町長は示しがつかなくなる。やはり財政難では、補助的なそういう事業を入れてやるのが一

番わかりやすく、一番町民に納得がいく施策だと思います。その辺をもう一度お聞かせ願います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず1点目の公害対策審議会に関しましては、やはりいつでも対応可能な体制を整えておくべきというふうに考えておりますので、先ほど申し上げたように早急に審議会は立ち上げたいというふうに思っております。

そして、アユの放流の方々どういう意見があったのかは私は聞いておりませんが、そういった方々の意見というのもできるだけ私の方に届くような体制も整えなければいけないのかなというふうに思っております。

そして次に、行政改革に関しましてであります。140人減らすというのはあくまでも10年間ということでご理解いただきたいと思っておりますし、また増員しないでというようなお話もありましたが、やはり職員の新陳代謝と申しますか、そういうのも必要ですので、やはり退職した分を補充するのではなく、少しずつですが新しい職員も入れていかなければならないのかなというふうに思っております。当然、臨時職員ということも考えなければなりませんし、特に臨時職員に関しましては、今現在いるのは多くはある程度資格があるような特殊な業務についている場合が多いですので、そういう面も含めて適正な配置、適正な人員というのを計画に沿ってやっていきたいなというふうに思っています。それがひいては財政再建、財政改革にもつながるのかなというふうに思っております。

次に、道路整備に関してであります。単独事業、単独整備というのは決して河ヶ谷の道路だけではありません。町では今年度も幾つかやっております。ですから、今後も選択して単独事業というのはやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

また、いろんな当然要望が上がってきますが、そこは担当課なり私なり、あるいは三役なりで相談しながら、必要性、緊急性を考慮しながら整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

なるべく質問内容を短目に言ってください。

17番（多田喜一郎）

私は、先ほど10年間の計画、行政改革大綱の人数の削減ですが、これは21年度までに行政改革大綱の実施計画ということで140人を減らしますとなっているんですが、これは私たちみたいな余り勉強していない方が見れば、21年度までに140人減らすというような理解になっておりますので、その辺もひとつよろしく願いいたします。

それからもう一つは、先ほどの単独事業。これはなぜ問題になったかということは町長、時期が悪い。お盆も済んだし、あそこの道路は何なのか。疑問が出てくるのは、選挙戦の、町議選の真ん中。ある風評では、あそこの地元の議員はその地域へ入るとこてんぱんに厳しい評価をいただいたというような話が出ております。なぜその時期なのかということは、町長の極端な話ですが天の声として、私たちの選挙戦に何ら絡むような変な誤解を生じかねないような時期であったということでございます。

ぜひともその辺も町長は考えて、あれは恐らく3月であったり7月であったりすれば何ら問題はなかったと思いますが、そういう町長の誤解を招かれないようなやり方をしていただきたいということですし、町長はつきり言って担当課は困った。この問題は、そういう行政改革をヘコシするような、腰折れするような予算の取り入れ、事業の取り入れは町長よろしくないということを言っておきます。

この時期の悪さ、そんなものはどうなのかと。行政の職員が困るやり方に対してどうなのかということのを改めて一言聞いて、時期の悪さと職員に対して困るような仕事でもやらせたいのか。皆さんの意見を聞いてやるのかということのを最後に聞いて、終わりにしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、そういった職員が困る事業と申しますか、おっしゃいますが、この事業に関しましても担当課の方から予算が上がってきて、そして私が承認したという形ですので、非常に地区住民の方は大変喜んでいただいております。ただ、そういった時期的なことでは何らかの誤解あるいはうがった見方をされる時期があったとするならば、それはおわび申し上げたいというふうに思います。

17番（多田喜一郎）

最後の一言だけ、議長できましたらお願いします。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

風評で聞いたところによりますと、財政も町長もやれと言ったからこの仕事をやらなければならないというような風評まで出ております。町長、気をつけてくださいということで、終わらせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、4番南正晴君

4番（南正晴）

それでは、4番南正晴、ただいま議長から発言を許されましたので、通告してあります学校2学期制ということについて少し教育委員会の見解を聞きたいと思えます。

現在の子供たちを取り巻く環境は、昨日、志幸、椿原両議員が質問、ご指摘されたように、またご心配されているように、楽観視できる状況では決してありません。こういったことは皆さん十分にご承知のことと思えます。さまざまな環境が作り上げてきたこの教育システム、また価値観、社会システムが少なからず子供たちの現在の育成というか発育に影を落としているという、そういったことは否めないと思えます。

昨今の子供たちを巻き込んだ痛ましい事件、事故、これは人間が本来あるべき姿をどこかに置き忘れた、そういった感さえ覚えます。私たち大人が作り上げた環境や急激に進む少子化問題などが根底では関係しているのではないのでしょうか。特に中学生は思春期と言われ、心が非常に多感な大切な時期であります。こういった時期でありますからこそ、私たちは子供たちと真剣に向き合い、触れ合いを大切にしていかなければならないのではないのでしょうか。

また、こういった観点から、我々の役割として大人同士、そして子供同士が交流できる機会をふやし、また大人と子供が触れ合いを多く持てる手伝いができればと、そういうふうに考えております。

最近ライフスタイル向上というスローガンのもと、運動、栄養、休養の健康3原則のバランスがとれた生活習慣を構築しようと、そういった取り組みを行っているところもあります。私は、この生活習慣の基礎をつくるというのは家庭での役割がやはり非常に大事だと思っております。しかし近年、その家庭の役割が何となく崩れつつあるような、そういったことさえ覚えてなりません。我が子のみならず地域の子供たちにも同様の指導を行い、地域全体で子供たちを守っていく、そういった環境をつくるのが今日の私たちの役割ではありません

せんか。

さて、前置きが長くなりましたが、こういった諸問題の中、やはり昨日、石岡議員も質問されましたが、基礎学力の向上という観点から近年話題となっております学校2学期制ということについて伺います。

我々が通常思っているのは、学校は3学期制です。4月から7月が1学期、9月－12月が2学期、1月－3月が3学期という形で我々も学んできましたが、近年この学校2学期制というのを取り入れている自治体が幾つかございます。

そこで、昨年12月議会において当時、石田議員が当町の児童生徒の基礎学力の調査結果について質問をされたことがございました。当時、石井教育長はこの答弁の中で、当町の小学校4年生では県の平均よりは上である。6年生になると科目により少し低い傾向が見られる。中学3年生になると県平均で残念ながらすべての科目で低いという結果が出たと。この状況を深刻に受けとめ、具体的な数値目標を設定し、指導方法の改善並びに対策を明らかにし、学力向上のための授業を早急に検討し、来年度の基礎学力調査に最善の努力をと決意していると、こう答えております。

ことしの学力検査の結果はどうであったのでしょうか。

残念ながら私の調査では昨年と余り変わりがなく、特に中学生の数学になりますと県平均に比べるとかなりというか劣るといふふうに聞いております。これはどういったことなのでしょうか。

平成14年からの学校が週5日制になり、5日制が実施されたこと並びに新学習指導要領の完全実施に伴って、学校教育は大きな変化をしたと言われております。特色ある教育課程ということで、一人一人、個に応じた教育、創造性をはぐくむ教育を模索する中で、学ぶ楽しさを実感できる授業の充実と、ゆとりある学習期間の設定を迫られるようになり、また学力向上を図るといったそのような中で、学校2学期制というのが全国的に注目されるようになってまいりました。

この2学期制は、一つの学期の期間が長くなる中で、授業や学校行事のあり方などについて創意工夫しながら授業時間の確保を図り、子供たちが確かな学力を身につけることができる。そういったことを目指しているとなっております。

ご存じの方もおいでだと思いますが、石川県金沢市においては平成13年度にこの2学期制のモデル校を募集し、平成14年度に2つの小学校、2つの中学校、合計4つの学校でこの2学期制を試されております。この4つのモデル校においては、小中学校とも年間授業時間については学習指導要領に定められた時間よりも50時間も多くとることができたという結果が出ました。このモデル校のこの結果を受け、金沢市では2学期制についての研究を推進し、学期のあり方、

長期休業期間の見直しを行い、学識経験者や民間の経営者、保護者、学校評議員、それから教職員での調査研究委員会というのを立ち上げ、平成16年度に金沢市内すべての小中学校を完全にこの2学期制に実施しようということで課題を検討し、現に16年度からは市内の小中学校80校余りで2学期制というものが実施されております。

私の調べたところによりますと、全国に幾つかありますが、栃木県の宇都宮市でもそのように市内すべての小中学校では実施されております。

2学期制の効果としましては、一つの学期が長くなるのでゆとりが生まれる。そういった中では、1つ、まず充実した教育活動が実践できる。また、基礎基本の確実な定着を図ることが可能である。2つ目に、時間的なゆとりを持って連続性のある学習活動を展開できる。3つ目が、児童生徒一人一人の学習内容の理解や習熟度など、一人一人に応じた指導と評価の一体化を図ることができる。4つ目、学校行事の柔軟な設定により児童生徒の自主的、実践的な活動を図ることができるといったことが挙げられております。

2学期制を導入するというときに当たっての課題といたしましては、2学期制を生かした学習指導と評価のあり方、学校生活及び学校行事を見直す、学期の区切り及び長期休業の活用と見直しについてといったことが挙げられております。

調査の研究結果としては、学校生活や学校行事の見直しによって、7月、12月といった長期休暇の前の月は落ちついた環境で学習が進められる。特に7月は、じっくりと生徒と向かい合える余裕ができるので生徒一人一人とじっくり向かい合いながら、そういった余裕の中で夏休みを迎えることができた。

ただ、その反面といたしましては、9月、10月の学校行事を見直す必要がある。特に10月中旬の2日間の授業日、要するに学期の切りかえになる前後の授業日を8月末に振りかえるという方法がありますが、8月末ですと従来の夏休み期間ということで、やはり暑さに対する工夫が学校によっては必要になるといったことなどが発表されております。

こういったことを踏まえまして、教育委員会、教育長に問いますが、まずは石川県内において2学期制を導入している小中学校はどれくらいあるのか。それから、当町の委員会としてはこの2学期制のメリット、デメリットをどのように考えておいでなのか。メリットが多いようなら、基礎学力の向上という観点から当町においてもこの2学期制を導入してもよろしいのではないかと私は思っております。

金沢市では、石原教育長という方がこの2学期制というものに対してすごく強い思い入れを持っておりまして、この教育長の思い入れのもとでこの2学期制が実施されたというふうにも聞いております。当町のこういった見解では、

教育委員会としての2学期制についての見解を聞きたいと思います。

教育長、答弁をよろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）

南議員のご質問にお答えいたします。

議員はライフスタイルについて触れられましたが、柳田中学校は県の指定を受け、ライフスタイルの向上について実践研究に取り組み、先般その成果を発表しました。南議員にはPTA会長としてご協力をしていただき、感謝申し上げます。

それでは初めに、基礎学力調査の結果はどうであったかのご質問ですが、昨年12月議会において私は、学力向上のために最善の努力をしますと決意を表明いたしました。そして本年の結果を期待しましたが、各学校の頑張りの成果は点数としてはあらわれておりませんでした。議員がおっしゃったように、昨年とほとんど変わりはありません。小学校4年生では県平均より通過率の方が上ですが、6年生では少し低く、中学校3年生では5科目とも県より下でありました。

今後も粘り強く確かな学力の向上に努めてまいります。

次に、2学期制に対するご質問であります。現在導入している小中学校は金沢市と白山市の一部、旧松任市と旧河内村で実施しております。高等学校では全日制45中29校で導入しており、約6割に当たります。

2学期制のメリット、デメリット及び課題につきましては、議員が今ほど先進地の導入に至る経過等で述べられましたように、2学期制、3学期制のそれぞれに長所、短所、課題があると認識しております。メリットの大きな点として、例えば先ほどもおっしゃったように2学期制では年間授業数が幾らか多くはなり、長いスパンで学習に取り組める。3学期制では、四季の変化に伴って節目が付き、新たな気持ちで頑張るといった点がございます。

当町としましては、現在、教育委員会では学校の再編、統合と今日的な課題であるきめ細かな指導、確かな学力の定着に取り組んでおりますし、現在審議されているところの教育基本法改正の方向を見据えた上で、当町の子供たちにとってよりよい教育環境となり得るか、2学期制について前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

4 番南正晴君

4 番（南正晴）

それでは、教育長の考え方もわかりました。前向きに検討するということで、ぜひ委員会の中で活発な議論をしていただきたいのですが、もう一つ、再質問というかちょっと聞きたいんですけども、現実には小学校の間では基礎学力というか学力は当町においては県平均より上であると。ところが中学生になると低くなるということについての原因というか、そういったものをもし教育長わかっているようでしたらお答えいただきたいというか、やはり中学生はこれから高校受験といったものを控えて大変な時期なので、小学校で上なのに中学生になると低くなる。それが当町、前々からの傾向というふうにも聞いておりますので、そのあたりの原因なり、もし対策が考えられるようなら、そのあたりを少しお聞かせ願えればと思います。

議長（新平悠紀夫）

教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）

ただいまのご質問でありますけれども、中学校と進みますと、いわゆる部活動が盛んでありますし、どうしても家庭での学習の定着という部分で家庭学習の時間を割くという点では、どうもいま一つ不足ではないかなと。しかもまた現在、生徒の置かれておる状況等を考えたときに、テレビとか、あるいは携帯とか、そういうような部分での時間を使ってしまうというような部分もあろうかなと思っておりますが、厳密には今度、各学校の教務主任会議、これを開催しようと思っておりますので、その部分で各学校の児童生徒の特に家庭における学習の状況というものをさらに教えていただく。そしてまた情報交換し、しっかりと基礎学力、確かな学力をつけるべく、ご家庭のご協力をぜひともお願いしながら、もちろん学校ではそれぞれそ授業で全力投球するというを一層やっていただくようお願いしていこうと、このように思っております。

ということで、ひとつよろしく願いいたしたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。10分休憩いたします。（午前11時01分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時12分再開）

それでは次に、5番向峠茂人君

5番（向峠茂人）

議長よりお許しがありましたので、通告の2点について質問いたします。

今月の4日に奥能登行政センターにおいて次期高校再編のあり方などを検討する県立学校活性化特別委員会が県立高校に関する意見聴取を非公開で行われ、そこへ町長と教育長が出席されたと聞いています。

この県立高校再編は当町でも大変関心が高く、また重要な問題でもあります。総合計画の中でも高校存続に向けた取り組みの実施をうたっています。また、今定例会においても県立能都北辰高等学校並びに能登青翔高等学校の存続を求める請願書が能登町区長会会長、町会長連合会から提出されています。

この2つの学校は、請願書にも書かれているように1校は海洋科、無線科、1校は生産科学科を持った県内でも貴重な高校であり、議会としても存続に向け一丸となって取り組まなければならない重要な課題でもあります。また、暗に生徒数が少ないのみを理由に統廃合の対象とする県教育長のやり方に断固反対をしなければなりません。

そこで、この意見聴取に出席された町長、教育長に、どのような意見が出されたのか。また、この高校再編にどのような見解を持っているのか、あわせて答弁を求めます。

また、能登青翔高校、能都北辰高校がこの地域に果たす役割、経済効果を町長はどうとらえているのか。単純に考えても県の県立高校が存続することによって能登町と県との関係が密になりますし、また経済的効果も期待できるのではないかと思います。この件について町長の見解を求めます。

次に、職員の人事異動について質問します。

先般、私のところにある町民からこんな話を聞かされました。その人の言うには、6月のある日、能登庁舎へ行き、用事を済ませて廊下に出ると女性職員3名が会話しているのを耳にしたそうです。その内容は、「今日はいいい天気やね、暇やしどっか行って昼寝でもするけ」。そこへ一人の男性職員が通りかかると、「あんたも暇やろう、一緒に行くけ」と勤務時間なのにこんな会話をしている

職員がいたそうです。帰り道、この人は、こんな職員がいるのかと思うとがっかりして帰った記憶があると言っていました。実際その女性職員たちは、昼寝をしたとは思えないし、また思いたくもありません。恐らく、する仕事に余りがないのだと私は思います。

また、ある課では中間管理職が仕事を余りしないというか、できないというか、若い職員が一生懸命に仕事をしているのに頭にくるといった話を聞いたこともあります。

町長、これは合併時に大勢の職員を抱え、無理やりポストをつくり与えた弊害だと私は考えています。町長はこのことにどういう認識を持っておられるのか答えていただきたい。

そこで、人事異動についてお聞きします。議会事務局長のようにある程度長期間の在職を求められる職種もあるが、また長期に在職させるべきではない職種もあるのではないかと。また、課によっては経験年数の長い職員がいることによつて能率が上がったり、また経験年数の浅い職員ばかりだと能率の低下を招くこともあります。

そこで、町長はどのような基準をもって人事異動を行っているのか。例えば、この職種は3年、あの職種は4年で異動させるといった基準があるのかどうか。基本的なことをお聞きしたい。間違っても適材適所といった答弁だけは避けていただきたいと思います。

能登町も合併して来春で2年、恐らく人事異動が行われることと思います。町長はたびあるごとに役場職員にも生活があると何回か答弁されていますが、私は職員のために役場があるのではなく、町民のために役場があると認識しているのですが間違っていますか。人事異動の際には、町民の立場を考えた、そして仕事のできる、やる気のある体制をつくっていただくことを期待して、質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは向峠議員のご質問に答えさせていただきますが、まず第1問目の次期県立高校の再編で、先日行われた意見聴取会のお話なんですが、現在、県の教育委員会の方では、高等学校活性化に向けまして学力向上教育改革推進会議を設置して、学区の廃止を初め再編整備に向け議論されているところであります。今回の地域の意見聴取会は、県立学校活性化特別委員会が奥能登地区の2市2町の首長と教育長により現状の意見の聴取を行ったものであります。私も

石井教育長と参加し、能登町の教育環境における実態、あるいは両校の存続の必要性について強く要望してまいりました。向峠議員初め全議員の皆様と同じく、私としても2校の必要性を実感しております。

能都北辰高校におきましては、県内唯一の海洋科、無線科がありますし、能登青翔高校には生産科学科、総合学科を持ち、非常に特色ある学校として地域に重要な役割を果たしているというふうに思っておりますし、その存続もあらゆる方面から今後も強く訴えていきたいと思っております。

また経済効果に関しましても、能登町に2つの高校があることによって非常に大きな経済効果もあろうかと思えます。金額的にはあれなんですけど9億、10億とも言えるような経済効果が考えられるのではないかなと思っております。

ただ存続に関しましては、現実論として、やはり生徒数の確保も必要であろうというふうに思っております。両校とも奥能登の中学校回りを校長先生初め先生方でやっていただいております。また、金沢方面の中学校にも出向いて、学校のPR、そして説明を行っているというふうに聞いております。

町教育委員会あるいは地域の保護者や農林、商工、漁業関係者と連携をとりながら、入学志望者を確保するように努力していきたいというふうに考えておりますし、また今議会への請願書の提出ということは非常にうれしく思っております。議員各位はもとより、全町民のお力添えをいただいて存続運動に邁進していきたいというふうに考えております。

続きまして、職員の人事に関してなんですけど、今ほど向峠議員からありました職員のそういう立ち話、非常に残念に私自身思いました。確かに最近では大分落ちついてきておりますが、まだまだ人事あるいは運営に関しては課題が多く残っているというふうに思っています。何せ人数的には旧の各団体の3倍から4倍集まっているということですので、職員一人一人を掌握するという点では非常に至難なわざであり、今後もさまざまな方法を試しながら職員の資質を図ることに努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、基本的な人事の目的としましては、職員の能力や資格及び専門性を生かせるものであること。また、新しい時代にも対応できるよう職員の勤務に対する意欲を高めること。将来の町にとりまして有為な人材や幹部を育成することなどを目的にしまして、住民福祉の向上に期することとしております。

特別な基準というのは設けてありませんが、専門性の高い分野を除きまして数年ごとに異動する中で、各事務を体験しながら住民に必要とされ、なおかつ行政事務全体に精通した人材の育成と確保ということが必要だというふうに考えております。

また、同じ職務の配置が長期化しますと、刺激やあるいは意欲が薄れ、マンネリ化ということにもつながりますし、また癒着のような状況が生じやすい場

合も想定されるなど、マイナス面にも考慮した形で今後も考えていきたいというふうに考えております。

なお、異動に際しましては事前に職員から異動希望をとるようにしておりますが、基本的には円滑で公平な行政サービスの提供をできるような人事配置を考えていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

5 番（向峠茂人）

高校再編の存続の問題についてですけれども、少子化によって生徒募集が困難なのは現状であります。私もちょっと勉強不足で、ちょっと恥ずかしい面もあるかもしれませんが、そうした場合、奥能登地域、県内のみならず、法的にどういう規制があるか私はわかりませんが、できることならば首都圏や都市部のそういう子供たちをこの生活環境のよい、食材のよい能登町に、2校に対しての入学のPRというか、そういうものを考えているのか。また、考えていこうという気があるのか。そういう答弁をお願いします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

先ほどは各県内の中学校というお話をさせていただきましたが、例えばそういった専門性の高い学科を持つ両校でありますし、またスポーツ面でも北辰高校がソフトテニス、青翔高校がアーチェリーということもあります。ですから、全国的な展開もこれからは考えていかなければならないのかというふうに思っております。

ソフトテニスに関しましてもアーチェリーに関しましてもインターハイ等へ出場しておりますし、また先般、新聞に載っておりましたがアーチェリーの池田君が国立高校へ入ったというようなお話もあります。そういった意味では全国展開も可能かなという気もしますので、今後は十分に検討させていただきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

5番（向峠茂人）

議長、これはちょっと質問と逸脱をしているかわかりませんが、ある町民の何人かは、町長に対して、大変背丈も大きいし男前やけど、ちょっと表情がすごく暗いと。そういう声が大変多いのでございます。この財政危機は顔を暗くしていてもよくなるわけではございません。どうせリーダーシップをとっていくなれば、努めて明るく、後ろにおいでる坂口財政課長のよう。あの人は苦しい財政を見ながら大変にこやかな顔をしています。私は大変うってつけの課長かなと、そう思います。

そういう意味で、今年もあと2週間余りとなりました。来年度は新しい年を迎えるに当たって、議会と町民に町長の来年に対する抱負をひとつ述べていただき、私の質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

持って生まれた顔ですので申しわけないと思っておりますが、これからはできるだけ明るく笑顔でいたいと思っております。

そして来年に関しましても、来年はいのしし年ということなので、猪突猛進とはいかないまでも、できるだけ早い段階での財政再建を目指して頑張りたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいでしょうか。

以上で一般質問を終わります。

散 会

議長（新平悠紀夫）

本日の日程は以上で全部終了いたしました。

次の会議は、あす12月14日午前10時から本議場で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会（午前11時31分）

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

委員長報告

議長（新平悠紀夫）

日程第1 議案第110号「平成18年度能登町一般会計補正予算」から、
日程第19 議案第128号「珠洲市・能登町環境衛生組合の解散に伴う財産処分について」までの19件及び、

日程第20 請願第4号「鵜川地区公衆トイレ設置に関する請願」から、

日程第24 陳情第3号「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情書」までの5件、併せて24件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 石井良明君

総務常任委員長（石井良明）

総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第110号「平成18年度能登町一般会計補正予算（第4号）歳入及び所管歳出」

議案第111号「平成18年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第120号「能登町庁舎建設基金条例について」

議案第121号「能登町地区集会所条例の一部を改正する条例について」

議案第122号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第124号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第126号「奥能登広域圏事務組合理約の変更について」以上7件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、陳情第2号「トンネルじん肺根絶を国に対して求める要請書」につい

ては、採択とすることに決定いたしました。

また、請願第4号「鵜川地区公衆トイレ設置に関する請願」と、陳情第3号「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情書」の以上2件は、継続審査とすることに決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

次に教育民生常任委員長 宮田勝三君

教育民生常任委員長（宮田勝三）

教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第110号「平成18年度能登町一般会計補正予算（第4号）所管歳出」

議案第112号「平成18年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第113号「平成18年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第119号「能登町児童センター条例について」

議案第123号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第125号「石川県後期高齢者医療広域連合の設立について」

議案第127号「珠洲市・能登町環境衛生組合の解散について」

議案第128号「珠洲市・能登町環境衛生組合の解散に伴う財産処分について」以上8件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、請願第5号「県立能都北辰高等学校並びに能登青翔高等学校の存続を求める請願書」については、採択とすることに決定しました。以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

次に産業建設常任委員長 鍛冶谷眞一君

産業建設常任委員長（鍛冶谷眞一）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第110号「平成18年度能登町一般会計補正予算（第4号）所管歳出」

議案第114号「平成18年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第115号「平成18年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第116号「平成18年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第117号「平成18年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第118号「平成18年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」以上6件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、請願第6号「町道藤ノ瀬5号線（田谷出線）の道路拡幅・改良工事の早期実施についての請願書」は、採択とすることに決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議長（新平悠紀夫）

3番 河田信彰君

3番（河田信彰）

総務常任委員会に付託された議案第120号に対して委員長に質問させていただきます。

今議会の議案質疑及び一般質問にて、財政が悪化し北陸3県で最も成績の悪い町として取り上げられ、新庁建設に対し、いくら合併協議会の総意かも知れませんが、委員会で可決というのはどのような論議をされ、反対意見は無かったのか、どうかお聞かせ願いたいです。ひとつよろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

総務常任委員長 石井良明君

総務常任委員長（石井良明）

議案第120号「能登町庁舎建設基金条例について」の件ですが、総務常任委員会としては、慎重審議の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。この案件は、全協並びに提案理由にも説明がありましたので原書に明記し

てありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上であります。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

暫く休憩いたします。

（午前10時13分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時26分再開）

総務常任委員長 石井良明君

総務常任委員長（石井良明）

先ほど、河田議員の質問に対して全会一致という答弁を致しましたが、一部反対意見がありましたが、採択することに決定致しました。以上でございます。よろしくお願ひ致します。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。

14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

総務常任委員長、たびたび申し訳ございませんけど、ご登壇いただきまして私の質問にお願いいたします。

一般会計の補正予算、のとキリシマ連絡協議会へ写真集を作るという名目で200万円の補正金がなされておりますが、私は議案質疑の折に、今この時期に補助金200万というのは果たして適切であるのか、あるいは正当な支出であるのか、これに疑問を呈しておきましたけれど、常任委員会におきまして、どの様な議論があつて、またどの様な説明があつて皆さんご賛同なさつたのか経過について説明をお願いしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

総務常任委員長 石井良明君

総務常任委員長（石井良明）

委員長に対する質疑にお答えいたします。

19節「負担金補助及び交付金」、のとキリシマツツジ連絡協議会への200万円の件ですが、当該常任委員会としては、慎重審議の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

主な事由としては、のとキリシマツツジの普及を目的とした書籍の発刊に伴うものであり、奥能登2市2町の広域的なことであり、更に能登町の町花にも指定されている。更に申し上げますと、複数年をかけて調査されたものを発刊をもって最終年度となり、完成するものでございます。以上をもって総合的に協議した結果でございます。ちなみに、8日の県議会においては、「のとキリシマツツジを学術的調査や連絡協議会の分布調査の結果を見て、後継樹の保存などで協力していきたい。」という、農水部長の答弁がなされております。

つたない委員長報告ですが、ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

議長（新平悠紀夫）

他に質疑ありませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

議長から許可を得ましたので討論を行いたい、反対討論を行いたいと思います。今先ほど委員長報告にもありました、河田議員が言われた議題であります。議案第120号「能登町庁舎建設基金条例について」でございます。その議案に対して私は、断固として反対いたしたいと思っております。その理由、合併直後から今日に至るまで、各定例会・臨時会において能登町の財政事情の厳しさを執行部が再三説明しております。特に本年度の当初予算の編成においては、職員の人件費、各種団体における補助金を削減しながらやってきた訳でござい

ます。その予算を組むことが出来ることになったのも、町民の方々、これに関係した皆様の理解の賜物だと思います。それから、本年度以来3年間の緊急期間と設け、財政立て直しのための期間と定めておられるのは、私達の耳に入っております。経費の節減をしなければならぬ財政事情であることは、執行部、町民の方々も全員お分かりだと思います。それから国の方よりの三位一体の過酷な地方交付税による波の押し寄せ、これについて財政事情が私達、税収が減少する折、ただ70%という数字的なものはまたあれですけど、交付税に頼っている自治体でございます。そういう中で、このハコモノ政策ということに対し、私は断固と今後反対していききたいなと思っております。

これは、交付税で来るから有利な起債だからと、いろんな問題を結局説明されますけど、借金は借金でございます。今日も私、出しなに、私達特権でございます9時ちょっと前ですか、ちょっとテレビで写したところニュース、また評論家の方が言っておられます。自治体の夕張市に続いて、やはり南は沖縄までこういう状態が鮮明になって来ておるという状態です。那覇市でしたかね…なに市でしたか、それは名前は私ははっきり記憶にありませんけど、ただ起債が550億ということで、5万人ということで、ちょっと把握して来ましたが、そういう状態の中で町民はこの現状を市長が、もう町民に並びに全国に公開したということで、そうするとコメントで町民の方々がどういうことをコメントしたら、「私はこの町に住めるのだろうか」、「この町にずっと子供を育てられるんでしょうか」、「福祉の政策はよろしいんでしょうか」、夕張市と同じコメントでございます。こういう中で私達、この（議案第）120号、この基金というものは、無駄な金を積むということでございます。この前も一般質問の中で、町長もやむにやまれず、「次は3月の議会には基金を積むという予定であります。」ということを一一般質問で言われましたけど、そういう中で、この議案第120号能登庁舎建設基金等については、一応執行部の苦しい皆さんに対する申し合わせじゃないかな、と思えますけれど。今、沖縄のある市みたいに、町長は私達の現状財政を町民の方に分かりやすく、じいちゃん、ばあちゃんにも分かりやすく、のと広報にでもグラフに出しながら、家庭に鑑みてやっていくべきではないでしょうか。そのようにして今後、財政事情を立て直して行くべきではないでしょうかと、なってしまったら遅いです。

例を言いますと、能都町漁協も皆さんお分かりだと思いますけど、漁業振興の折に財政事情が悪化して組合員の皆さんに多大な迷惑を掛けて、口銭（こうせん）、組合は口銭ですね、ここは税金だと思います。そういうふうにしてね、そういう現象がこの能登町にも実際ありました。だけど皆さんの町民並びに組合員の努力により、組合は立ち直って来ております。そういう中で、早急に執行部は実際に表示し、皆さんに理解をしていただいて早急に財政の立て直しに

向かっていくのが今後の課題だと思いますけれど、そのために私は、断固もって120号に対して反対いたします。以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成、反対両方できます。賛成者いなければ、河田君に行きます。17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

私は、この議案の第120号「能登庁舎建設基金条例について」明確に賛成をさせていただきます。

なぜならば、私達は今日あるこの議会も、能登町という3町の合併の上になっている訳でございます。旧能都町、柳田村、内浦町の3町村が合併をして今日に至っておる訳でございます。当然ながらこの合併の協定書の調印には、その当時のトップ村長、町長そしてまた知事さんまでもが、おったはずでございます。今確認をさせていただきます……はい、立会いが石川県知事になっております。この調印書もですね、鳳至郡能都町、同郡柳田村、及び珠洲郡内浦町は地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規程に基づく能都町・柳田村・内浦町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったのでここに調印する。ということでございます。言うなれば私達の合併は、きちっとした約束事の上において今日ある訳でございます。いくら財政が危機を感じておる、危機的状況にあるとはいえ、私達は決めたものは守らなければならない。これが私達の議会ではないでしょうか。

例えば、スピード違反に走って、私は道路がいいからここは120キロに走っとるんだよ。法律が80キロにしてある、80キロに決めた法律が悪い。だから120キロにしなきゃダメなんだよと。そんな理屈は私は通らないと思います。私達はやはり、3町の合併の前提が新庁舎の建設や分庁方式、皆さんが集まって民間の方々も入って決めた合併協定書じゃないですか。その協定書に基づく基金条例、いいじゃないですか。また逆に財政のことを言わしていただければ、5%負担それから75%の中の算入率がありまして、全体には3割程度の負担になるかと思えます。例えば合併協定書に謳われておる20億円と仮定するならば、6億円の負担であります。6億円を10年かかってなすのか、13年なのか、それはまた別に論議していただきたいですが、冷え切ったこの能登町を6億円で能登町の地産地消の場にして、例えば木造の建築物、平屋建て全部にしてですね、地域の職人さん、地域の資材を調達をして、地域の産業を活性化すれば6億円以上の効果がでるとすれば、私はこれは一つの方法だと

思います。エジプトのピラミッド、これもまたその時の労働力救済、地域の救済によって、あのエジプトの王がピラミッドを造ったとも聞いております。だから私達は、なにもかにも、ダメダメダメではダメなんです。やはり地域の産業の活性化も併せてすることを考えなければならないという前提に立ちまして、私はこの条例是非とも賛成していただきたい、賛成します、ということで賛成討論に替えさせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

反対討論ありませんか。

他に討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これから、採決を行います。

議案第120号「能登町庁舎建設基金条例について」の質疑・討論がありますので、議案第120号を先に採決します。

お諮りします。

議案第120号「能登町庁舎建設基金条例について」に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第120号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号平成18年度能登町一般会計補正予算、議案第111号平成18年度能登町有線放送事業特別会計補正予算、議案第112号平成18年度能登町国民健康保険特別会計補正予算、議案第113号平成18年度能登町介護保険特別会計補正予算、議案第114号平成18年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第115号平成18年度能登町農業集落排水事

業特別会計補正予算、議案第116号能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算、議案第117号平成18年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第118号能登町水道事業会計補正予算、議案第119号能登町児童センター条例について、議案第121号能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について、議案第122号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第123号能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第124号公の施設の指定管理者の指定について、議案第125号石川県後期高齢者医療広域連合の設立について、議案第126号奥能登広域圏事務組合規約の変更について、議案第127号珠洲市・能登町環境衛生組合の解散について、議案第128号珠洲市・能登町環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてまでの以上18件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第110号から議案第119号までの10件及び議案第121号から議案第128号までの8件、以上18件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号「県立能都北辰高等学校並びに能登青翔高等学校の存続を求める請願書」、請願第6号「町道藤ノ瀬5号線（田谷出線）の道路拡幅・改良工事の早期実施についての請願書」、陳情第2号「トンネルじん肺根絶を国に対して求める要請書」、以上請願2件、陳情1件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第5号、請願第6号、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第4号「鶴川地区公衆トイレ設置に関する請願」、陳情第3号「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情書」に対する委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第4号、陳情第3号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定しました

ここで、暫く休憩いたします。 (午前10時50分)

休 憩

追加議案（発議第8号～10号）

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時00分再開)

ただいま、菊田俊夫君ほか3名から、発議第8号「能登町議会広報編集特別委員会設置に関する決議について」、鍛冶谷眞一君ほか3名から、発議第9号「道路整備促進に関する意見書の提出について」、石井良明君ほか3名から、発議第10号「トンネルじん肺根絶を国に対して求める意見書の提出について」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とし、それぞれ日程に追加し議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第8号から発議第10号までの3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3とし、議題とすることに決定いたしました。

能登町議会広報編集特別委員会設置に関する決議について

議長（新平悠紀夫）

追加日程第1 発議第8号「能登町議会広報編集特別委員会設置に関する決議について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。10番 菊田俊夫君。

提案理由の説明

10番（菊田俊夫）

ただいま上程されました、発議第8号「能登町議会広報編集特別委員会設置に関する決議について」の提案理由の説明を行います。

町議会において、議会活動の状況を広く住民に周知し、町政に対する理解と

協力を得ることは、地方議会にとって当然なすべきことであると考えます。そのための方策として、議会広報の発行及び広報に関する調査等を行う必要があるとの趣旨から、能登町議会広報編集特別委員会を設置するため、別紙のとおり議案として提出するものであります。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第8号「能登町議会広報編集特別委員会設置に関する決議について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

能登町議会広報編集特別委員会委員の選任について

お諮りします。

ただいま設置されました、能登町議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、能登町議会広報編集特別委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

休 憩

ここで、暫く休憩いたします。

(午前11時05分)

ただいま広報編集特別委員会委員に選任されました方は、議員控室でご参集をお願いしたいと思います。

再 開

能登町議会広報編集特別委員会の正副委員長互選結果報告

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分再開)

「能登町議会広報編集特別委員会の正副委員長の互選結果報告」が届いておりますので、申し上げます。

先ほどの休憩中に委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、「能登町議会広報編集特別委員会」の委員長、副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

委員長に鶴野幸一郎君、副委員長に山本一朗君、以上のとおりであります。

発議第9号

議長（新平悠紀夫）

次に、追加日程第2 発議第9号「道路整備促進に関する意見書の提出について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。13番鍛冶谷眞一君。

13番（鍛冶谷眞一）

ただいま上程されました発議第9号「道路整備促進に関する意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

道路は、地方に住む私どもにとりましては、豊かな生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本である。

これまでに、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところである。

高齢化・少子化が進展している中、今後とも、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそ、その中核的役割を担うものである。

一方、昨年末に、道路特定財源の見直しに関する基本方針が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備を円滑に推進していくため、国におかれては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1 道路整備に対する住民のニーズは依然として高いことを踏まえ、道路整備を強力に推進するため、道路特定財源については一般財源化することなく、全て道路整備に充当すること。
- 2 道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者である住民の意見を適切に反映し、国民にわかりやすい形で、道路整備の将来ビジョンを説明すること。
- 3 活力ある地域づくりや都市づくりを推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、住民の期待する道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第9号「道路整備促進に関する意見書の提出について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

発議第10号

議長（新平悠紀夫）

次に、追加日程第3 発議第10号「トンネルじん肺根絶を国に対して求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。16番 石井良明君。

16番（石井良明）

ただいま上程されました発議第10号「トンネルじん肺根絶を国に対して求める意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

国民が豊かで健全な社会生活を営むうえで、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、極めて重要です。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被害者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭鉱や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事においては、未だに社会問題になっている状況にあります。

こうした中、全国11地裁において審理が進められていきトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京地裁・熊本地裁・仙台地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示されました。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

よって、政府においては、東京・熊本・仙台の三地裁判決を真摯に受け止め、これ以上訴訟に及ばず、また、発注者および施行者に対する適切な指導を行なうとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求します。

記

- 1 トンネル建設工事において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務づけること。
- 2 トンネル建設工事において、坑内労働者が粉じんに暴露される時間を短縮・規制すること。
- 3 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第10号「トンネルじん肺根絶を国に対して求める意見書の提出について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第9号及び発議第10号の2件の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

閉会中の継続審査の申し出の件

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきありがとうございました。新たな議員構成による初めての定例議会を終え、心機一転気持ちを新たにしております。今後とも議員各位のご理解、ご協力をいただき、町政運営にあたっていきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

閉 議・閉 会

議長（新平悠紀夫）

これをもちまして、平成18年第4回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、8日間にわたり大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

大変不慣れな議長で申し訳ありません。ありがとうございました。

(午前 11 時 24 分)

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 18 年 12 月 14 日

能登町議会議長

新平 悠紀夫

署名議員

南 正晴

署名議員

河田 信彰